

第六章 『総合郷土研究』編纂対象地における郷土教育の展開 —秋田県、茨城県、香川県を事例として—

第一節 秋田県女子師範学校を中心とした郷土教育の展開

第六章では、第五章における山梨県師範学校の事例を踏まえて、その後の『総合郷土研究』の編纂対象地、すなわち秋田県、茨城県、香川県の各女子師範学校を中心とした郷土教育の実践的展開について検討したい。

文部省は、山梨県に続き1936（昭和11）年には秋田県、茨城県、香川県の三県を指定して、各師範学校を中心とした『総合郷土研究』の編纂を企図した。まず秋田県は、翌1937（昭和12）年1月に嘱託小田内を招き、県行政における各長官、部長、視学、男女両師範学校長等との会合を開くとともに、『秋田県総合郷土研究』の項目とその調査方法の検討を行い、男女両師範学校校長を研究主任、両校教務主任を事務主任とし、両校教諭より研究項目作成委員を選定してその作成に取り組んだ。いわば全県上げての編纂事業であった『秋田県総合郷土研究』は、その後3年の歳月を掛け1939（昭和14）年4月に刊行された。

次に、茨城県は1936（昭和11）年10月には「郷土教育研究項目」を作成し、文部省に提出した。同年12月には、やはり小田内を招き、県学務当局、男女両師範学校、附属全職員の会合をもち、山梨県の事例を踏まえて『茨城県総合郷土研究』の方向付けがなされた。その後、『茨城県総合郷土研究』はやはり3年の歳月を掛け、1939（昭和14）年5月に刊行された。

最後に、香川県はやはり1936（昭和11）年12月に小田内通敏とその子通久を招き、県視学服部基一を中心とした男女両師範学校と附属全職員による協議研究会を開催し、編纂事業を発足した。そして、1939（昭和14）年11月、秋田県、茨城県より半年遅れて『香川県総合郷土研究』は刊行された。

本章では、これら山梨県師範学校に続いて『総合郷土研究』編纂の対象地となった秋田県、茨城県、香川県の三県を取り上げ、各師範学校や女子師範学校を中心とした郷土教育の実践的展開について検討したい。こうした『総合郷土研究』に関する郷土教育実践の整理と検討は、小田内の郷土教育論を実践的に解明する手がかりになるとともに、未だ十分な実態の解明がなされていない師範教育における郷土教育実践を解明するものである。

第一項 秋田県における郷土教育の概要

1. 「郷土研究施設費」交付以前の郷土教育への取り組み

本節では、まず1939（昭和14）年4月に『秋田県総合郷土研究』の刊行がなされた秋田県を取り上げ、特にその編纂に中心的に関わった秋田県女子師範学校における郷土教育の実践的展開について明らかにしていきたい¹⁾。

まず、昭和初期における秋田県の郷土教育について、県行政を中心とした取り組みについて概説したい。

昭和初期における秋田県下の郷土教育について、まず際立った動きが見られるのは1928（昭和3）年5月における秋田県教育大会であった。この大会において、県知事より「小学校に於ける郷土教育に関し、特に留意すべき事項を問う」諮問がなされたのである²⁾。この諮問に対し、県教育会では委員会を制定し、以下のような答申を行った。

「一、教師の方面

1. 史料、産業、経済等其他地方文化に關係ある資料を毎に蒐集すること
2. 郷土に関する諸統計図表の作製に勉むること
3. 郷土誌の編纂と郷土教育の趣旨宣伝
4. 郷土地図の調整
5. 郷土に関する生産消費關係を明らかにすること

二、郷土教育施設に関する方面

1. 小学校内に郷土室を設置すること
2. 郷土調査費の計上
3. 町村勢一般に関する調書
4. 郷土に関する教授細目を編製し他教科との連係を図り活用につとむること

三、郷土教育実施方法

1. 教育方針及学級經營立案に際し其趣旨徹底に勉むこと
2. 郷土講座を開設し郷土の実状を知らしむること
3. 郷土偉人の崇拝と其顕彰につとむること
4. 郷土の職業に関する智識を授くること
5. 郷土の職業に関する智識を授くること

6. 郷土教育は初学年より実施すること
7. 遠足及校外教授を行い郷土意識を深刻ならしむること
8. 校歌及町村歌の設定
9. 郷土の記念物及動植物言語等の調査
10. 郷土教育に関して実習時間を特設すること
11. 愛郷観念の涵養に努力すること³⁾」（下線筆者）

上記の通り、この答申は「一、教師の方面」「二、郷土教育施設に関する方面」「三、郷土教育実施方法」の3つの大きな骨子よりなり、教師、施設、実施方法それぞれの視点から、今後の郷土教育の方向を示していた。まず「一、教師の方面」としては、秋田県の経済や文化等に関する史料や図表、統計等の資料収集と作製、そして郷土誌の編纂が重視されていたことがわかる。次項で詳述するが、具体的な取り組みとして、資料収集と作製に関しては秋田県師範学校農業科村松七郎編纂による『郷土教育 農業研究資料⁴⁾』等が、また郷土誌の編纂に関しては秋田県師範学校編纂による『秋田県郷土誌⁵⁾』が実際に編纂されている。次に、「二、郷土教育施設に関する方面」に関しては、特に「1. 小学校内に郷土室を設置すること」に注目したい。郷土室の設置は、第二章で詳述したように、1930・31（昭和5・6）年の「郷土研究施設費」の交付を契機として全国各師範学校に設置された場合が多い。しかし、秋田県の場合、それに先立つ1928（昭和3）年の答申において、いわば公的に郷土室の設置を促していたことがわかる⁶⁾。また、「4. 郷土に関する教授細目を編製し」に関しては、後述する通り、後の1930（昭和5）年7月、県学務により「郷土教育実施方案」として全県的に提示されている。最後に、「三、郷土教育実施方法」については、郷土教育に関する具体的実践方法として、「郷土講座」の開設、「郷土偉人の崇拜」、「郷土展覧会」の開催等が上げられているが、注目すべきは「愛郷観念の涵養」が最後に上げられている点である。後に見られるように、郷土教育に関して愛郷心、愛国心と言った精神涵養がまず目指されるのではなく、この時点では「郷土の実状を知らしむること」「智識を授くること」が優先されていたことがわかる。

こうした諸問に対する意見として、「教員の転免配置が頻繁で、郷土を凝視する暇がないと云ふことや、補習学校、青年訓練所、青年団、それから何々と云ふ様に、小学校教員が本職以外の兼務仕事が多くて、郷土の調査研究と云ふことが、到底至難である⁷⁾」と言った現場の率直な意見も出されていた。しかし、秋田県下では、1930・31（昭和5・6）

年における「郷土研究施設費」交付、1931（昭和6）年の「教授要目改正」以前に、こうした県知事諮問による答申が行われ、既に郷土教育に対する積極的取り組みが始まっていたのである。

2. 「郷土教育実施方案」作成と郷土教育研究会秋田県支部の発会

(1) 奥羽六県北海道連合教育会における文部省諮問

さて、その後秋田県では、1930（昭和5）年の5月1～3日に開催された奥羽六県北海道連合教育会の際の、文部省諮問「郷土的観念を涵養するに適切なる方法如何」討議、また同年10月には、文部省嘱託である小田内通敏を招き、9日間にわたり巡回視察と郷土教育講習会を開催、さらに翌1931（昭和6）年11月には、郷土教育連盟秋田県支部発会と、さらに郷土教育への取り組みを本格化していった。

まず、1930（昭和5）年には、5月1～3日の3日間にかけて、秋田県師範学校、秋田県記念会館を会場に奥羽六県北海道連合教育会が開催され、特に文部省諮問として「郷土的観念を涵養するに適切なる方法如何」が討議された。実際の討議では、例えば「従来郷土に対する教育は過って居たのではないか」との問題意識から、以下のような意見が出されていた。

「研究旺盛の成果はすべて、統計書類となって表はれ、而もそれはすべて農村に不利な結果のものばかりである。この悲観的材料を資料として教育した為めに、農村将来の發展を危んで離村者続出の現象を見るに至ったものである。農村を愛し、踏み止まって農村發展せしめる中堅人物を養成する為め教育は實にその反対の結末に終わりつゝあることはまことに皮肉なものと言はなければならぬ。

よろしく理知の村を理解せしむるより、潤ひある村、情ある村を理解せしむるべく教育を施さねばならない⁸⁾。」（下線筆者）

諮問内容が、「郷土的観念を涵養するに適切なる方法如何」であるので、当初から「郷土的観念」をどう涵養するかを中心とした討議であった。しかし、「悲観的材料」である「統計書類」を資料として、「理知の村を理解せしむる」するより、「農村を愛し、踏み止まって農村發展せしめる」ための教育を重視するといった視点は、当時の離村者が続出

する秋田県の切実な地域的状況を踏まえてのものであり、郷土の知的理義よりも、秋田の地に留り「農村發展せしめる」ための愛郷心涵養が必要とされていたことがわかる。

しかし、「郷土的觀念を養成するには」として、以下のような具体的方策も意見として出されていた。

- 「1. 教育者指導者の頭脳改造を図ること。
- 2. 『郷土』に関する概念をはっきりせしむること。

郷土は即ち自己の延長であるに、識見の高まるにつれて郷土の概念は拡張されていく、自己の手、足を了解せるに似せて郷土を了解せしめねばならぬ。

3. 子どもの郷土と大人の郷土とはその概念の上に相違あることを思へ、第一の郷土は市町村である『世界』までに郷土を拡張することが出来る。

4. 郷土の理解なければ教育は不可能である。故に郷土を理解せしめよ⁹⁾。」

(下線筆者)

ここでは、偏狭な愛郷心、愛国心の育成を唱えるのではなく、むしろ「『郷土』に関する概念をはっきりせしむること」「郷土の理解なければ教育は不可能である」というように、まず郷土の客観的理解を前提とし、それに基づいた郷土觀念の養成が重視されていたことがわかる。

(2) 県学務による「郷土教育実施方案」の提示

こうした奥羽六県北海道連合教育会における討議を経て、1930（昭和5）年7月には、県学務課による「郷土教育実施方案」が提示された。これは、直接的には先の1928（昭和3）年5月における秋田県教育大会における県知事諮問「小学校に於ける郷土教育に関し、特に留意すべき事項を問う」諮問に対する答申を受けて作成されたものである。県学務課では、この「郷土教育実施方案」をもって県内郷土教育の指導指針としていた。それゆえに、その内容は以後の秋田県下における郷土教育に関して、大きな影響力を持つものであった¹⁰⁾。内容は、「A 郷土主義教育の基調」「B 郷土の意義及其の範囲」「C 郷土教育の本質」「D 郷土教育の実施方案」の大きく4部で構成され、「附 実施細目の例」として「修身教科書の郷土化」「理科教育の郷土化」「国史と郷土史の連絡」が示されていた。

まず、「C 郷土教育の本質」では、郷土教育の意義について以下のように示していた。

「現今多くの人々によって主張されている郷土教育には二つの意義がある様である。一つは所謂『郷土による教育』である他の一つは『郷土への教育』である。前者は前述（郷土主義教育基調）一、実生活上の要求によるもので郷土を基礎とし郷土を素材とするものである。後者は前述の二の社会倫理的 requirement によるものであり郷土を愛し郷土を守り進んで郷土を楽しむ様勉むる優秀なる郷土人を養成して郷土への寄与を図り、以て生々発展の理想的郷土を建設せんことを意図するものである⁽¹⁾。」（下線筆者）

「生々発展の理想的郷土を建設」すべき郷土人の養成とあるように、ここで提唱された郷土教育は、まさに「郷土による郷土への教育」を目指すものであった。郷土を出発点として、同心円的に学習領域を拡大し、そして最終的に再び郷土を帰着点とする郷土教育の展開は、先に示した山梨県師範学校においても見られた視点である。ただ単に、郷土から県、国家、そして世界へと拡大するだけではなく、そこから再び郷土に目を転じ、フィードバックすることで改めて自己の生活舞台である郷土を考察することを目指していた。

さらに、具体的郷土教育に関しては、「D 郷土教育の実施方案」で示された。内容は、「一、一般方案」と「二、各教科に於ける具体方案」の2部よりなり、前者では、以下のような内容が示されていた。

「一、教授の方面

1. 教授の郷土化

- (1) 郷土的生活に関連して理会させること
- (2) 郷土的素材は可成詳細に取扱ひ感銘を深くすること

2. 教弁物の郷土化

- (1) 教弁物はなるべく郷土からとること
- (2) 郷土誌の作製及利用
- (3) 郷土資料を加味した教弁物を作ること
- (4) 郷土史年表の作製等

二、環境の方面

1. 郷土博物館の整備

- (1) 歴史、地理、理科、其他各方面に亘る郷土材料の蒐集陳列

(2) 特に郷土偉人の資料蒐集をなすこと

(3) 参考図書其他の陳列

三、郷土愛の精神涵養

1. 郷土偉人祭の設定（命日祭日）

講演、談話、参拝等

2. 郷土愛護日の設定

(1) 作業…寺社墓前等の清掃

(2) 郷土伝説、郷土の事実談等の蒐集説話

3. 郷土学芸会¹²⁾」（下線筆者）

まず、「教授の郷土化」「教弁物の郷土化」というように、「郷土科」の特設ではなく、各科の「郷土化」を中心にした郷土教育が提示されていたことがわかる。また具体的な内容として、例えば「二、各教科に於ける具体方案」の「地理科」では、以下のような内容が示されていた。

「 地 理 科

1. 常に生活環境を地理的に考察し人と人、自然との有機的関係の本質を洞察する能を養ふこと

2. 郷土を出発点として教授すると共に又之を帰着点たらしむること

3. 移動的事項、時事問題等は隨時に之を授くること

4. 左の地理実習を奨励し以て地理教授をして一層実際的ならしむること

イ. 砂箱の実習

ロ. 描図練習

ハ. 地理上に於ける距離面積等の測定

二. 野外実演

ホ. 郷土物産調査

5. 郷土の気候と地形及産業との関係を知らしめ之を基礎とし一般的地理的理法の説明に及ぶこと

6. 郷土地史を調査し既往、現在より将来を推測せしむること

7. 郷土の地理的現象を踏査せしむること

8. 修学旅行、遠足等に対する視察要項中に地理的事項を加へ地理科教授の準備若しくは整理の資料たらしむること
9. 新聞紙上の地理的新資料に注意せしめ説明を加へること¹³⁾」（下線筆者）

「4. 左の地理実習を奨励し以て地理教授をして一層実際的ならしむること」「7. 郷土の地理的現象を踏査せしむること」等に示されているように、机上の学習ではなく、実際の郷土に立ち、その事実に向合うことで学習することを重視していたことがわかる。また、「郷土を出発点として教授すると共に又之を帰着点たらしむこと」というように、先の「C郷土教育の本質」における「郷土教育の意義」を、具体的教科レベルでの具現化を目指していた。

以上のような「郷土教育実施方案」が、1930（昭和5）年7月に県学務課より提示されていた。この実施方案は、先に述べたように同年5月に行われた奥羽六県北海道連合教育会における文部省諮問の討議を経て、また直接的には1928（昭和3）年5月における秋田県教育大会における県知事諮問の答申を受けて、県学務課が中心となり作成された。県教育行政としては、この「郷土教育実施方案」をもって県内郷土教育の指導指針としていた。それゆえに、以後の秋田県下における郷土教育に大きな影響力を持つものであった。

（3）小田内を招いた巡回視察、郷土教育講習会と郷土教育研究会秋田県支部発会

以上のように、1930（昭和5）年における秋田県では、こうした5月の奥羽六県北海道連合教育会における文部省諮問の討議、また7月の県学務課による「郷土教育実施方案」の提示と郷土教育に対する積極的取り組みが見られたが、さらに10月には小田内通敏を招き、9日間の日程で、秋田、土崎、能代、鷹巣、毛馬内、大曲、本庄、横手、湯沢の1市8郡の巡回視察と郷土教育講習会を開催した。既に小田内は、同年の春に秋田県教育会に招かれ、「郷土の地理学的認識の方法」を3日間にわたり講じていたが¹⁴⁾、さらに秋にも招かれたのである。小田内は、第四章で述べてきたように1875（明治8）年に秋田市手形本新町に生まれており、市内の明徳高等小学校や秋田県立中学校等秋田市で育った人物である。この当時は、内閣人口食料問題調査委員会人口部による「人口調査嘱託」等の地理的調査嘱託を経て、この年1930（昭和5）年の9月より文部省「教育制度調査嘱託」の任に就いたばかりであり、年齢は55歳であった。また、この訪問には翌11月に郷土教育連盟を共に設立する尾高豊作が同行しており、さらに同月13日には、新渡戸稻造が県学務部

に招かれ、「形式主義から郷土教育へ」と題する講演を行っていた。

さて小田内は、この時の巡回視察の状況を郷土教育連盟による機関誌『郷土』第2号（1930年12月発行）に報告しており、また後の『日本郷土学』（1940年6月発行）においても取り上げている。特に『郷土』第2号では、南秋田郡外旭川小学校、秋田県師範学校第二代用附属小学校¹⁵⁾の実践を高く評価するとともに、秋田県立本庄中学校¹⁶⁾、横手小学校、鹿角小学校の郷土室を取り上げ、「最も整ったもの」としていた¹⁷⁾。中でも、南秋田郡外旭川小学校における郷土教育実践は、『日本郷土学』でも取り上げており、「今日の国民教育者の郷土教育案に対し、大きな方向を示しているもの¹⁸⁾」として積極的に評価していた。同校の実践例として、例えば以下のような郷土調査が上げられていた。

「(一) 入学当初の調査

1. 家族調（児童を個別的に）

家庭で子供が呼んでいる名称通に年齢順にいはせる、修身や算術其の他の学課の時に

2. 部落での子供の遊び場所

神社の境内 広場（家の前庭）（神社の境内は部落の全児童に毎月掃除をやらせている）

3. 友達調べ（近隣の）

教育上に其の友達を利用する

4. 店の有無

自分でどんなものを買ふか（頼まれたものではなく）、店の存在（部落）は、子供の生活に、相当重要な事であるから、継続的に調べること

5. 部落の中で一番高い大木（尋常二学年に入りて実施）

樹名 所有者 樹齢

(二) 寻常二年から四年までの間の調査

1. 家庭に於ける子供の仕事（各学年を毎年調査する）

2. 家庭内その他から入ったもの（何村の何といふ家から来たか）

3. 近親者の行先

婚嫁、働きに、勉強に

4. 単独で行き得る他町村

学年に応じて見とり図の作製

5. 部落で面白い行事、難儀な仕事

全村行事表調整

6. 全村模型図と鳥瞰図を調べた上

イ. 全村巡回、他町村との交通関係 ハ. 全村水利関係（以上の三項は、互いに関連して実施する場合と、単独に一項につき実施する場合がある）

7. 主なる方位目標

8. 適当なる写生場所

9. 理科及地理の実物観察採集の場所

(三) 尋常五年以上

1. 他町村との売買関係

2. 労力需給の関係

3. 部落地図及全村地図の作製（学年の上る毎に精密に）

4. 村勢調査への纏め

5. 伝説、古老の物語等の集録¹⁹⁾」

同校では、このような「郷土資料を子供に就いて調査し、或いは子供に直接調査させ」ることで、「郷土の認識が次第に広まり深まる所に注意を払いつゝ、段々それを構成的に発展せしめ、やがて郷土民として公私生活を、有機的に組織的に営むことが出来²⁰⁾」得ることを目指した郷土教育を開催していた。これに対し、小田内も「従来国民教育に於て行はれた教材の郷土化よりは遙かに本質的なものであり従って効果的なものと考へ、これを『生活環境に即した郷土教育』と評し²¹⁾」ていたのである。

さて、このように直接小田内や尾高の訪問を受けた秋田県では、翌1931（昭和7）年、5月1～3日の3日間において「郷土研究資料展覽会」が開催された。主催は秋田県教育会初等教育部であり、会場は秋田県女子師範学校であった。内容は、偉人室に63点、歴史室に113点、地理博物室に139点、産業室に21点、そして風俗芸術教育室に82点、総計418点にも上り、さらに「参考品」として、小田内自身による出品もなされていた²²⁾。この展覽会は、先の1928（昭和3）年5月の秋田県教育大会における県知事諮詢に対する答申や、前年の1930（昭和5）年7月に県学務部より示された「郷土教育実施方案」を受けて実施されたものである。「短日時の計画であったにも拘らず全県的に反響を与へ」た展覽会は、

3日間にわたって開催された。

そして、さらに同年11月15日、郷土教育連盟秋田県支部が発会された。会長は秋田県師範学校長の和田喜八郎であり、発起人は、千葉治美（秋田市明徳小学校）、石井正太郎（秋田県女子師範学校附属小学校）、齊藤善九郎（南秋田郡旭川小学校）、その他沼田平治、鯨岡逸朗の5人であった²³⁾。この郷土教育連盟秋田県支部の設立は、これまでの秋田県下における郷土教育への取り組みに拍車をかけるものであり、同県の郷土教育の展開に関して意義あるものであるが、そればかりではなく、以下の2点に関しても意義あるものであった。すなわち、第1点は、未だ組織の実態解明がなされない郷土教育連盟の組織に関して、下位組織である支部の存在が実証されたこと、第2点は、その支部組織の内実が、従来の郷土教育研究枠の見直しを迫るものであることがある。まず、第1点目に関して、本部である郷土教育連盟は、既に述べたように尾高豊作、小田内通敏らを中心として、この前年の1930（昭和5）年11月に発会している。しかし、その組織の実態に関しては不明の点が多く²⁴⁾、未だ解明の途上にある。特に、地方での支部設立は不明な点が多く、同連盟の機関誌『郷土』『郷土科学』『郷土教育』を管轄する限り山形支部が見られるだけである²⁵⁾。この秋田県支部のように、実際に支部設立の痕跡が認められるのは貴重な例で、郷土教育連盟の組織に関する実態的解明の一助となる事例である。また第2点目に関して、序節でも述べた通り、従来の郷土教育先行研究では、特に実践研究に関しては「文部省・師範学校系」と「郷土教育連盟系」の二分法による研究枠が中心であった。本来この研究枠は、梅根悟によって提示されたものであるが²⁶⁾、その後海老原治善²⁷⁾、田嶋一²⁸⁾等によって踏襲されたのである。しかし、この秋田県支部の内実に注目すると、その矛盾を指摘することができる。すなわち、郷土教育連盟秋田県支部は、郷土教育連盟の支部であり、まさに「連盟系」に位置づくものであるが、その内実は秋田県師範学校、女子師範学校、そして附属小学校の教員を中心としていた。「連盟系」組織の内実は、「師範学校系」によって構成されていたのである。これは、郷土教育実践研究において、実質的に「文部省系」「連盟系」の二分法による研究枠が矛盾していることを示しており、その見直しの必要を実証するものである。

以上、1930・31（昭和5・6）年における秋田県下における郷土教育の展開を概観してきた。この期における秋田県下の郷土教育への積極的取り組みは、文部省による郷土教育関係施策である「郷土研究施設費」交付（1930・31）や「教授要目改正」（1931）以前のものであり、基本的には県行政を中心とした秋田県下の教育関係者が主体的に取り組んだ

ものであった。中央行政の主導による郷土教育の振興ではなく、地方が自身の地域的状況を踏まえて積極的に取り組んでいたのである。

3. 『秋田県総合郷土研究』の編纂と「教育綱領」の制定

さて、以上のような秋田県下における郷土教育への積極的取り組みは、やがて『秋田県総合郷土研究』編纂として結実した。前述したように、もともと秋田県は文部省嘱託である小田内の出身県であり、また上記に示したように、「郷土研究施設費」交付（1930・31）や「教授要目改正」（1931）等の文部省による郷土教育関係施策以前から、郷土教育に対し積極的に取り組んでいた。こうした秋田県の取り組みに対し、1936（昭和11）年、文部省は山梨県に続き茨城県、香川県とともに秋田県を『総合郷土研究』編纂の対象地に指定したのである。

指定を受けた秋田県では、早速翌1937（昭和12）年1月23日に小田内を招き、『秋田県総合郷土研究』編纂のための会議を開いた²⁹⁾。同時期に指定された香川県は前年の1936（昭和11）年12月19日に、また茨城県は1937（昭和12）年1月9日に、やはり小田内を招いて同様の会議を開いており、3県の中では秋田県が最後に編纂の開始がなされたことになる³⁰⁾。さて会議では、午前中に長官、各部長、各課長、各視学、男女両師範学校長等が集められ、小田内より『秋田県総合郷土研究』の編纂方針や諸注意が説明された。そして、午後には学務部長、各視学、男女両師範学校の校長、教諭、訓導等が集められ、小田内を中心に『秋田県総合郷土研究』の具体的研究項目とその調査方法が検討された。またここで、編纂の組織として両校長を研究主任、両校主任を事務主任とし、さらに両校教諭から研究項目作成委員数名を選任した。翌24日、早速研究項目作成委員会を開催し、研究部門を自然環境、歴史的発達、人口、聚落、産業、交通、行政、経済、社会、文化、教育の11部門とすることにし、各部門ごとに小田内より調査研究上の諸注意を受けた。こうして、1月末までには各研究部門の両師範学校教諭による主任、副主任、及びそれぞれの分担者を決定し、実質的に『秋田県総合郷土研究』編纂は開始された。

その後、実際の研究調査方法に関する協議の結果、県内各方面の有力者、郷土研究家の協力を求ることになり、3月29・30日の両日に「郷土研究座談会」を開催した。協力者は、大橋良一（鉱山専門学校）、荒井武雄（営林局造林課）等、自然環境の部5名、歴史的発達の部7名、人口・聚落の部3名、産業の部11名、交通の部4名、行政の部8名、經

済の部4名、社会・文化の部4名、教育の部2名で、総勢48名にも上った。山梨県、秋田県、茨城県、香川県の各『総合郷土研究』編纂において、その編纂途上でこのような県内多方面にわたる協力者を召集した「郷土研究座談会」を開催したのは秋田県のみであった。こうした座談会の成果を受け、4月22日には各研究主任等により調査項目全般にわたって最終的修正をし、さらに5月から6月初めにかけては直接小田内を迎え、研究調査の協議、検討を行った。そして、6月19日には各調査票の印刷を完了し、これにより6月21日に秋田県女子師範学校を会場として「総合郷土調査委員会」を開催した。県学務部長、学務課長、視学官も出席し、各視学、男女両師範学校長、教諭数名、各学区長等が会合し、調査票による基礎調査に関して協議会を開いたのである。この結果を受けて、6月25日より7月7日にわたり、全県的に「総合郷土調査打合会」が開催された。各学区ごとに、直接各視学、両師範学校長、両師範学校教諭が交互に出張し、調査票による基礎調査とその記入方法等について説明指導がなされた。

かくして実際の研究調査の準備は整い、実際の調査は夏季休暇中を中心に進められた。しかし、この1937（昭和12）年の7月には盧溝橋事件を発端とした日中戦争が勃発し、両師範学校ともその寄宿舎が数百人にも上る応召兵の宿泊に使用されたため、両師範学校の職員はその接待に忙殺された。その時の様子を、「秋田県総合郷土研究の経過報告」では以下のように記している。

「慌ただしい中に昭和十二年を送ったが、年が改まって応召兵の見送りはいよ～繁く、傷痍軍人の慰問、名誉ある遺骨の出迎、慰靈祭、祈願祭の参列等銃後の仕事は倍加するばかりであった。而も授業と校務は忽せには出来ぬ。この間に於ける研究者の苦心は一通りではなかった。相集っては互いに激励し、互いに慰め合ひ、一向に研究の完成を急いだのであった³¹⁾。」

こうした銃後の仕事に忙殺されつつ、夏季休暇も過ぎると漸次研究結果は集められ、翌1938（昭和13）年5月末には原稿も次第に出揃ってきた。この間、直接小田内通敏やその子通久の指導を受けつつ、幾度もの協議会を経て、ついに10月末には1,200頁にも及ぶ原稿が完成した。1937（昭和12）年1月に実質的に始まった『総合郷土研究』の編纂は、両師範学校全職員会を開くこと12回、委員会等の会合を開くこと50余回、小田内通敏の来秋指導4回、その子通久の来秋指導2回を経て、ここにその原稿が完成し、やがて多少の修

正を加えた後、翌1939（昭和14）年4月に刊行されたのである。

さて、前章で述べた山梨県師範学校の場合、こうした『総合郷土研究』の編纂が契機となり、その郷土教育実践はさらなる発展を見せた。しかし、秋田県の場合、この『秋田県総合郷土研究』編纂の最中である、1938（昭和13）年6月、秋田県訓令甲第29号として制定された「秋田県教育綱領」により、その郷土教育は変容を余儀なくされた。この「秋田県教育綱領」と「秋田県教育綱領実践要項」に関しては、第三項で取り上げ詳述したい。

第二項 秋田県女子師範学校における郷土教育の展開

1. 秋田県女子師範学校の概況

本項では、『秋田県総合郷土研究』編纂の中心であった秋田県女子師範学校を取り上げ、その郷土教育の展開について明らかにしていきたい。秋田県師範学校ではなく、同女子師範学校を中心的に取り上げるのは史料の関係からである。秋田県下における師範学校を中心とした教育史料は、やはりこの期の他の史料同様に、戦災の影響により散逸が著しい。例えば、秋田県師範学校に関しては、同校の郷土教育の成果として編纂されたものとして『郷土教育 農業研究資料³²⁾』『創立六十周年記念 秋田県郷土誌³³⁾』が見出せるのみで、同校の全体的郷土教育実践を知り得ることはできない³⁴⁾。しかし、女子師範学校に関しては、『郷土研究紀要³⁵⁾』や『郷土地理研究書³⁶⁾』等、当時の同校による全体的郷土教育実践を知り得る史料が現存している。よって、本項では、こうした史料の関係から、秋田県女子師範学校を取り上げ、その郷土教育について検討したい。

まず、1939（昭和14）年3月時、『秋田県総合郷土研究』編纂中における同校の概況に関する、その学級数・生徒数、そして在職職員は、資料6-1「秋田県女子師範学校における学級数・生徒数の変遷」、資料6-2「秋田県女子師範学校職員一覧」、に示した通りである。

資料に示した通り、秋田県女師師範学校は1939（昭和14）年3月の時点で、本科第1部の第1学年から第5学年が各1クラスで計5クラス、生徒数123人（1クラス約25人）、本科第2部の第1・2学年が各1クラスで計2クラス、生徒数59人（1クラス約30人）、専攻科1クラス、生徒数4人で、全8クラス生徒総数189人であった³⁷⁾。一方教員は、教諭が15人であり、単純に総数から計算すれば、生徒のほぼ13人に1人の教諭がつく割合であった。数値上、個別指導がしやすい状況であったことが窺える。

資料 6-1 秋田県女子師範学校における学級数・生徒数の変遷

年度	本科第1部		本科第2部		専攻科		合計		備考
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	
23	194	5	40	1	6	1	240	7	
4	194	5	40	1	4	1	238	7	
5	189	5	40	1	4	1	233	7	
6	190	5	35	1	2	1	227	7	
7	178	5	29	1	29	1	216	7	
8	164	5	53	2	5	2	222	8	
9	150	5	49	2	5	2	204	8	
10	137	5	50	2	5	2	192	8	
11	126	5	50	2	6	1	182	8	
12	124	5	49	2	5	1	178	8	
13	125	5	51	2	2	1	178	8	
	123	5	59	2	4	1	186	8	

* 秋育大部学田秋田県立女子師範学校創立百年記念会編、『創立三百年治革史』、秋田県女子師範学校、1939.5、pp. 34-34、秋田大学教育学部、秋田大学教育学部、秋田大学教育学部、秋田大学教育学部。

資料 6-2 秋田県女子師範学校職員一覧（1939年5月時）

・「本校職員在職図表」秋田県女子師範学校編『創立三十年沿革史』秋田県女子師範学校、1939.5年作成。

さて、『郷土研究紀要』に「近く体系を立てて計画的に研究調査に進みたるは全く本省よりの補助を仰ぐ半年前であったのである³⁸⁾」というように、秋田県女子師範学校における郷土教育への取り組みは、1930・31（昭和5・6）年度の「郷土研究施設費」交付の直前、木暮安水校長期（1929.11-1933.3）³⁹⁾に本格化した。その意味で、文部省による「郷土研究施設費」交付といった郷土教育関係施策が展開される以前から主体的に取り組まれていたのである。その主な内容は、以下に示す通りである⁴⁰⁾。

- (1) 「郷土研究室」の整備と紀要の編纂
- (2) 「地理学実習⁴¹⁾」
- (3) 「遠足の指導⁴²⁾」
- (4) 「日常教授に於ける郷土教育」

以上、4つの具体的項目のうち、特に、(1)「郷土研究室」の整備と紀要の編纂は中心的な郷土教育実践であった。以下、特に(1)「郷土研究室」の整備と紀要の編纂、(4)「日常教授に於ける郷土教育」を取り上げ、詳述したい。

2. 「郷土研究室」の整備と紀要の編纂

(1) 「郷土研究室」の利用と紀要編纂の趣旨

まず、(1)「郷土研究室」の整備と紀要の編纂について述べていきたい。秋田県女子師範学校の郷土教育への取り組みに関して、『郷土研究紀要』の「序」では以下のように記していた。

「（『郷土研究施設費』交付の半年前から－筆者註）今までの研究調査の過程は最初の予定の如く、大体四期に分つことが出来る。即ち第一期には研究調査の項目を作製し、第二期には本校在来の研究物標本に系統づけ、第三期には項目と在来の標本、研究物を対照して、大略の体系をつけ、更に郷土研究室を特設し、第四期には郷土の重要事項と職員生徒の各趣味に従って研究調査せしめ、職員には毎月輪番に学科担任よりの研究発表をなさしめつゝあるの現状である⁴³⁾。」（下線筆者）

以上に示されているように、秋田県女子師範学校の郷土教育は、1930（昭和5）年度に特設⁴⁴⁾された「郷土研究室」の整備を中心として、それと関連した郷土研究が中心的位置を占めていた。こうした同校の「郷土研究室」に関して、例えば前述した山梨県や後述する茨城県、香川県の場合のように、その内容に関する史料があれば、さらに詳細な内容検討ができるのであるが、残念ながら管見の限りその史料はなく、その具体的施設や内容は不明である⁴⁵⁾。わずかに、「郷土研究室」の利用に関して以下の点が確認できるのみである。

「A、郷土研究室に於いては

1. 郷土研究資料の蒐集及びその整理のために殆んど毎日放課後生徒と共に協働して、資料が日常の授業の上に直に利用される様に力めたこと。
2. 時には又郷土研究上のディスカッションをなしたこと。
3. 地形図の利用に関しては、特に読図を課し、又土地分類図を作製し、教授上の利用に資せんがために、各種図表の作製並に之が整理をなしたこと。
4. 毎日気象の観測をなし、これが統計の作製をなしたこと。
5. 六月当初より本研究書作製に関し、殆ど日曜抜きで生徒は各自分担の研究問題の完成に努力したこと。
6. 尚第三学期に於いては、特に地理を増加科目としてゐる上級生の卒業論文の作製のためこれが演習室を併用せること⁴⁶⁾。」

以上より、同校の「郷土研究室」を利用した郷土教育としては、資料収集と整理、郷土研究上のディスカッション、地形図等の各種図表の作製と整理、気象観察とその統計作製、郷土研究の推進と紀要の編纂、卒業論文の作製の6点に整理することができる。資料収集や図表作製等、「郷土研究室」のこうした利用内容は、他の郷土室にも見られる一般的なものである。しかし、注目すべきは紀要の編纂である。具体的編纂物としては、1932（昭和7）年に前述した『郷土研究紀要』『郷土研究地理書』の2点が編纂されたのであるが、その編纂趣旨に関して、以下のように述べていた。

「さて、單に材料の整理と言ふ点からのみ言へば、従来と雖も或は秋田県史として、或は秋田県産業調査書等々として編纂されてゐたものは多々あったけれども、これを

日常教場で使用するとしては、言ふまでもなく種々なる不便と困難とを免れ得なかつた。そこで何れかの方法で従来蒐集した資料と併せて、これ等が教授上容易く利用される様に編纂して、生徒の学習材料を整理せんとする意味から生まれたものが本書である。随って、これは仮令常識的なものであるにしても本県の地誌を了解する上のテキスト代用として、今後教室其の他で使用さるべき目的を有するものである。⁴⁷⁾

」（下線筆者）

すなわち、『郷土研究紀要』と『郷土研究地理書』は、「テキスト代用として、今後教室其の他で使用さるべき目的を有するもの」として編纂された。「郷土研究室」の内容整備と関連した資料収集、それを利用した郷土研究の推進、そしてその成果としての紀要の編纂は、山梨県、茨城県、香川県等の各師範学校にも見受けられ、またその他の師範学校にも見受けられるものである。しかし、その研究成果を「テキスト」として編纂し、さらに郷土教育実践に還元する方法は他には見受けられない。秋田県女子師範学校にのみ見受けられる同校の特色である。

（2）紀要の内容と特色

さて、このように秋田県女子師範学校における郷土教育のいわば「テキスト」として編纂されたそれぞれの紀要であるが、その内容はどのようにになっていたのであろうか、それぞれの項目は、資料6-3『郷土研究紀要』目録及び資料6-4『郷土地理研究書』目録に示す通りである。

資料に示したように、『郷土研究紀要』は「修身公民科」「国漢科」等、学科を中心とした郷土研究を、一方の『郷土地理研究書』は「郷土の地理区分」「地形概観」等、地理的郷土研究を主な内容としていた。特色ある内容としては、まず『郷土研究紀要』では、「修身公民科」で、「佐竹藩時代の刑罰」「秋田県に於ける陪審制度実施の状況」等、法を中心とした郷土研究を過去と現在の比較といった時系列的視点から展開した点、「国漢科」で、「本校を中心とする近郊遠足案内」として「秋田の土と人」（安藤和風著）「秋田勤王史」（後藤寅外著）等の地方談話を取入れたフィールドワークによる国語学習を開いた点等が上げられる。一方『郷土地理研究書』では、「第一編 郷土の自然環境」では「地形概観」「秋田の火山」等一般的な地理的研究中心で、特に特色は見られないものの、「第二編 人文活動上より見たる秋田県」においては、「秋田の酒特にその消費につ

資料6-3 『郷土研究紀要』目録

大項目	項目	細目
第一、修身公民科	一、佐竹藩時代の刑罰 二、秋田県に於ける陪審制度実施の状況 三、秋田及びその所轄刑務所の沿革 四、郷土に於ける公益質屋の状況	
第二、国漢科	一、本校を中心とする近郊遠足案内	第一路 秋田市西北方面、八橋、寺内、高瀬木に至る 第二路 秋田市東北方面、手形、猪田、藤倉に至る 第三路 秋田市東方面、赤沼、八田、太平山に至る 第四路 秋田市西南方面、川尻、新屋に至る
第三、理化科	一、雄物川と水害について 二、秋田県に於ける電気事業表	一、本県に於ける重要山岳及河川一般 二、雄物川とその流路の形勢 三、雄物川の航路及交通の関係 四、雄物川と水害 五、過去の雄物川 六、雄物川改修工事
第四、博物科	一、郷土博物の一瞥	序 長走風穴に就いて 鱗に就いて 尾去沢鉱山について 泥炭に就いて 秋田の植物方言に就いて 郷土動植物調査 郷土博物の調査 郷土植物の調査
第五、図書手工科	一、秋田県に於ける洋書の発達 二、手工芸品に就いて	
第六、音楽科	一、秋田県に於ける民謡俚謡に就いて	序 各民謡の起源及び概略
第七、裁縫科	一、モッペ及タナの県内分布状態 二、農村被服の裁縫	
第八、家事科	一、郷土に於ける食品研究の一端 二、郷土住宅考察の一端 三、秋田県学校給食の現状について	一、郷土料理に就いて 二、名物名産の研究 三、食品の保存方法に就て 一、農村住宅 二、一般住宅に就いて

・「郷土研究紀要目録」秋田県女子師範学校編『郷土研究紀要』秋田県女子師範学校, 1932.12, pp.1-2より作成。尚、「郷土研究紀要目録」の項目と実際の論文のタイトルとに若干の違いがあり、その場合は、論文のタイトルを優先した。

資料 6-4 『郷土地理研究書』 目録

大項目	項目	細目
第一編 郷土の自然的環境	第一章 郷土の地理的区分=秋田県総論	第一, 位置 第二, 地理的区分 結び
	第二章 秋田県の地形概観	第一, 山系 第二, 水系 第三, 平野 第四, 海岸地形 第五, 結語
	第三章 秋田県の盆地	第一, 総論 第二, 横手盆地 第三, 大館盆地 第四, 鷹ノ巣盆地 第五, 毛馬内盆地
	第四章 秋田県の火山	第一, はしがき 第二, 火山の系統 第三, 火山の分布 第四, 火山の形状及び構造 第五, 県下に於ける各火山の解説
	第五章 秋田県の気候	一, 県下の気象概況 二, 最近の気象概観 三, 気温 四, 雨量 五, 全国各地との比較
	第六章 秋田県に於ける植物分布の状況	第一, はしがき 第二, 秋田県の概観 第三, 秋田県植物分布の概観 第四, 森林分布の状態 第五, 植物分布の状態 第六, 結び
第二編 人文活動上より見たる秋田県	第一章 秋田の米	一, 秋田県に於ける米産 二, 耕地及び水利気候 三, 稲の種類 四, 秋田県に於ける米産の現状並にその農家の生活状態に及した影響について
	第二章 秋田県に於ける農業經營に就いて	第一, 本県農業の地位 第二, 農村の地理的考察 第三, 農村の組織 第四, 農家の生活様式 第五, 対策

第三章 秋田県に於ける農家の副業	第一, 秋田県副業の一般概況 第二, 主要副業生産品概況 第三, 地方別副業生産状況 第四, 副業奨励上の施設 結び
第四章 秋田県の畜産業について	第一, 産馬 第二, 産牛 第三, 豚 第四, 家禽 第五, 畜産助成機関 第六, 今後の馬産について
第五章 秋田の林業	第一, はしがき 第二, 本論 結び
第六章 秋田県の製材業について	第一, はしがき 第二, 本論 第三, 製材業の発展の為に
第七章 秋田県の鉱山業	第一, 秋田県の地質 第二, 秋田県の鉱業界 結語
第八章 秋田の石油	第一, 石油業と地質学 第二, 秋田油田の地下水に就いて 第三, 秋田石油の沿革 第四, 秋田石油の鉱区 第五, 採油鉱場 第六, 製油所 第七, 販売機関
第九章 秋田の清酒特にその生産について	第一, 笹束 (はしがき) 第二, 秋田の清酒 第三, 秋田酒の分布 第四, 秋田酒の地位 (品質と数量) 第五, 秋田酒を中心とする清酒の原料 (米・水) についての考察 第六, 酒造労働者 第七, 清酒生産量の算定 第八, 助成機関 第九, 濁酒に対する考察 第一〇, 結語
第一〇章 秋田の酒特にその消費について	第一 取引状況 第二 秋田酒の鉄道輸送 第三 鉄道以外の輸送機関によるものの秋田酒 第四 商況 第五 清酒の課税について 第六 荷造, 包装及其費用 第七 湯沢町酒造について

第一一章 曲木細工	一, 曲木細工の概説 二, 我国に於ける曲木細工の沿革 三, 生産の場所 四, 生産状況 五, 産額及び消費状況 六, 将来への展望
第一二章 春慶塗	能代春慶 角館春慶
第一三章 秋田に於ける街道の発達	はしがき 第一, 上古に於ける奥羽開拓の進路 第二, 封建時代に於ける陸上交通 第三, 現代奥羽の街道 結び
第一四章 鉄道と運輸	第一, 省線沿革 第二, 旅及客貨物について 第三, 気候と鉄道 結び
第一五章 港に就いて	第一, 土崎港について 第二, 船川港について 第三, 能代港について 第四, 秋田の漁港について 第五, 男鹿半島に於ける北浦と船越の二つの漁町について
第一六章 秋田の商品の出入に就いて	序 本県商業上の沿革 第一章 本県生産品 第二章 県外移出入品の状況 第三章 市場 結び
第一七章 小坂附近の研究	第一 鹿角地方の発生的考察 第二 特に小坂の発達について 第三 次に小坂附近聚落の主なるものとして毛馬内町と大湯町についての研究 第四 小坂附近の聚落を総合して
第一八章 秋田県の人口分布の状態に就いて	一, はしがき 二, 本論 三, 総括
余論	本校に於ける郷土地理教育と再び本書の使命について

- 「郷土地理研究書目録」秋田県女子師範学校編『郷土地理研究書』秋田県女子師範学校, 1932.12, pp. 1-5より作成。尚、「郷土研究紀要目録」の項目と実際の論文のタイトルとに違いがあり、その場合は論文のタイトルを優先した。

いて」「曲木細工」「春慶塗」等、地場産業に注目した郷土研究に特色が見られる。

このように、地理的研究を中心とした『郷土地理研究書』、多角的視点に立つ郷土研究を中心とした『郷土研究紀要』、それぞれ特色を持つ郷土研究紀要が編纂された。これは、当時の秋田県女子師範学校の郷土教育活性化の中心として重要なものであったが、そればかりではなく、後に秋田県師範学校とともに編纂された『秋田県総合郷土研究』に先立つ研究としても重要な布石となった。すなわち、秋田県師範学校編纂による『秋田県郷土誌』とともに、この女子師範学校による2つの紀要是、実質的に『秋田県総合郷土研究』の先行研究であり、同書の有力な下地となつたのである。

さて、さらにこうした紀要に関して、「編纂上特に留意した点」として以下の2点が上げられていた。

「一、生徒の研究せしむる時に於いて地理区を設定して、ある単元について総ての方面に地理的活動の様式を最初から見出さしめることは非常に困難であったので、
例えば農業なら農業の中米なら米の問題を取り扱ふことによって県北と県南の特色を見出す様にしたこと。

一、研究は勿論編集まで生徒の手に依らじめ、教師はこれが指導にあづかったこと。
随って本書は生徒の研究の結晶にして、本書の編纂それ自身が教育的意義を持つ
様にしたこと⁴⁸⁾。」（傍丸原典、下線筆者）

まず、「例えば農業なら農業の中米なら米の問題を取り扱ふことによって県北と県南の特色を見出す様にしたこと」とあるように、ある具体的テーマを設定して郷土研究を進めることにより、「県北と県南」等の地域的特色を見出そうとする視点が見受けられる。ただ漫然と網羅的研究を進めるのではなく、ある具体的テーマを比較軸とした、具体的な郷土研究を目指していたことがわかる。次に、「本書は生徒の研究の結晶にして、本書の編纂それ自身が教育的意義を持つ様にしたこと」とあるように、郷土研究そのものの教育的効果のみならず、紀要編纂自体の教育的意義を跡づけていたことがわかる。すなわち、生徒自らによる研究成果をさらに生徒自身が紀要として作成することによる教育的効果を期していたのである。

また、こうした生徒手作りによる「テキスト」の実際の活用に関して、さらに以下のように示していた。

「右の様な次第で、漸く今日生まれ出でたばかりの指導書であるから、これによって完璧を期する訳には行かない。そのためには今後本書が教場で活用さるゝ時にあたりて、今本書に収めた研究上の抜目、欠陥が又今後に於ける本校生徒の研究によって指摘さらるゝならば、それが本校に於ける郷土研究郷土教育の発展である進歩であると言はねばならない。随って他日、本書を取扱ふ時の参考として、一つは行く～本書の研究不足を補はんがために一つは生徒がそれによって地理的意義の発見と向上に資せんがために、又左の事項に留意した。

一、問題毎に教師が批評に類するものを書いて置いたこと。

一、本問題の帰納と将来の留意のために研究問題を示して置いたこと。

一、本書は一面又ノートとしての活用を期するために例へば今後の当該問題の統計等を適宜追補する余裕を見出すために最後に白紙を附けて置いたこと⁴⁹⁾。」

(傍点原典、下線筆者)

作成された紀要は、生徒自身の郷土研究を土台として構成しているので、当然その内容は「完璧を期する」のではない。しかし、むしろその点が意義あることで、「今本書に収めた研究上の抜目、欠陥が又今後に於ける本校生徒の研究によって指摘さらるゝならば、それが本校に於ける郷土研究郷土教育の発展である進歩である」とあるように、先行研究に対する批判と研究の継続が重要であることを意義付けていた。すなわち、生徒自身による継続的な郷土研究の推進の土台として、この紀要是位置付けられていたのである。一般に、郷土研究紀要が作成される場合、それまでの郷土研究の成果を紀要としてまとめ、刊行することで一連の研究は区切りを迎える。しかし、秋田県女子師範学校の場合、同じ学校における先行研究を、批判の対象と位置付けることでさらに次の郷土研究の土台とし、批判的な郷土研究の継続と推進を目指していた。前述したように、この紀要是「テキスト」として作成されたのであるが、それは固定的テキストではなく、最初から改良されるべき対象として、流動的テキストとして編纂されたのである。こうした郷土研究紀要の活用は、山梨県、茨城県、香川県等他の師範学校における郷土教育実践には見られないものであり、秋田県女子師範学校の特色として指摘できるものである。

3. 「日常教授による郷土教育」

次に、(4) 「日常教授による郷土教育」に関して述べていきたい。上記に示したように、秋田県女子師範学校における郷土教育実践は、『郷土研究紀要』『郷土地理研究書』といった郷土研究紀要の編纂とその活用に大きな特色があった。これから述べる「日常教授による郷土教育」は、これと関連して、実際に通常の授業において各科の「郷土化」の視点から展開された郷土教育実践である。職員や生徒自身による郷土研究の成果を、どのように日頃の教育実践に活かしていったのか、その具体的展開例を取り上げたい。

まず、本科第1部、本科第2部それぞれにおいて、実際にどのような郷土教育を目指したのか、地理科を中心とした具体的展開に関しては資料6-5「地理科に於ける郷土教育の方針」に示す通りである。

資料6-5 「地理科に於ける郷土教育の方針」

第一部第一学年より第三学年迄	）	郷土材料を普通一般	} 本校に於ける教育の全般的立場より見ては郷土化、即ち郷土に立脚した教育法
第二部第一学年第二学期迄		の学習中に織り込む	
第一部第四五年	）	郷土科として出来得	} 本校に於ける教育の全般的立場より見ては郷土化、即ち郷土に立脚した教育法
第二部一学年後期及第二学年		るだけ組織、体系的に指導する	

・秋田県女子師範学校編『郷土地理研究書』秋田県女子師範学校、1932.12, p.451.

資料6-5に示したように、まず全体を前半の本科第1部第1学年から第3学年までと本科第2部第1学年第2学期まで、後半を本科第1部第4・5学年と本科第2部第1学年3学期から第2学年までと区分していた。そして、前半では通常の地理科学習に出来るだけ郷土教材を関連させて、そして後半では、実質的に「郷土科」に近い形で体系的に展開することを目指していたことがわかる。基本的には、各科の「郷土化」の視点に立った郷土教育であり、実際に「郷土科」を特設していたわけではないが、特に後半では、山梨県師範学校のような「郷土科」を念頭にした実践を目指していた。

では、このような方針を踏まえて実際どのように「日常教授に於ける郷土教育」は展開されたのであろうか、「本科第一部第五学年地理科学習指導案－昭和七年十月七日第五時限」を事例にして、以下その具体的展開を検討していきたい。

まず指導案では、「一、学習材料」として「夏休み郷土調査課題『農村生活の現状とその対策』及びその後の見聞を中心として」とあり、その「二、指導目標」として、「現今に於ける本県農民生活に就いての地理的検討」を掲げていた⁵⁰⁾。すなわち、生徒による夏休みの郷土調査「農村生活の現状とその対策」を中心的教材として、当時の秋田県下の農村生活に関する地理的理解と検討を目標とした単元である。こうした内容を取り上げる背景として、「三、指導態度」では以下のように示していた。

「此の秋に当つて、吾々が本県の内情を直視して、その認識を深からしめ、現在を確固たる態度で理解することは、これを将来に於いて現在の危機より救ひ上げる第一歩でなければならない。而して最後に於いて、公民教育の向上、職業指導、社会教育の改善、思想善導の方法等として、吾々に与へられた教育上の問題は實に多々ある中に、生徒が卒業後直ちに研究せねばならぬ農村小学校に於ける学級經營乃至は教育方法樹立の上に、本校が年来企画実施してゐる郷土教育の方法が、私の場合地理科を通して、その一助ともなるならば満足である。随つて本問題を地理学的により取扱ふことは、始終一貫する指導上の態度でなければならぬが、議論が進むにつれて農村教育の全般的問題に触れて行くのは、此の取扱ひが學的なる指導である反面に、吾々の地理教授の実際的立場が『地理教育』に因ることを證するものである⁵¹⁾。」（下線筆者）

まず、「吾々が本県の内情を直視して、その認識を深からしめ、現在を確固たる態度で理解することは、これを将来に於いて現在の危機より救ひ上げる第一歩でなければならない」とあるように、当時の世界恐慌等の構造的不況を背景とした農村の現状に対し、その積極的改善を念頭にした郷土の客観的認識を重視していたことがわかる。こうした、いわば興村を念頭にした郷土教育の視点は、第四章で詳述した小田内通敏の郷土教育論にも見られた視点である。さらに、「生徒が卒業後直ちに研究せねばならぬ農村小学校に於ける学級經營乃至は教育方法樹立の上に、本校が年来企画実施してゐる郷土教育の方法が、私の場合地理科を通して、その一助ともなるならば満足である」とあるように、卒業後直ちに県内各地の「農村小学校」の教員となる生徒たちの「学級經營」や「教育方法」に役立

つように、いわば「教育の実際化、地方化」の視点からも、農村理解が重視されていたことがわかる。すなわち、経済不況といった社会的問題とともに「教育の実際化、地方化」といった教育的課題からも、郷土調査課題「農村生活の現状とその対策」は重視され取り上げられたのである。

次に、「四、学習時間の配当」については、以下に示す通りである。

資料 6-6 「学習時間の配当」

第一時 1. 材料の吟味

2. 教師より本問題研究上の注意…（共に課外指導）

第二時 1. 本問題研究に関して、その研究過程並れ目標検討

2. 現今経済的恐慌に対する概説的取扱い

－世界的事情、日本の現状－

農、山、漁村、中小商工業者の状態

（帝国議会、時局匡救予算案

第三時（本時）

本県農村生活の現状並に対策について

第四時 1. 再び農村更正、農村産業計画の真義より

2. 地理科を通して農村小学校教育、社会教育、思想善導等の方法の吟味に及ぶ

・秋田県女子師範学校編『郷土地理研究書』秋田県女子師範学校、1932.12, p.452.

資料 6-6 に示したように、単元は全部で 4 時間で構成され、第 1 時は題材の吟味と課題研究上の注意、第 2 時は研究プロセスと目標の検討、当時の経済恐慌の概説、第 3 時はその課題研究を土台とした秋田県農村生活の現状と対策、最後の第 4 時は、農村更正の在り方、地学科を通して小学校教育の在り方の検討となっていた。すなわち、課題設定－計画－実施－検討といった構成である。これは、『郷土地理研究書』における具体的な事例として紹介されている指導案であるので、同校の課題研究を中心とした授業の典型的なプロセスであると考えられる。問題解決学習や、課題研究等、戦後社会科を中心として展開さ

れた授業事例を知る今日からすれば、こうした単元構成は決して真新しいものではないが、

資料 6 - 7 「指導過程」

I. 農村生活の状況に関する研究発表（生徒）

（県北、中央、県南について（山漁村、商工業者も含めて）、一つは何等かの地方的特色はないか、又は業態別に特色はないかとの観点より、一つは時間の関係上大きな地理区について発表せしむ）

II. 右に関して教師の補説

a. 米収穫の変動

b. 米価の変動

近来の米価下落の状況－米生産価格と売価との関係

c. 農家の收支等

d. 其の他土地売買価格の変動等

III. 離村の現象についての意見発表

IV. 「農村更正」への導入…（主眼）

a. 対策（難局打開）の現状（生徒発表）

b. 自力更正の意味 （同）

c. 県の匡救事業（地理的取扱い）

d. 教師の補説

V. 地理科を通して農村教育振興の目標へ

1. 学級經營上

2. 職業指導上

3. 公民教育上

4. 社会教育上

5. 思想善導上

}より見たる

{ 1. 地理科の任務
2. 次時間題の提示

・秋田県女子師範学校編『郷土地理研究書』秋田県女子師範学校, 1932.12, p.453.

昭和初期の師範学校における具体的授業展開を知り得るものとして貴重であり、また生徒を主体とした学習展開として注目できる。

次に、「第三時」における具体的な授業展開として、「五、指導過程」は資料6-7「指導過程」の通りである。

資料6-7のように、基本的に生徒自身による「農村生活の状況に関する研究発表」を土台として展開されていたことがわかる。またさらに、客観的な農村生活の状況を取り扱うだけに留らず、その「対策（難局打開）の現状」や「自力更正の意味」といった現状改善にも踏み込んで生徒による研究を進めていたことがわかる。そして、生徒自身がやがて行う地理教育、とりわけ農村教育振興を念頭にした地理科の目標を吟味してまとめとしていた。例えば、第五章で取り上げた山梨県師範学校の「農家委託実習」の場合、不況といった社会的問題よりも、むしろ農業経験が無い生徒達に対し農村理解、農業理解を深めるため、すなわち「教育の実際化、地方化」の視点から実施されていた。しかし、秋田県女子師範学校での「農村生活の現状とその対策」では、むしろその両面、すなわち不況といった社会問題と「教育の実際化、地方化」といった教育的課題から展開されていたことがわかる。こうした違いは、やはり農村不況が激しかった当時の秋田県の状況によるものであろう。学校教育において農村生活を取り上げる場合でも、やはり教育的文脈からだけではなく、実際の社会生活の現状を無視できない実情が秋田県の場合はあった。ただ単に、教育的効果だけでは留らない、現実の厳しい状況に対して生徒なりに考えねばならない切実な状況が秋田県にはあったのである。「IV『農村更正』への導入」「V地理科を通して農村教育振興の目標へ」等は、授業展開上におけるその具体的現れである。

第三項 「郷土更正教育」と「秋田県教育綱領」の制定

1. 東北大凶作と「郷土更正教育」

以上、『郷土研究紀要』『郷土地理研究書』等の郷土研究紀要の活用を中心とした秋田県女子師範学校の郷土教育実践を明らかにしてきた。そこには教育的課題への対処といった視点だけではなく、むしろ積極的に農村不況に対する対応策を検討する等、他の師範学校には見られない特色があった。すなわち秋田県女子師範学校における郷土教育は、「郷土研究施設費」交付（1930・31年）、「教授要目改正」（1931年度）直後から、教育的課題である「教育の実際化、地方化」からの視点だけではなく、社会的課題への対処として

の興村的視点を有し展開されたのである。

こうした背景には、当時の日本における構造的経済不況といった厳しい状況があったばかりではなく、さらに追い討ちをかけるように、1934（昭和9）年には東北大凶作があり、秋田県を含む東北一体は未曾有の農村不況に陥った状況があった。秋田県教育会では、こうした状況にを受けて雑誌『秋田教育』で「県下凶作対策特集」を組み⁵²⁾、また「郷土更正に対する教育実践」として懸賞論文を募集した。「郷土更正策を論ず⁵³⁾」等、優秀な論文は『秋田教育』に掲載され、さらには『郷土更正への実践－教育的具体案－⁵⁴⁾』として冊子にまとめられ全県下に公表された。例えば「郷土更正策を論ず」では、当時の窮状を以下のように記していた。

「今日の状態は単なる経済的窮迫に止まらない。個人の経済が困憊してゐるが故に郷土の財政も行詰を来しつゝあるは云ふ迄もなく、女子の貞操の尊き所以を忘れ、父母は子女を売りて恥じる処なく、青年は農業の尊き所以を忘れて自己の職業を卑下し、努力するの意氣なく、父母を捨てゝ都會に出て、他力に依頼して働く力を失ひ、利己的となりて社会公衆の利益を考へず公共の福利増進を図る者少なくなりつゝある如き、挙げ来る時は吾人の寒心に堪へざる事項枚挙に暇なき状態である⁵⁵⁾。」（下線筆者）

「父母は子女を売りて恥じる処なく、青年は農業の尊き所以を忘れて自己の職業を卑下し」とあるように、子女の身売り、農業への意志消失等、当時の農村を取り巻く切実な現状に対し、その教育的見地からの対処として積極的興村を目指す「郷土更正教育」が提唱されたのである。そして、『郷土更正への実践－教育的具体案－』では、こうした農村における教員の在り方について、冒頭の「一、その村の教育者をその村へ」で以下のように示していた。

「先づ何よりも教育者は、村の教育者であれと私は云ひたい。村の人誰でもが道で逢へば頭を下げ、村の先生、オラ方の先生、先生様と素朴な言葉で呼びかけられる教育者であるべきだ。

それには先づ教育者は学校といふ象牙の塔を出でゝ村の教育を担当するのだといふ、村と興亡を共にし運命を一つにするのだといふ決意を持たねばならぬ、身を持って村人を率ゐ、青年の先鋒となって働くといふ決心が牢固としてゐなければならぬ⁵⁶⁾。」

(下線筆者)

「教育者は学校といふ象牙の塔を出でゝ村の教育を担当するのだといふ、村と興亡を共にし運命を一つにするのだといふ決意を持たねばならぬ」というように、ここではもはや教員は学校教育のみを担当する存在ではなく、村全体に責任を持つ存在であり、しかも興村の積極的推進者となるべき存在として位置付けられていることがわかる。教員は、単に学校教育のみではなく、まさに「全村教育」の最先端の存在としての活動を期待されていた。また、こうした教員の総括者である校長に関しては、以下のように示されていた。

「校長は単に小学校長だけではない。青年学校長だけでなく郷土更正教育の中心人物であり、統一者であり、総括者でなければならないと思ふ。

…中略…筆者…郷土の自治を総括し、統一する者は町村長にして、教育を総括する者は前述の如く校長である。而して此の二者は互に相提携して一方は政治より、一方は教育に依り、郷土発展の為努力しなければならないのである。

…中略…筆者…郷土教育の中心人物としての校長は、小学校、青年学校の経営に
関心を持つのみならず、郷土全体の上に教育的関心が向けられねばならない⁵⁷⁾。」

(下線筆者)

以上のように、校長は「郷土更正教育」の中心的存在であり、単に一学校の責任者ではなく、まさに「全村教育」の総括者として興村推進の積極的牽引車足るべきことが期待されていた。このように、1934（昭和9）年の東北大凶作後の秋田県においては、郷土教育は積極的興村を目指す「郷土更正教育」、そして単に学校のみではなく村全体の教育を対象とした「全村教育」への変容を期待されていた。前述したように、例えば秋田県女子師範学校における郷土教育では、当初から「教育の実際化、地方化」の視点だけではなく、農村不況等の社会的課題への対処を念頭とした視点から、その実践が展開されていた。しかし東北大凶作を経て、より後者、つまり興村的視点に力点を置いた郷土教育、言い換えるれば「郷土更正教育」への転換を期待されたのである。

2. 「秋田県教育綱領」の制定

前述したように、秋田県下における郷土教育は、東北大凶作以後、より興村的視点に力

点をおいた「郷土更正教育」への展開を期待されつつ展開された。そして、こうした取り組みに対し、やがて文部省は小田内をして『秋田県郷土研究』の編纂を指定したのである。その編纂経緯に関しては、既に概説した通りである。前章で述べた山梨県師範学校の場合、『山梨県総合郷土研究』の編纂が契機となり、「郷土科」等の同校独自の郷土教育への発展的取り組みが展開された。しかし、秋田県の場合、この『秋田県郷土研究』編纂中である1938（昭和13）年6月23日に、秋田県訓令甲第29号として全県下に通達された「秋田県教育綱領」により、実質的にその郷土教育は包含された。すなわち、秋田県ではむしろ『秋田県総合郷土研究』の編纂をもって郷土教育への取り組みは一区切りを迎え、「秋田県教育綱領」の制定による県教育の改善刷新と「秋田県教育綱領実践要項」の実践化により、「発展的」に包括されたのである。ここでは、以下こうした「秋田県教育綱領」と「秋田県教育綱領実践要項」を取り上げ、その内容について検討していきたい。

さて、秋田県では1938（昭和13）年6月23日、秋田県訓令甲第29号として「秋田県教育綱領」を各市町村長及び各学校長に通達し、さらに翌1939（昭和14）年1月15日には、『秋田教育』第233号によって「秋田県教育綱領実践要項」を示した⁶⁸⁾。まず「秋田県教育綱領」に関しては、資料6-8「秋田県教育綱領」に示す通りである。

資料6-8に示した通り、「秋田県教育綱領」は5大綱20項目で提示された。綱領の骨子である5大綱は、国体の本義に基づく教学の刷新、県民性の陶冶発揚と国家有用の人材養成、社会教化の普及徹底、県民体位の向上、そして産業教育の振興による国力伸長であり、国運発展のため「教育報國ノ実ヲ挙グベシ」といった国家主義的内容であったことがわかる。こうした「秋田県教育綱領」は、第1項で最初に掲げられているように「国体ノ本義ニ基ツキ教学ノ刷新ヲ期ス」ため、秋田県下の全市町村長と各学校長に示されたのである。特に、郷土教育に関しては、第2項の「県民性ノ陶冶発揚ヲ図リ国家有用ノ人材養成ニ努ムヘシ」のうち「郷土教育ヲ重ンシ地方開発ノ精神ヲ鼓舞スヘシ」として掲げられた。すなわち、郷土教育は「県民性の陶冶発揚」のための教育として重視され、それはひいては「国家有用ノ人材」を養成するためのものとして位置付けられていたのである。ここでは、もはや生徒をして主体的郷土研究を実現することを第一義とするのではなく、国家に「有用」な人材育成の手段として郷土教育は位置付けられたことがわかる。

次に、こうした「秋田県教育綱領」の具体的要項である「秋田県教育綱領実践要項」を取り上げる。「秋田県教育綱領実践要項」は、「秋田県教育綱領」の制定を受けて翌1939（昭和14）年1月15日発行の『秋田教育』第233号において提示された。さらに『秋田教

資料 6-8 「秋田県教育綱領」

○秋田県訓令甲第二十九号

各市町村長
各学校長

本県夙ニ教育ノ充実刷新ヲ期スルタメ屢次指示スル所アリシカ今ヤ皇國ノ使命ニ鑑ミ更ニ本県ノ実情ニ考へ改善刷新スヘキコト歎カラサルヲ認メ茲ニ左ノ通本県教育綱領ヲ確立シテ向フ所ヲ明ラカニセリ

任ニ在ル者其ノ真意ヲ体認シ地方ノ実情ニ即シテ適切ナル具体的方案ヲ定メ協力一致学校ノ内外ヲ通シテ是を達成ニカメ以テ教育報國ノ実ヲ完フセンコトヲ期スヘシ

昭和十三年六月二十三日

秋田県知事 本間 精

教育綱領

- 一 國体ノ本義ニ基ツキ教學ノ刷新ヲ期スヘシ
- 一 國体ノ精華ヲ明ニシ忠君愛國ノ士氣ヲ發揚スヘシ
- 一 敬神宗祖ノ年ヲ培ヒ感恩報謝ノ至情ヲ涵養スヘシ
- 一 國民精神文化ノ闡明ニ努メ國民的情操ノ啓培ニ努ムヘシ
- 一 實踐的精神教育ヲ重ンシ創造的活動の人物ノ養成ニ努ムヘシ
- 一 師道ヲ確立シ學校ヲシテ日本精神體現ノ道場タラシムヘシ
- 一 県民性ノ陶冶發揚ヲ圖リ國家有用ナル人材養成ニ努ムヘシ
- 一 先賢ノ事績ヲ顕彰シ縣民精神ノ發揚ヲ期スヘシ
- 一 勤勉敢為堅忍持久ノ精神ノ發現ニ努ムヘシ
- 一 郷土教育ヲ重ンシ地方開発ノ精神ヲ鼓舞スヘシ
- 一 大國民タルノ氣迫ヲ養ヒ海外發展ノ氣象ヲ振起スヘシ
- 一 國情ニ即セル社會教化ノ普及徹底ヲ期スヘシ
- 一 立憲自治ノ本義ヲ明ニシ國民生活訓練ノ徹底ヲ期スヘシ
- 一 協同偕和ノ精神ヲ高メ隣保相助ノ美風ヲ發揮スヘシ
- 一 各種教化施設ノ拡充ヲ圖リ地方更正ノ実ヲ挙グヘシ
- 一 生活更新ノ促進ニ努メ民風ノ刷新ヲ圖ルヘシ
- 一 県民體位ノ向上ニ努メ國力伸長ノ根基ヲ培フヘシ
- 一 智德体一致ノ精神ニ基ツキ体育運動ノ振興ヲ期スヘシ
- 一 武道及集団的体育運動ノ振興ヲ期スヘシ
- 一 保健衛生施設ノ充実ヲ圖リ健康教育ノ十全ヲ期スヘシ
- 一 産業教育ノ振興ヲ圖リ國運ノ進展ニ貢獻スヘシ
- 一 時勢ノ進運ニ鑑ミ科學教育ノ振興ヲ期スヘシ
- 一 地方ニ実情ニ即シ特色アル實業教育ノ振興ニ努ムヘシ
- 一 職業指導ノ普及徹底ヲ圖リ職分報國ノ信念ヲ涵養スヘシ
- 一 勤勞報國ノ士氣ヲ振作シ國家總動員体制ノ完成ニ資スヘシ

以上綱目ヲ分ツト雖其ノ帰ースルトコロ実ニ國体ノ本義ヲ徹底シ皇運ヲ扶翼シ奉ルニ在リ至誠一貫克ク其ノ真義ノ体認ニカメ教育報國ノ実ヲ挙グヘシ

- ・秋田県教育委員会編『秋田県教育史 第三卷 資料編三』秋田県教育史頒布会, 1983, pp.129-130.
- ・下線筆者

育』では、同年5月に『秋田教育』第237号において「教育綱領号」として特集を組んでいる。すなわち、「教育綱領号」の刊行は、1937（昭和12）年当初から取り組まれた『秋田県総合郷土研究』の刊行と同時期であった。その内容は、留岡幸男（秋田県知事）「門外一家言」、稻内清二（秋田県学務部長）「時局と教育綱領」、柴田美穂（秋田県学務課長兼社会教育課長）「教育綱領号の発刊を祝して県下教育関係者に望む」、大野謙毅（秋田県師範学校長）「教育綱領と念願」、金丸欽也（秋田市学務課長）「教育綱領の根本精神と其の信念化」等であり、当時の秋田県教育界を上げての特集号であったことがわかる。さて、「秋田県教育綱領実施要項」は、「秋田県教育綱領」の5大綱20項目に即した構成となっており、それぞれの大綱に対して8から19の細目が提示されていた。特に、郷土教育に関する第2項の「県民性ノ陶冶發揚ヲ図リ國家有用ノ人材養成ニ努ムヘシ」では、以下のような8つの細目が提示されていた。

- 「（一）郷土先哲ノ精神ヲ繼承發揚センカタメ之力研究ヲ獎励シ其ノ事績ノ顕彰ニ力ムルコト
- （二）郷土先哲ノ縁日ニハ訓話其ノ他適切ナル行事ヲ舉ゲ特ニ弥高神社ノ祭日ニハ遙拝式ヲ行ヒ其ノ偉徳ヲ景仰セシムルコト
- （三）生徒観、児童観ノ適正ヲ期シ訓育ニ當リテハカメテ師弟ノ接觸ヲ図リ性格ノ陶冶練成ニ留意スルコト
- （四）純正国語ノ普及、県民文化向上ノタメ益々言語教育ノ徹底ヲ期スヘク継続的、計画的施設ヲ講スルコト
- （五）郷土ノ総合的調査ヲ計画的ニ実施シテ其ノ材料ノ活用ニ力メ郷土室ノ經營、郷土読本ノ使用ニ際シテハ実情ニ即応スヘキハ勿論郷土建設ノ意氣ヲ作興スルニカムルコト
- （六）『東北読本』ノ取扱ニ關シテハ地方ノ実情ニ即シテ其ノ具体的指導案ヲ樹立シ東北振興ノ精神的原動力涵養ニカムルコト
- （七）向学者ヲシテ其ノ志ヲ遂ケシムルヤウ育英施設ノ拡充、教化ヲ圖ルコト
- （八）大陸進出ノ國策ニ基ツキ各校ニ於テ拓殖講座其ノ他適切ナル施設ヲ講スルコト⁵⁹⁾」（下線筆者）

（一）から（八）の細目のうち、郷土教育に直接関係する内容は（五）と（六）に示さ

れている。特に（五）では、「郷土ノ綜合的調査ヲ計画的ニ実施シテ其ノ材料ノ活用ニ力メ」とあるように、当時刊行が目前に迫った『秋田県綜合郷土研究』をふまえての内容であることがわかる。また、「郷土室ノ経営」や「郷土読本ノ使用」に関しては、各校の「実情ニ即応」した対応を求めていたことも看取できる。そしてこれらは、その末尾に「郷土建設ノ意氣ヲ作興スルニカムルコト」、また（六）においても「東北振興ノ精神的原動力涵養ニカムルコト」とあるように、最終的には「郷土建設」を念頭にした精神涵養を目的とするものとして位置付けられていた。さらに、こうした「秋田県教育綱領実践要項」の取り扱いに関して、当時秋田県学務課長県社会教育課長であった柴田美稻は、『秋田教育』第237号「教育綱領号」において以下のように述べていた。

「郷土教育等の施設に致しましても此見地よりして反省検討を加へねばならぬ処が多いと存じます。即ち郷土教育は郷土研究資料の蒐集陳列等に止ることなく、克くその資料を活用して県民性の長養県民精神の発揚に資し、延いては大国民としての風格を練成することを眼目とせねばなりません⁶⁰⁾。」（下線筆者）

以上のように、郷土教育は「県民性の長養」「県民精神の発揚」に留らず、ひいては「大国民としての風格を練成する」手段として位置付けられ、その実践の変容を期待されていた。すなわち、郷土教育は、もはや「教育の実際化、地方化」といった教育的課題への対処、あるいは郷土研究をして生徒による主体的な郷土の客観的理解を目的とするのではなく、秋田県民としての自覺的精神の涵養、ひいては国運伸長に貢献すべき「大国民」としての精神涵養を目指す教育として位置付けられていったのである。

以上、本節では山梨県師範学校に続き、1939（昭和14）年4月に『秋田県綜合郷土研究』が刊行された秋田県を取り上げ、特に秋田県女子師範学校を中心とした郷土教育の展開について明らかにしてきた。

昭和初期、秋田県では1928（昭和3）年5月の秋田県教育大会における県知事諮問「小学校に於ける郷土教育に関し、特に留意すべき事項を問う」とその答申、1930（昭和5）年の5月1～3日の奥羽六県北海道連合教育会における文部省諮問「郷土的觀念を涵養するに適切なる方法如何」討議、同年7月の県学務による「郷土教育実施方案」提示、さらに同年10月、文部省嘱託小田内通敏を招いての、9日間にわたる巡回視察と郷土教育講習会の開催、そして翌1931（昭和6）年11月における郷土教育連盟秋田県支部発会というよ

うに、既に1930・31（昭和5・6）年における「郷土研究施設費」交付、1931（昭和6）年の「教授要目改正」といった文部省による郷土教育関係施策の展開以前から、郷土教育に対する積極的取り組みが行われていた。

こうした動向を背景に、秋田県女子師範学校の郷土教育は展開された。その内容は、(1)「郷土研究室」の整備と紀要の編纂、(2)「地理学実習」、(3)「遠足の指導」、(4)「日常教授に於ける郷土教育」に整理されるが、特に、(1)「郷土研究室」の整備と紀要の編纂、とりわけ『郷土研究紀要』『郷土地理研究書』といった郷土研究紀要の作成とその活用に同校の特色であった。紀要是、生徒自身の郷土研究を土台として構成されたものであるが、当初から同校の郷土研究の「テキスト」として編纂された。しかし、これは固定的テキストではなく、最初から改良されるべき対象として流動的テキストとして編纂された。すなわち、当初から批判の対象として、郷土研究の発展的継承を目指して編纂されたのである。生徒自身による継続的な郷土研究の推進の軸として、紀要の編纂と活用を位置付けていた。こうした郷土研究紀要の活用は、山梨県、茨城県、香川県等他の師範学校における郷土教育実践には見られないものであり、秋田県女子師範学校の特色として指摘できるものである。

また、(4)「日常教授による郷土教育」は、実際に通常の授業において各科の「郷土化」の視点から展開された郷土教育実践であった。職員や生徒自身による郷土研究の成果を、どのように日頃の教育実践に活かしていくのか、その具体的な展開事例である。ここでは、まず生徒自身による「農村生活の状況に関する研究発表」を基礎として展開されていた。しかし、その内容は客観的な農村生活の状況を取り扱うだけに留らず、「対策（難局打開）の現状」や「自力更正の意味」等、現状改善の視点からも生徒による研究を進めていた。すなわち、「教育の実際化、地方化」といった教育的課題への対応といった視点だけではなく、社会的課題への対処としての農村的視点を有し展開されたのである。

こうした同校による郷土教育への取り組みは、やがて1937（昭和12）年1月から秋田県師範学校とともに取り組まれた『秋田県総合郷土研究』の編纂として結実した。2年以上にわたる編纂過程を経て、1939（昭和14）年4月に『秋田県総合郷土研究』は刊行された。しかし、その後の同県下における郷土教育は、前年1938（昭和13）年6月23日、秋田県訓令甲第29号として全県下に通達された「秋田県教育綱領」、さらに翌1939（昭和14）年1月15日に提示された「秋田県教育綱領実践要項」によって実質的に包括されたのである。

【註】

- 1) 秋田県の郷土教育に関する先行研究は、以下の様な研究が上げられる。
 - ・国安寛「一九三〇年代郷土研究・教育と秋田県の動向」今村教授退官記念会編『秋田地方史の研究』金沢文庫、1973, pp. 373-388.
 - ・古内龍夫「柿崎純遺稿 郷土教育の一段面」『古内龍夫作品集第二巻 秋田県大正昭和期の研究』秋田文化出版、1994, pp. 345-368.
 - ・齊藤太郎「昭和戦前期郷土教育の郷土人認識における郷土愛の問題－秋田県師範学校他『綜合郷土研究』(1939)の県民性論覚え書き－」『桜花学園大学研究紀要創刊号』桜花学園大学、1999, pp. 45-61.
- 2) 既に第二章で述べた通り、文部省はこれに先立つ1927(昭和2)年8月、「郷土教授ニ関スル件」を全国の各師範学校附属小学校を中心に照会している。この秋田県教育大会における県知事諸問は、その翌年の5月になされているので、文部省による照会が既に終わった後になる。したがって、文部省による照会に直接的に関係するものではなく、秋田県独自になされたものであると考えられる。
- 3) 秋田県師範学校、秋田県女子師範学校編『秋田県綜合郷土研究』秋田県師範学校、秋田県女子師範学校、1939, pp. 1106-1107, 秋田県教育委員会編『秋田県教育史 第六巻 通史編二』秋田県教育史頒布会、1986, pp. 317-318.
- 4) 秋田県師範学校農業科村松七郎編『郷土教育 農業研究資料』秋田県師範学校郷土研究室、1932.
- 5) 秋田県師範学校編『秋田県郷土誌』秋田県師範学校、1933.
- 6) しかし、実際に設置は、『秋田県綜合郷土研究』編纂時における調査による249校の回答中、独立の郷土室を有するものは30校、他と兼用のもの7校、「学級増加のため…止むなくこれを廃止した」もの6校であった。(秋田県師範学校、秋田県女子師範学校編『秋田県綜合郷土研究』秋田県師範学校、秋田県女子師範学校、1939, p. 1119参照)
- 7) 曲田慶吉「郷土教育上の一形式」秋田県教育会編『秋田教育』第46号、秋田県教育会、1928.8, pp. 44-45.
- 8) 「奥羽六県北海道連合教育会委員会」秋田県教育会編『秋田教育』第68号、秋田県教育会、1930.6, p. 28, 「秋田 佐々木良助」による発言。

- 9) 前掲書8), p. 29, 「宮城 菊地勝之助」による発言。
- 10) 秋田県教育委員会編『秋田県教育史 第六巻 通史編二』秋田県教育史頒布会, 1986, p. 318参照。
- 11) 「郷土教育実施方案」秋田県教育会編『秋田教育』第69号, 秋田県教育会, 1930.7, p. 7.
- 12) 前掲書11), pp. 8-10.
- 13) 前掲書11), pp. 14-15.
- 14) 小田内通敏「郷土教育と郷土調査の将来－秋田から山形へ－」秋田県教育会編『秋田教育』第74号, 秋田県教育会, 1930.12, pp. 26-29参照。
- 15) 秋田県師範学校第二代用附属小学校の郷土教育実践に関しては, 秋田県師範学校第二代用附属小学校編著『郷土教育の実際』秋田県師範学校第二代用附属小学校, 1930.7, 秋田県師範学校第二代用附属小学校『勤労陶冶に基調をおく郷土教育の実際』秋田県師範学校第二代用附属小学校, 1931.10に詳しい。
- 16) 内容に関しては, 秋田県立本庄中学校地歴研究室編『郷土室の栄』秋田県立本庄中学校地歴研究室, 1931に詳しい。郷土室の内容に関する史料は, 本研究でも取り上げているように師範学校編纂のものが比較的多く現存している。しかし, 中学校におけるものは極めて少なく, この本庄中学校によるものは貴重である。
- 17) その他, 管見の限りで今日残されている秋田県の郷土教育史料としては, 特に小学校に関して以下のようなものが挙げられる。
- ・大館女子尋常高等小学校編, 藤島正行, 中島正三復刻校訂『復刻 郷土教育資料其の一』「郷土教育資料 其の一」刊行会復刻発行, 1931.11原本発行, 1998.3復刻発行。
 - ・花館尋常高等小学校研究部編『御大典記念編纂 郷土教育資料』花館尋常高等小学校研究部, 1929.12.
 - ・能代尋常高等小学校編『郷土教育 東雲の輝』能代尋常高等小学校, 1932.1.
- 18) 小田内通敏『日本郷土学』日本評論社, 1940, p. 136.
- 19) 前掲書18), pp. 99-100. 同様の内容は, 小田内通敏「郷土教育と郷土調査」郷土教育連盟編『郷土』第2号, 1930.12, pp. 99-100にも掲載されている。
- 20) 前掲書18), p. 100.

- 21) 前掲書18), p.135. 山口満における先行研究においても、この外旭川小学校の郷土教育実践と小田内との関わりを取り上げており、「小田内は郷土教育の実践の形態について具体的なイメージと今後の展望を得ることができた」と評している。(山口満「小田内通敏と郷土教育運動」藤原良毅教授退官記念『地域社会と教育』無明社, 1983, p.66参照)
- 22) 「郷土研究資料展覧会」秋田県教育会編『秋田教育』第79号, 秋田県教育会, 1931.5, pp.58-59参照。
- 23) 郷土教育連盟秋田県支部編「郷土教育連盟秋田県支部創立趣意書」1931, 参照。
- 24) 松野修「郷土教育連盟の理念とその挫折－雑誌『郷土』『郷土科学』『郷土教育』の分析を中心に－」名古屋大学教育学部編『名古屋大学教育学部紀要（教育学科）』第40巻第1号, 1993, pp.79-91参照。
- 25) 長井政太郎（山形県師範学校教諭）「郷土教育連盟山形支部だより 庄内・臨地講習会の記録」郷土教育連盟編『郷土教育』第22号, 刀江書院, 1932.8, pp.98-101参照。
- 26) 梅根悟「社会科の歴史」石山脩平, 海後宗臣, 村上俊亮, 梅根悟編『教育文化史体系Ⅱ』金子書房, 1954参照。
- 27) 海老原治善「郷土教育とは何か」「「郷土」「郷土科学」「郷土教育」別巻2解説・総目次・執筆者索引」名著出版会, 1989, pp.3-5参照。
- 28) 田嶋一「1930年代前半における郷土教育の諸相－文部省・師範学校系・郷土教育連盟系の郷土教育運動と柳田国男による批判－」東京大学教育学部教育史・教育哲学研究室『研究室紀要』第2号, 1975, pp.57-79参照。
- 29) 以下、『秋田県総合郷土研究』編纂の経緯は、前掲書6), 「秋田県総合郷土研究の経過報告」, pp.1201-1208による。
- 30) しかし、実際の刊行は『秋田県総合郷土研究』が1939（昭和14）年の4月に、『茨城県総合郷土研究』が同年5月に、そして『香川県総合郷土研究』は同年の11月に刊行されており、刊行では秋田県が最も早かった。
- 31) 前掲書6), p.1205.
- 32) 前掲書4).
- 33) 前掲書5).
- 34) 当時の秋田県師範学校の概況を知り得る史料として、その他以下のようないいものが上げ

られる。

- ・秋田県師範学校編『秋田県師範学校一覧』秋田県師範学校, 1933.8. .
- ・秋田県師範学校編『創立六十年 秋田県師範学校』秋田県師範学校, 1933.8.
- ・秋田県師範学校校友会編『創立六十周年記念 校友会誌』第66号, 秋田県師範学校校友会文芸部, 1933.12.

また、特に郷土教育連盟秋田県支部発足、郷土室の設置、郷土研究物の編纂等、郷土教育への積極的展開が見られた和田喜八郎校長（任1924.7-32.3）に関しては、中島修三編著『和田喜八郎 その生涯と教育実践』中島修三発行, 1998.9に詳しい。しかし、女子師範学校程の郷土教育実践を知り得るには困難な史料状況である。

- 35) 秋田県女子師範学校編『郷土研究紀要』秋田県女子師範学校, 1932.12.
- 36) 秋田県女子師範学校編『郷土地理研究書』秋田県女子師範学校, 1932.12.
- 37) 資料6-1より、特に1932（昭和7）年頃より生徒数の減少が著しいことがわかる。この原因是、不況、連年の凶作、戦争勃発にともなう出費の増加等による県財政逼迫への対処、そして1930・31（昭和6）年頃の教員の過剰に対する方策として、1931（昭和6）年度より男女両師範学校本科第1部生徒入学定員が40名から25名に減らされたためであった。（秋田大学教育学部創立百周年記念会編『創立百年史 秋田大学教育学部』秋田大学教育学部創立百周年記念会, 1973, pp. 231-232参照）
- 38) 前掲書35), 「序」 p.1.
- 39) 木暮安水は、1929（昭和4）年11月、千葉県師範学校より秋田県女子師範学校に着任し、1933（昭和8）年3月まで在任、その後岩手県師範学校に転任した。木暮の在任中は、農村財界とも不況の真っ只中であり、女子師範においても校費給費の削減、募集人員の減少等、その経営は厳しい状況におかれていた。しかし、郷土室の設置、『郷土研究紀要』『郷土地理研究書』の刊行等、郷土教育への取り組みは本格化した時期であった。（秋田県女子師範学校編『創立三十年沿革史』秋田県女子師範学校, 1939.5, p. 27参照）
- 40) 前掲書36), pp. 449-450参照。
- 41) 内容としては、郷土地理模型の製作が中心であった。特に1932（昭和7）年度においては、第2学期から「郷土研究室」の第二室を特設しここで実施した。1932（昭和7）年度の製作内容は、5万分の1の地形図により以下の16の郷土地理模型を作成してい

た。(a)花輪盆地, (b)大館盆地, (c)能代, (d)男鹿半島, (e)土崎(2万5千分の1), (f)秋田(2万5千分の1), (g)刈和野, (h)神宮寺, (i)本庄, (j)鳥海山, (k)浅舞, (l)横手 六郷の大模型, (m)角館, (n)稻庭, (o)十和田湖, (p)八幡平(前掲書36), p. 450参照)

- 42) 学校全体で実施するものと、個別に実施するものとの2つに分けられ、「帰ったら必ずこれが整理をすること」とされた。「地理研究の第一歩が遠足による」との見地から、「吾々の一番期待してゐる」ものとされたが、実際は「今迄これが発表会を特に学校全体でやったことのない」状況であった。しかし、「今後は大にこの方面に努力したい」として、今後の発展が期待されていた実践であった。
- 43) 前掲書35), 「序」pp. 1-2.
- 44) 前掲書39), 「郷土室経営の変遷」pp. 61-62参照。
- 45) 秋田県師範学校の「郷土室」に関しても、具体的な内容は不明である。ただ「郷土室の経営方針」に関して、以下の点が確認できるのみである。
「第一 従来の様に単に歴史、地理、風俗等に限らず、先づ皇室と郷土との関係（行幸、行啓、勤王等）をはじめ、国語、理科、産業、経済、宗教、衛生、自治、公民等郷土の全生活に涉ること。
第二 県民性の長所、短所を心理学的に認識せしむべき材料を特に蒐集調査すること。
第三 過去、現在に於ける先賢偉人の事業別の分類表を備ふること。
第四 県内各地方文化一覧表の調整。
第五 県内小学校の経営案及び職員の研究報告物を蒐集すること。」（和田喜八郎「郷土室の経営について」秋田県教育会編『秋田教育』第74号、秋田県教育会、1930. 5, p. 45, 秋田県師範学校編『創立六十年 秋田県師範学校』秋田県師範学校、1933, pp. 96-97参照）
- 46) 前掲書36), pp. 449-450.
- 47) 前掲書36), 「本書編纂の序に代へて」p. 3.
- 48) 前掲書36), 「本書編纂の序に代へて」pp. 3-4.
- 49) 前掲書36), 「本書編纂の序に代へて」pp. 4-5.
- 50) 前掲書36), p. 451参照。

- 51) 前掲書36), p.452.
- 52) 秋田県教育会編『秋田教育』第152号, 秋田県教育会, 1935.2.
- 53) 小野安成「郷土更正策を論ず」秋田県教育会編『秋田教育』第157号, 秋田県教育会, 1935.7, pp.33-41.
- 54) 秋田県教育委員会編『秋田県教育史 第三巻 資料編三』秋田県教育史頒布会, 1983, pp.1058-1061参照。
- 55) 前掲書53), p.33.
- 56) 前掲書54), p.1058.
- 57) 前掲書53), pp.40-41.
- 58) 「秋田県教育綱領実践要項」秋田県教育会編『秋田教育』第233号, 秋田県教育会, 1939.1.
- 59) 前掲書58), p.17.
- 60) 柴田美穂「教育綱領号の発刊を祝して県下教育関係者に望む」秋田県教育会編『秋田教育』第237号, 秋田県教育会, 1939.5, p.8.

第二節 茨城県女子師範学校を中心とした郷土教育の展開

第一項 茨城県における郷土教育の概要

1. 小川正行の郷土教育講演会と第28回関東連合教育会による郷土教育の転換

本節では、秋田県に続き、1939（昭和14）年5月に『茨城県総合郷土研究』が刊行された茨城県を取り上げ、茨城県女子師範学校を中心とした郷土教育の展開について明らかにしていきたい。

まず、昭和初期における茨城県の郷土教育について、その展開を概説したい。第二章で言及した通り、文部省は1927（昭和2）年には全国の師範学校附属小学校を中心に「郷土教授ニ関スル件」を照会し、1928・29（昭和3・4）年には『農村用高等小学校読本』を刊行、そして1930・31（昭和5・6）年には師範学校を対象に「郷土研究施設費」を交付、1931（昭和6）年度には中学校と師範学校において「教授要目改正」の各施策を実施した。こうした1927-31（昭和2-6）年における郷土教育関係施策のうち、その施策の形成経緯には偶発的因素はあるものの、実質的に学校教育における郷土教育隆盛の発端となったのは、1930・31（昭和5・6）年の「郷土研究施設費」交付、1931（昭和6）年度の「教授要目改正」であった。すなわち、全国各師範学校では一般的に郷土教育への取り組みが本格化したのは1931-32（昭和6-7）年頃であり、茨城県における郷土教育もその点では例外ではなかった。茨城県下における郷土教育に関して、例えば茨城県師範学校における1930・31（昭和5・6）年度の郷土教育の取り組みは（次項で詳述）、「村落調査」の実施を中心として、その他「茨城県基図」等の地図の作成や模型・標本類の収集・作成等に留っていた。また、雑誌『茨城教育』にみられる郷土教育関係記事も、1931（昭和6）年頃までは『農村用高等小学校読本』（第二章第四節で詳述）を取り上げ、学校教育での具体的展開を想定した解説が掲載される程度であった¹⁾。

こうした茨城県における郷土教育の転換点となったのが、1931（昭和6）年12月5日に茨城県師範学校同窓会水城交友会により開催された小川正行（当時奈良女子高等師範学校教授）²⁾による郷土教育講演会と1932（昭和7）年10月、水戸市で開催された第28回関

東連合教育会であった。時期的に、1930・31（昭和5・6）年の「郷土研究施設費」交付、1931（昭和6）年度の「教授要目改正」と同時期に催されたものではあるが、茨城県下における独自の取り組みとして展開されたのである。特に後者においては、全24に及ぶ議案のうちの第1号議案として文部大臣諮詢「郷土愛好ノ精神ヲ涵養スル為メ教育上特ニ留意スヘキ事項如何」が討議され、以下のような答申が決議された。

「郷土愛好ノ精神ヲ涵養シ国民的意識ヲ覺醒セシムルハ現下教育上ノ要望ナリトス、即チ郷土ノ自然、文化ヲ体験理解セシメ以テ郷土愛好ノ念ヲ確立シ進ンデ郷土ノ開拓發展ニ寄与セシムルハ極メテ喫緊ノ事ナリト信ズ
郷土愛好ノ精神涵養上特ニ留意スペキ事項左ノ如シ

- 一、郷土ノ自然、文化ノ各方面ニ亘り十分之ガ調査ヲナシ其ノ特性ヲ明ラカニシ適切ナル陶冶材ヲ選択ニツムルコト
- 二、各教科ニ於テハ其ノ資料ヲ力メテ郷土ニ求児童生徒ノ体験ヲ基調トシテ全人格ノ發展ヲ助成シ以テ国民教育ノ基礎ヲ啓培スルコト
- 三、郷土ニ於ケル偉人ノ言行事績ヲ明ニシ後人トシテノセキムヲ自覺セシムルコト
- 四、郷土ニ於ケル先進後進ノ連絡ヲハカルコト
- 五、郷土ニ於ケル名勝古跡天然記念物其他貴重ナル郷土ノ資料保存ニツキ適當ナル方法ヲ講ズルコト
- 六、郷土ノ年中行事ヲ善用シ以テ其ノ醇風美俗ヲ助成シ特ニ敬神宗祖ノ念ヲ涵養スルコト
- 七、郷土ニ於ケル産業ノ現状ヲ理解セシメ之ガ開發ニ寄与セシムルコト
- 八、郷土藝術ノ助成ニ努メ其ノ保存發達ニ留意スルコト
- 九、郷土室ノ建設郷土読本ノ編纂並ニ郷土ニ関スル資料展覧会ヲ開催スルコト
- 一〇、郷土愛好ノ精神ヲ涵養セントシテ徒ニ偏狭ナル郷土愛ニ捉ハレザルヤウ特ニ注意スルコト³⁾」

諮詢の議題が「郷土愛好ノ精神ヲ涵養スル為メ教育上特ニ留意スヘキ事項如何」であるから、当初から郷土愛を中心とした精神涵養を念頭にした諮詢であった。しかし、それに対する答申としてまとめられた内容を見てみると、まず「一、郷土ノ自然、文化ノ各方面

ニ亘リ十分之ガ調査ヲナシ其ノ特性ヲ明ラカニシ適切ナル陶冶材ヲ選択ニツトムルコト」、そして、「二、各教科ニ於テハ其ノ資料ヲカメテ郷土ニ求児童生徒ノ体験ヲ基調トシテ全人格ノ発展ヲ助成シ以テ国民教育ノ基礎ヲ啓培スルコト」とあるように、答申の一、二として郷土調査の重視、そして「児童生徒ノ体験ヲ基調」とすることが掲げられていた。精神涵養に関わるのは、六の「醇風美俗ヲ助成シ特ニ敬神宗祖ノ念ヲ涵養ス」や、一〇の内容であるが、しかし、直接精神涵養に関わる一〇における内容も「徒ニ偏狭ナル郷土愛ニ捉ハレザルヤウ特ニ注意スルコト」とあるように、この時期では、いわゆる郷土愛－愛国心の直結された精神涵養とは異なる形で掲げられていたことがわかる。

また、こうした状況を受け、茨城県教育会による雑誌『茨城教育』でも「郷土精神号⁴⁾」と銘打つ特集号を発刊した。その内容は、太田秀穂（多摩少年院長）「水戸学の本領」、深作安文（東京帝国大学教授）「義公の哲学」、峰間鹿水（東京商科大学教授）「水戸学の王政維新と帝国憲法に及ぼせる影響に関する研究」、遠峰亮（水戸市立高等女学校長）「近時の世相と水戸学の精神」、織方政次（茨城県立水戸高等女学校教諭）「現下の世相と水戸学の精神」、林猛三郎（鹿島郡沼前小学校校長）「魂の教育と神道の鼓吹」等であった。第28回関東連合教育会における文部省諮問に対する答申よりも精神涵養的側面が強調され、さらにその内容は、茨城県下の教育に直接携わっていた人物ほど精神論的内容を中心としていた。さらに、具体的な郷土教育実践についても、水戸市内における5つの小学校、すなわち尋常高等小学校、上市尋常小学校、上市第二尋常小学校、下市尋常小学校、濱田尋常小学校による「郷土精神とその教育」、茨城県師範学校附属小学校による「水戸学精神を汲み郷土愛好心を涵養せんとする我が校の郷土教育」等、精神涵養に重心をおくものが中心に研究され提示された。

このように、茨城県では1932（昭和7）年頃から郷土教育に関する取り組みが本格化し、またその特色は、水戸学を学的背景とした精神涵養に主眼をおくものであった。それは、時期的に文部省による施策である「郷土研究施設費」交付（1930・31年）、「教授要目改正」（1931年度より）と期を一にするものではあるが、それに従って展開されたという受動的なものではなく、むしろ水戸学の精神を理念的根拠とし、水戸学精神の發揮として学校教育を展開させようとした積極的なものであった⁵⁾。

2. 各展覧会を中心とした郷土教育の展開

その後、1933・34（昭和8・9）年においては、1933（昭和8）年4月に実施された

「郷土工作品展覧会」，1934（昭和9）年12月に実施された「郷土研究物展覧会」等，展覧会を中心とした郷土教育の活性化が図られた。前述の第28回関東連合教育会答申の「九，郷土ニ関スル資料展覧会ヲ開催スルコト」に関連するものである。特に，「郷土工作品展覧会」は1933（昭和8）年4月22日から24日まで，3日間にわたって茨城県師範学校を会場に実施され，出展総数は626点，中等学校関係による出品が130点，小学校関係が318点，公民学校・青年訓練所・男女青年団関係が180点にも及んでいた⁶⁾。この展覧会の趣旨に関して，甲斐荘県学務部長は以下の3点を掲げていた。

「一は教育の地方化実際化を企図し，特に可塑性富む青少年の時期に於いて十分工夫創造の精神を植ゑ付けようとするのであり，
二には農山漁村の生活が経済的に窮屈しつゝある現状に鑑み自給自足の精神によつて之が改善をはからうとするものであり，
三には今日の所謂文明生活以上の文明即ち農村文明に着眼せしめ，今迄軽視の卑下してゐた所に却つて高きもの貴きものの存在することを覺らしめ，行詰れる感ある所謂文明生活以上の精神的文明を発見し安住せしめようとする⁷⁾」（下線筆者）

すなわち，「教育の地方化実際化」の実現と創造力の育成，経済不況に対する改善，「農村文明」の見直し，といった3点を趣旨に「郷土工作品展覧会」は開催された。精神涵養を主眼とするより，むしろその先の具体的行動として積極的農村不況の打破，主体的興味を目指して開催されたことがわかる。出展された作品に関しては，三浦学務課長を審査委員長として，視学官，社会教育課長，各視学，師範学校附属主事等の県教育行政官や師範学校教諭，水戸農學校長，工業學校長等の総勢22名により，2日にわたって審査が行われた。「概評」では，「郷土工作品展覧会の各出品物は何れも開催の趣旨に則らんとしてその工夫考案，製作等の苦心歴々たるものがあり，従つて佳作品も尠くない」として，「大体に於て最初の試みとしては極めて成功したといつてよい⁸⁾」と評していた。実際に特賞を授賞した作品は資料6-9「『郷土工作品展覧会』特賞作品一覧」の通りである。

また，翌1934（昭和9）年12月の「郷土研究物展覧会」は，「教職員生徒児童ノ郷土研究物ヲ展覧スルコトニ依ッテ，郷土研究ヲ獎励シ，一層郷土ニ對スル認識ヲ深メ，教育ノ徹底ヲ期セントス⁹⁾」といった趣旨により開催され，「軸物，記録，写真，標本，模型，統計」等，計651点にも及ぶ郷土資料が集められた¹⁰⁾。

資料 6-9 「郷土工作品展覧会」特賞作品一覧

作品名	所属と氏名
○ 小学校の部 廃物利用細工一組 花器 炭入 歯刷子掛 中村式精織器 足袋干	久慈郡久慈町 久慈郡太田校 水戸市尋高校 結城郡水海道校 真壁郡中小学校 猿島郡神大実校 三代あき外七名 戸倉久喜他二名 宇佐美峻 五木田清竹, 古谷義男 永田政雄, 杉山進一 横張繁治
○ 公民学校青年団青年訓練所の部 富士表 浮子細工, 下駄 ラヂオ才箱 安全按火 茶筒 ハケゴ 状捕	鹿島郡波崎東公民校 久慈郡久慈水産公民学校 稻敷郡伊崎村青年団 猿島郡岩井青年団 猿島郡沓掛公民校 那珂郡木崎農業公民校 那珂郡佐野村青年団 菅谷あい 根本宗平 石塚清 谷ヶ崎喜四郎 稻田彰明 川上酉之介
○ 中学校の部 菓子 洗濯器 篩	結城郡実科高等女学校 茨城県立工業学校 茨城県立笠間農学校 中山アサ他二名 五学生徒合作 菅谷市郎

・「郷土工作品展覧会入賞作品一覧」茨城県教育会『茨城教育』第584号, 1933.5, pp. 112-115より作成。

3. 『茨城県総合郷土研究』の編纂と『茨城県教育綱領』

さて、こうした茨城県における郷土教育は、1936（昭和11）年末にいたりさらに発展的展開を見せた。茨城県師範学校は、1936（昭和11）年10月12日郷土研究項目を文部省に提出した¹¹⁾。これが実質的に『茨城県総合郷土研究』編纂の契機となつたのである¹²⁾。同年12月24日には文部省嘱託小田内通敏を招聘し、県学務局、男女両師範学校、附属全職員との会合をもつとともに、同年同月に刊行されたばかりの『山梨県総合郷土研究』作成経過説明と茨城県における『総合郷土研究』刊行の趣旨説明がなされた。翌1937（昭和12）年1月9日には、早速男子師範学校において第1回目の打ち合せ会が催され、また同月19日には再び小田内を招聘して、「相当の論議」の後、各項目における執筆分担も決定し、調査研究の第一歩が踏出された。そして同月26日には、茨城県告示第53号として以下のような「茨城県郷土研究会規定」が公示され、本格的に『茨城県総合郷土研究』の作成が開始されたのである。

「 茨城県郷土研究会規定

第一条 茨城県庁ニ茨城県郷土研究会（以下単ニ研究会ト称ス）ヲ置ク

第二条 研究会ハ茨城県教育ノ振興ニ資スル為郷土ノ綜合的研究ヲ為スヲ以テ目的トス

第三条 研究会ハ前条ノ目的ヲ達成スル為左ノ事業ヲ行フ

一 郷土ノ研究調査

一 研究物ノ出版

一 講習及講演会ノ開催

第四条 研究会ハ總裁一人、顧問三人、会長一人、副会長一人、幹事及委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

第五条 總裁ハ知事ヲ以テ之ニ充ツ

副總裁ハ総務部長及警察部長、会長ハ学務部長、副会長ハ学務課長ノ夫々職ニ在ル者ヲ以テ之ニ充ツ

幹事及委員ハ会長ニ嘱託ス

第六条 総会ハ本会ヲ統轄ス

顧問ハ本会ヲ補導ス

会長ハ会務ヲ總理ス

副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ之ヲ代理ス

幹事及委員ハ会長ノ指揮ヲ承ケ会務ニ従事ス

第七条 研究会役員及職員ニシテ会務ノ為出張スルトキハ旅費ヲ支給スルコトヲ得

前項ノ旅費額ハ本官職ヲ有スルモノハ其ノ相当額トシ本官職ヲ有セザルモノニ在リテハ県費支弁給料旅費支給規則中県外旅費ハ奏任官待遇六等以下又八年俸手当千八百二十円未満ノ者ニ給スペキ額、県内旅費八年俸手当ノ者ノ其ノ他ニ給スペキ額ノ例ニ依ル¹³⁾。」

第五条に掲げられているように、總裁は茨城県知事、副總裁は県総務部長と警察部長、会長は学務部長、副会長は学務課長と、まさに全県上げての組織であった「茨城県郷土研究会」が編纂主体となった『茨城県綜合郷土研究』は、実質的には茨城県師範学校、茨城県女子師範学校の両師範学校が中心となり編纂が進められ、その発足から約2年後の1939（昭和14）年3月に刊行された¹⁴⁾。

前章で述べた山梨県師範学校の場合、こうした『綜合郷土研究』編纂が契機となり、師

範学校独自の実践的取り組みが展開された。しかし、茨城県の場合、やはり『茨城県総合郷土研究』刊行の同年である1939（昭和14）年9月20日に茨城県訓令甲第十七号として制定された「茨城県教育綱領」に、その郷土教育は包含された。この「茨城県教育綱領」に関しては、第三項で詳述する。

以上、まず茨城県の郷土教育の展開について概説してきた。茨城県下では、1931（昭和6）年12月5日の小川正行による郷土教育講演会と1932（昭和7）年10月、水戸市で開催された第28回関東連合教育会を契機として、郷土教育への取り組みが本格化した。そして、その内容は水戸学を基盤とした精神涵養を中心とする点に特色があった。その後、「郷土工作展覧会」や「郷土研究物展覧会」等の展覧会を中心とした取り組みを経て、1936（昭和11）年12月から『茨城県総合郷土研究』の編纂が実施された。この『茨城県総合郷土研究』は、その後1939（昭和14）年3月に刊行されたが、同年9月の「茨城県教育綱領」の制定により、その発展的展開は包含された。

第二項 茨城県女子師範学校における郷土教育の展開

1. 「村落調査」を中心とした郷土教育の展開

本項では、特に『茨城県総合郷土研究』編纂の実質的主体となった茨城県女子師範学校を中心的に取り上げ、その郷土教育の展開について明らかにしていきたい。茨城県師範学校ではなく、同女子師範学校を中心的に取り上げるのは、史料の関係からである。茨城県下における師範学校を中心とした教育史料は、やはりこの期の他の史料同様に、水戸市空襲（1945年8月2日）等の戦災の影響により焼失と散逸が著しい。例えば、茨城県師範学校に関する史料は、筆者の管見する限りでは見出すことが出来なかった。しかし、女子師範学校については、後述する『郷土教育概要』『我が校に於ける郷土教育概要』等、当時の同校による郷土教育実践を知り得る史料が残存している。よって、本節では、こうした郷土教育史料の関係から、茨城県女子師範学校を中心とした郷土教育について検討したい。

さて、茨城県女子師範学校編纂による『郷土教育概要』の冒頭に、「…文部省は茲に見る所あり、嚮に我等に託するに郷土教育研究費を以てせり。我校郷土教育の今日あるを得たるは又實に其の賜物に外ならざるなり¹⁶⁾」とあるように、茨城県女子師範学校における郷土教育への取り組みは、1930・31（昭和5・6）年の「郷土研究施設費」交付により本格化した。すなわち、同師範学校における郷土教育への本格的取り組みは、実際の「郷

「土研究施設費」交付の関係から、実質的に1932（昭和7）年以降に展開されたのである。その具体的展開を詳述する前に、まず「郷土研究施設費」交付される以前における郷土教育への取り組みから言及していきたい。

1930・31（昭和5・6）年までの郷土教育への取り組みに関して、茨城県女子師範学校に関する直接的史料は、筆者の管見の限りでは見出せなかった。しかし、茨城県師範学校に関する取り組みに関しては、『郷土教育』に掲載された「全国師範学校に於ける郷土研究状況——¹⁶⁾」により窺い知ることができる。直接女子師範学校に関するものではないが、1930・31（昭和5・6）年までの茨城県下の師範学校レベルにおける郷土教育への取り組みを知り得ることができる。それによれば、まず1930（昭和5）年度の主な取り組みとしては、「村落調査」「茨城県基図」の作成の2つを中心とするものであった。

「村落調査」は、「県内の村の地理的、歴史的事項を明らかにせる説明報告類、見取図類、統計類は郷土研究上材料として必要なるもののみならず生徒各自が他町村の状況を知る手掛かりとして」、また「調査の正しき方法を知る事は、郷土研究法の会得上も重要な事」として、全学年生徒を対象に、夏期休業中を利用して、画一的な調査事項を設け実施された。具体的な調査事項としては、「土地利用状態」「灌漑水、飲料水」の調査が上げられ、例えば「土地利用状態」の作業内容としては、以下の通りであった。

「1. 田、畑、山林、原野、宅地等の土地分類図を作ること。図の基本は五万分の一の地形図を二万五千分の一に拡大して用ふる事

　　設色、田…淡緑　山林竹林…淡褐　原野、草地、荒地…淡青　桑園…黄
　　果樹園…空色　畑…空白　聚落…紅

2. 田、畑、山林、原野、宅地の村の全面積に対するパーセント

^マ4. 田畑の作物の種類、一年中の栽培期間、輪作、休止の状態¹⁷⁾」

また「茨城県基図」の作成は、「種々の作業の必要上、二十万分の一、村別にせる県基図を作成印刷」し、さらに「銅版作成印刷」をするものとされた¹⁸⁾。基本的には、夏期休業中を利用した村落調査を中心として、それをもとに地図を作成することでまとめていくといった手法がとられていた。

続く1931（昭和6）年度においては、前年度以上にその取り組みが多様化し、「(1) 模型、標本類」作成・蒐集、「(2) 村落調査」「(3) 夏期調査」「(4) 図表類」作成、「(5)

図書類購入」 「(6) 地形図、地質図類」作成・蒐集のそれぞれが実施された。特に、「村落調査」に関しては、ほぼ前年度を踏襲した「(2) 村落調査」と、さらに「(3) 夏期調査」に区分された。「(2) 村落調査」は、やはり「夏休を利用し、前年度にもれたる村及び前年度調査物より更に精密なる調査を必要とするもの」とされ、例えば「霞ヶ浦の水利、灌漑、水路等」が上げられていた。またこれに対する「(3) 夏期調査」は、やはり「夏休みを利用して実施し、その内容は「水戸市に於ける気温と地温の関係及び自動車交通に関する調査・家屋の新旧調査等を実施」するものとされた。土地利用や灌漑等の農村地理的視点からの調査のみならず、水戸市の温度や交通調査等、都市地理的視点から実施されたことがわかる。

このように、1930・31（昭和5・6）年度において、茨城県師範学校では、夏期休業を中心に行なわれた「村落調査」を中心にし、その他調査の成果をもとにした地図の作成、模型、標本の作成・収集等による郷土教育実践が展開されていた。

2. 「郷土教育の重点」－「動的」「作業的」郷土教育の重視－

さて、前述のように1930・31（昭和5・6）年の「郷土研究施設費」交付以後、茨城県女子師範学校ではその郷土教育への取り組みが本格化した。そして、その内容は以下の6点に整理することができる¹⁹⁾。

- (1) 「郷土館」等の「郷土教育特別施設」の利用と運営
- (2) 郷土地誌及郷土史の教授
- (3) 各科別による郷土教育
- (4) 各科協力による郷土教育
- (5) 作業
- (6) 郷土研究調査

こうした郷土教育への具体的取り組みに関して、同校では、まずその「郷土教育の重点」として以下のように述べていた。

「曩に文部省に於て師範教育改善の一として、郷土教育を奨励されたる旨趣に基づき、我が校に於ては先ず郷土館郷土園等の施設の完成に全力を傾注すると共に、此等諸施

設の活用と職員生徒の郷土調査研究により郷土教育の一層の徹底に精進しつゝあり。
而して我が校が特にこの施設に於いて重きを置きたるところは次の二点とす。

イ. 郷土教育施設を動的に

動もすれば郷土教育が単なる資料の陳列に止まり、陳列物は塵にまみれ色褪せて資料は全く死蔵に任され易きに鑑みて我が校は郷土館を建設すると共に、生動せる郷土を示すべく郷土園を築造し或は小禽舎を設け更に日々気象観察等を行はしむる等、郷土教育を動的にするため苦心したり。

ロ. 郷土教育を作業的に

我が校は現下の世相時局に照して思想経済両方面の指導を重視し、作業的訓練によつて勤労愛好、労作尊重の精神を涵養すると共に、物質を尊重して利用節約の氣風養成に努めつゝあり。而して郷土園の築造經營、郷土資料の蒐集並に製作等始め諸般の郷土教育は作業と結付け、作業によりて郷土教育の徹底を計りたり。作業と郷土とは相結んで、初めて成績を挙げ得べきものと信ず²⁰⁾。」（下線筆者）

まず、同校の「郷土教育の重点」として2点、すなわち「郷土館」「郷土園」等の郷土教育に関わる施設の完成と充実、そして職員と生徒による「郷土調査研究」の推進が掲げられていた。やはり、前章で述べた山梨県師範学校と同様に、「郷土室」「郷土館」等の郷土教育に関わる施設を核とし、さらにその運営に関わる「郷土調査」を重視していたことがわかる。

そして、特に施設に関しては「郷土教育施設を動的に」「郷土教育を作業的に」を掲げていた。まず「郷土教育施設を動的に」に関しては、「郷土園を築造し或は小禽舎を設け更に日々気象観察等を行はしむる」とあるように、郷土園や小禽舎の築造、そして気象観測の継続的実施等により、「単なる資料の陳列」ではない、「動的」な郷土館運営に留意していたことがわかる。また「郷土教育を作業的に」に関しては、「郷土教育は作業と結付け、作業によりて郷土教育の徹底を計りたり」とあるように、郷土教育の実践的展開の方法として「作業²¹⁾」を重視していたことがわかる。「郷土調査」と「郷土室」運営を直結させて郷土教育が展開された山梨県師範学校と比較して、「作業」と郷土教育とを直結的に結びつけ展開させたところに茨城県女子師範学校の特色が見出せよう。

以下、先に掲げた6点の内容のうち、特に「動的」活用が目指された「郷土館」を中心とする「郷土教育特別施設」、そして「作業」を重視した郷土教育が具体的に展開された「各科別による郷土教育」「各科協力による郷土教育」を取り上げ、詳述していきたい。

3. 「郷土教育特別施設」

前述のように、「郷土館」や「郷土園」等、茨城県女子師範学校における「郷土教育特別施設」は、同校の郷土教育の「重点」であり、その実践的展開の核となるものであった。以下、まずこの「郷土教育特別施設」に関して詳述する。

茨城県女子師範学校では、「郷土教育特別施設」として「郷土館」「郷土園²²⁾」「小禽舎²³⁾」「百葉箱²⁴⁾」の4つの施設を有していた。中でも、「郷土館」は、「1. 資料索引の部」「2. 沿革の部」「3. 物産の部」「4. 自然の部」「5. 社会文化の部」「6. 参考文献の部」「7. 生徒職員の調査研究物」の7つの部門により整理され²⁵⁾、総計2,572点にも及ぶ内容を有していた（資料6-10「茨城県女子師範学校郷土館資料点数」、資料6-11「郷土館平面図」参照）。室数6室、資料総数7,800点にも及ぶ山梨県師範学校の郷土室には及ばないが、茨城県の歴史、地理、文化等を総括する資料が網羅されていたことがわかる。

また、こうした特別施設に関する留意事項として、以下のようないかだを掲げていた。

- 「1. 施設は動的に即ち生動せる郷土そのものを示さんとしたり。これ郷土館の外に、郷土園を設け、又日々気象観測等を行はしむる所以なり。
2. 資料の蒐集は主として生徒を通じて行はしめたり。すなわち職員指導の下に生徒をして其出身町村附近の資料を蒐集せしめ或は購求に当らしめたり。
3. 全て作業的に、郷土館にては研究室を設けて生徒の自由研究を行はしめ、標本図表等は生徒の作業の結果になるもの多數、郷土園の築造には生徒の作業によりその管理経営等には生徒をして当らしむ²⁶⁾。」（下線筆者）

「資料の蒐集は主として生徒を通じて行はしめたり」、あるいは「郷土園の築造には生徒の作業によりその管理経営等には生徒をして当らしむ」とあるように、具体的資料の収集や、郷土園の築造のみならず、その管理運営等に関しても、生徒の主体的関わりが重視されていたことがわかる。

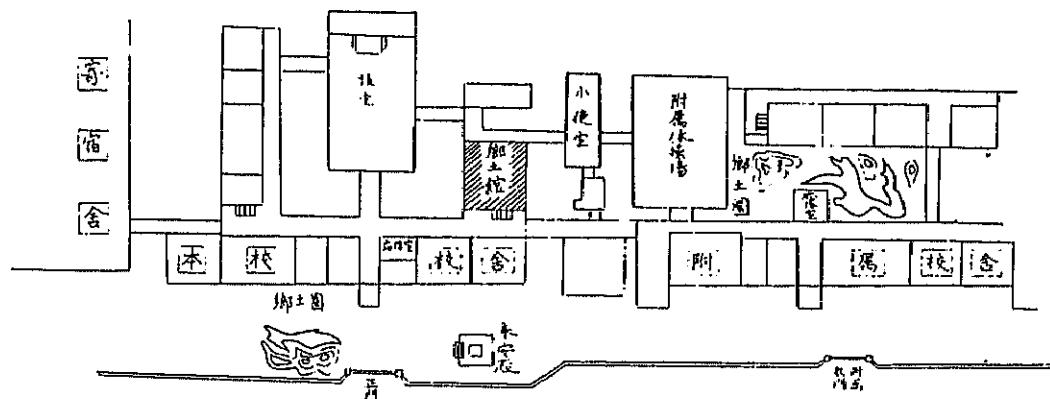
資料 6-10 茨城県女子師範学校郷土館資料点数（1934年5月時）

分類	内容	点数
1. 沿革	標本（石器、土器、瓦等） 写真（徳川斉昭、鹿島神宮等） 地図（常陸國古図、茨城県地図等） 絵はがき（中館觀音、烈公遺墨等） 図表（石器時代遺跡分布図、古墳分布図等） 年代表 遺墨（会沢正志書等） 拓本（藤田東湖筆跡拓本、烈公筆跡拓本等）	16 19 9 16 6 1 3 22
	合計	92
2. 物産	農産（米等農產品標本、養蚕獎勵品種等） 工産（食品・陶磁器標本、日立製作所製銅線等） 水産（食品標本等） 鉱林産（石炭標本、地図、図表、写真等）	128 198 15 86
	合計	427
3. 茨城県の自然	地理（地図、模型、写真、図表等） 理科（観測器、模型等） 博物（植物・海草・岩石標本、図表、写真等）	124 9 1,140
	合計	1,273
4. 社会文化	標本（農村仕事着、郷土玩具等） 写真（茨城県出身文学者写真肖像等） レコード（磯節、筑波小唄等郷土音楽） 図表（茨城県方言摘要表、本県出生死亡率表等）	34 3 6 32
	合計	75
5. 職員生徒の調査研究物	地名の起源伝説調査 町村史誌 郷土調査（水戸市、東茨城郡、那珂郡等） その他（茨城県出身文学者研究、茨城県偉人伝等）	15 103 30 24
	合計	172
6. 図書	郷土教育（小田内通敏『郷土教育運動』等） 郷土史（『大日本史』等） 先賢の遺伝、論説（荒井庸夫『平将門論』等） 郷土地誌（松岡静雄『常陸風土物語』等） 郷土の自然（国生行孝『海図の話』等） 雑（茨城県『茨城県物産の栄』等）	48 116 216 63 24 66
	合計	533
総計		2,572

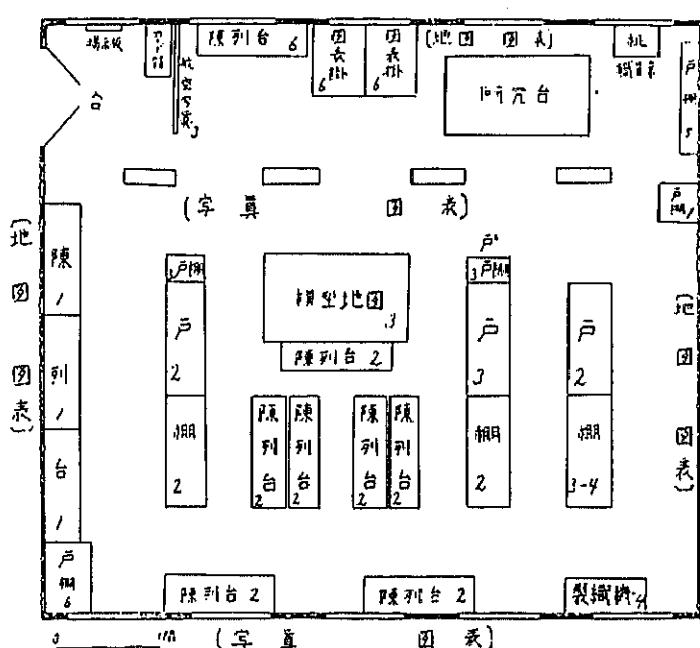
・茨城県女子師範学校『郷土教育概要』茨城県女子師範学校郷土館、1934、pp.17-50より作成。

資料 6-11 「郷土館平面図」

位置の園土郷と館土郷



圖面平館土郷



0、5、4、3、2、1、
研究社自物沿
究考會然進革
物文化ノノノ
部部部部部部

・茨城県女子師範学校『郷土教育概要』茨城県女子師範学校郷土館, 1934.

4. 各科中心の郷土教教育の展開

次に、先に示した「(2) 郷土地誌及郷土史の教授」「(3) 各科別による郷土教育」を取り上げ、地理科、歴史科等の各学科教育において、各科の郷土化として展開された郷土教育を取り上げる。

まず、「(2) 郷土地誌及郷土史の教授」であるが、茨城県女子師範学校における郷土地誌、郷土史はそれぞれ「茨城県地誌」「茨城県概史」として、地理科、歴史科それぞれの学科において展開された。「総合的取扱」を目指し、第1部第5学年、第2部第2学年、すなわち師範学校における最終学年を対象に、「茨城県地誌」は約15時間、「茨城県概史」は約10時間が当たっていた²⁷⁾ それぞれの具体的項目は、資料6-12「茨城県地誌」教授要目、資料6-13「茨城県史」教授要目に示す通りである。「茨城県地誌」に関しては、茨城県に関する基礎的な地理的事項が取り上げられており、取り立てて水戸学に基づく精神涵養を基調とした面は見受けられない。また、「茨城県概史」においては、戦前昭和期の歴史教育には一般的に見られる特色ではあるが、「1. 常総二国の外観と先史」「2. 武甕植神と日本武尊」等、神話から歴史を説き起こし、その後、茨城に縁ある歴史的事項を取り上げていたことがわかる。

次に、「(3) 各科別による郷土教育」の展開に関して取り上げる。各教科における郷土化に関して、例えば「1. 修身、公民、教育科」における「努力点」として、以下のような内容が掲げられていた。

「勤労作業の尊重、物質重視、利用節約を通じての郷土の認識及理解。

義公、烈公、藤田東湖等の先賢偉人の尊王大義。

先賢偉人の忌日講話、並に展墓及墓地清掃。

水戸学の精神。

郷土新聞の活用（郷土的事象の理解批判、並に記事の掲示）

農村に即する小学校教育²⁸⁾」（下線筆者）

「義公、烈公、藤田東湖等の先賢偉人の尊王大義」「先賢偉人の忌日講話、並に展墓及墓地清掃」そして「水戸学の精神」とあるように、教科教育のうち特にこの「修身、公民、教育科」では、まさに水戸学を基盤とした郷土教育が目指されていたことがわかる。しか

資料 6-12 「茨城県地誌」教授要目

項目	内容
1. 位置	経緯度上の位置、関東東北部平野としての位置、奥羽漸移地帯としての位置。
2. 面積	面積、密度、他地方との比較。
3. 区画	現区画、区画の変化と其意義、小地理区。
4. 人口	分布の状況と地形との関係—河北、海岸地方、中部及東南部の比較。
5. 地形	北部山地—阿武隈山脈（高原の特色と人文）八溝山脈（四山塊と人文） 南部平野—低地、台地（微地形と産業、本県の特長） 河川—一河系の特色、河川の地形と人文、利根川、那珂川の交通的意義。 湖沼—成因、水郷の地域。
6. 気候	気温、雨量の相違と影響。
7. 産業	農業—農業県たる理由、主要作物とその販路、本県としての特色と位置、地形、気候との関係（繭、大豆、蔬菜）、特産物の沿革と将来（煙草、茶、紙） 畜産—沿革、地形との関係。 林産—気候地形との関係、現況。 水産—海産、漁獲法と其変遷、海岸地形と漁港。 鉱産—日立鉱山、常陸炭田、石材。 商工業—地方的中心とその種類、大東京の圧迫。 交通路の変遷（石岡中心から水戸中心へ） 鉄道（鉄道系統と利用、鉄道と地形、政治、聚落の関係） 道路（道路系統、自動車網の拡張）
8. 交通	都邑—水戸市（沿革、城下町としての特色、機能、都市計画の大要），機能と現況（人口増加大なる都邑、助川、日立、松原、磯原、人口増加通常の都邑、石岡、土浦、下館、古河、人口増加少なき都邑、湊磯浜、結城） 都邑発達より見たる三分類と共通性。 都邑の分布。 村落—山村、漁村、農村の三型の分布の特色。
9. 聚落	

・茨城県女子師範学校『郷土教育概要』茨城県女子師範学校郷土館、1934、pp. 4-6.

資料 6-13 「茨城県史」教授要目

1. 常総二国の外觀と先史
2. 武甕植神と日本武尊
3. 常総建国と国造
4. 国府と国分寺
5. 平将門と平忠常
6. 源義家の東征
7. 佐竹氏其他の常総豪族
8. 北畠親房と小田城
9. 古河公方
10. 水戸光圀と大日本史
11. 水戸城
12. 各藩の藩政一般
13. 利根川の治水
14. 江戸時代に於ける産業
15. 徳川斉昭と藤田東湖
16. 桜田事変と水戸藩
17. 幕末に於ける水戸藩の内争
18. 茨城県の成立
19. 日清日露両戦役と本県
20. 本県の産業と文化

・茨城県女子師範学校『郷土教育概要』茨城県女子師範学校郷土館、1934、pp. 6-7.

し、「郷土新聞の活用（郷土的事象の理解批判、並に記事の掲示）」とあるように、新聞を活用して郷土に関する社会事象の理解と批判を掲げていたことにも注目したい。いわゆる「新聞学習」により、郷土の社会事象に関する理解と批判を深めようとしていた点も見受けられる。

次に、「3. 歴史、地理科」における努力点としては、以下のような内容が掲げられていた。

「一貫し綜合せる郷土地理郷土史の教授 教授は郷土に出発し帰らざるべからず」

各学年の教材とも郷土を引用し比較し補説につとめると共に、最終学年に於て郷土地理、郷土史の大観を授く。

郷土研究法の指導 上級学年に於て行ふ、卒業後地方小学校に於て郷土研究の必要あるが為なり。

史蹟踏査並に見学 水戸附近の史蹟の踏査を初め、市内及県下の名蹟、会社、工場、官衙等を見学す。遠足の際又は学期末試験終了後等に於て行ふ²⁹⁾。」（下線筆者）

まず、「一貫し綜合せる郷土地理郷土史の教授」とあるように、歴史科、地理科の郷土教育においては、その内容が「一貫し綜合せる」ことが目指されていたことがわかる。記述が十分ではないので、具体的な「一貫し綜合せる」内容が不明であるが、「教授は郷土に出発し帰らざるべからず」とあるように、まず身近な郷土の内容から始まり、次に日本、世界というようにいわば同心円的にその内容を拡大し、最後に再び郷土の内容を展開するといった、いわばフィードバック的視点により、歴史科、地理科の具体的教授展開が目指されていた。こうした視点は、先に取り上げた山梨県師範学校における郷土室構成にも見られた視点である。歴史科、地理科に関する内容を、ただ郷土から同心円的に展開するのではなく、最後に再び郷土に帰ることで、その内容を総括するのである。「各学年の教材とも郷土を引用し比較し」とあるように、日本、世界と拡大される教科内容に関して、郷土と比較する視点に留意することで、真に客観的郷土の理解実現を目指していた。しかし、こうした「綜合せる」視点による教授展開は、この「努力点」に見受けられるだけであり、その点では、やはり山梨県師範学校と比較して「綜合」的視点は希薄であったことも指摘できる。

また、「郷土研究法の指導」として、「卒業後地方小学校に於て郷土研究の必要あるが

為なり」とある点も注目される。先の1931（昭和6）年度の「教授要目改正」において、師範学校地理科では「地方研究」が課された。その目的は、「教育の実際化、地方化」を目指していたことは既に述べてきた通りであるが、この「郷土研究法の指導」はそれに即すものであるとともに、さらに卒業後に赴任した小学校において郷土研究を進めていくことを念頭にして「郷土研究法の指導」を実施していたことがわかる。

5. 「各科協力による郷土教育」の展開

次に、先に示した「④ 各科協力による郷土教育」を取り上げる。まず、「(4) 各科協力による郷土教育」に関しては、「1. 郷土館郷土園の活用」「2. 見学、踏査、校外教授」「3. 夏季休業中の郷土研究」「4. 各科増課生の郷土研究」「5. 郷土資料の製作」の5つの項目が具体的に上げられていた。それぞれの具体的な内容に関しては以下詳述する。

まず「1. 郷土館郷土園の活用」の具体的な内容に関しては、既に触れた通りである。

「各科とも隨時郷土館郷土園における資料を利用する」とされた。

次の「2. 見学、踏査、校外教授」に関しては、具体的に以下のようないわゆる学年別対象が掲げられていた。

「一年 水戸附近の史蹟踏査。

学校附近の植物採集。

太田西山荘其他の見学。

筑波山。

測候所、製氷会社等の工場見学。

二年 平磯、湊附近の海産生物の採集。

鉄道、機関車、ガラス会社の見学。

潮来、水郷地方の旅行。

三年 瓦斯会社、水道水源地、製紙場見学。

四年、二部一年 日立鉱山、日立製作所。

変圧所、電話交換局。

農事試験場、蚕業試験場、種畜場。

五年、二部二年 県会、裁判所、銀行。

地方参観旅行（教生終了期に二泊三日の予定にて地方小学校の状

況、農村の実情等見学す)³⁰⁾」

低学年においては、水戸附近、学校附近の身近な地域がフィールドとなり、またその内容も「史蹟踏査」や「筑波山」等、歴史的・地理的内容であるが、高学年になると、「日立製作所」や「電話交換局」、「県会」「裁判所」等、比較的学校所在地より遠方がフィールドとなり、その内容も政治的・経済的内容が中心になっていたことがわかる。また、先の「(3) 各科別による郷土教育」に見られたような先賢偉人の墓地参拝等、殊更精神涵養を目指した対象は見受けられない。

次に、「3. 夏季休暇中の郷土研究」を取り上げる。「夏季休暇中の郷土研究」は、「休暇には生徒をして夫々その郷里、町村を中心として各種の調査をなさしむ」とされた。1932(昭和7)年度、1933(昭和8)年度になされた具体的郷土研究は以下の通りである。

「町村の郷土調査。	県下町村の地名起源の調査。
郷土の信仰調査。	民謡、俗謡の蒐集。
郷土の気象調査。	(以上昭和七年度)

第二会町村郷土調査。	伝説の蒐集
農漁村に於ける労働統計。	農村食料品調査。
植物の方言調査。	(以上昭和八年度) ³¹⁾ 」

「農漁村に於ける労働統計」「農村食料品調査」等、一般的な地理的・経済的郷土調査とともに、「県下町村の地名起源の調査」「郷土の信仰調査」「民謡、俗謡の蒐集」「伝説の蒐集」等、民俗学的視点による郷土調査も比較的多く実施されていたことがわかる。

さらに、次の「4. 各科増課生の郷土研究」も郷土研究であり、増課生を対象としていた。「選修学科を中心とした郷土研究をなさしむ」とされ、特に生徒自身の選修と結び付いた研究の深化を目指して郷土研究がなされていた³²⁾。しかし、「3. 夏季休暇中の郷土研究」「4. 各科増課生の郷土研究」とも、山梨県師範学校で見られたような計画的な「郷土調査要目」は示されておらず、またとりわけ「総合」的視点を重視する傾向も見受けられない。夏季休暇中のいわば限定された期間における郷土研究が実施されていた。

最後の、「5. 郷土資料の製作」は、生徒による資料の製作で、具体的には、地理科の

地図模型の製作（5万分の1茨城県地図模型等），博物科の採集物の整理，裁縫科の農漁村労働服の考案製作を始めとする「各種の統計，図表，製本等」を製作した。こうした，生徒による郷土研究や製作物は，先に示した「郷土館」に収められ，さらなる研究の資料として活用されたのである。

以上が，「(4) 各科協力による郷土教育」として展開された内容である。修身科，歴史科等の，学科枠を越えて展開された郷土教育で，実質的には，「2. 見学，踏査，校外授業」と「3. 夏季休暇中の郷土研究」や「4. 各科増課生の郷土研究」といった郷土研究を中心とするものであった。前者は，「水戸市附近の史蹟踏査」や「電話交換局」「裁判所」等，歴史，地理，あるいは政治，経済的内容ばかりではなく，「学校附近の植物昆虫の採集」等の博物的内容等，校外をフィールドに展開された。また後者の，「郷土研究」は，「農漁村に於ける労働統計」等，一般的な地理的経済的郷土調査とともに，「県下町村の地名起源の調査」「伝説の蒐集」等，民俗学的視点による郷土調査も比較的多く実施されていた。先の「(3) 各科別による郷土教育」では，「郷土新聞の活用」等の視点も見受けられるものの，基本的に「1. 修身，公民，教育科」に見られたように，烈公，藤田東湖等の尊王大義，先賢偉人の墓地清掃等，水戸学を基盤とした郷土教育が展開された。しかし，「(4) 各科協力による郷土教育」では，特にそうした点は見受けられず，むしろ実際に校外をフィールドにし，具体的な事象を対象とした客観的郷土認識を中心としていたことがわかる。また，こうした「(4) 各科協力による郷土教育」の内容は，「(5) 作業」における「学科作業」（註19）参照）の具体的展開を示しており，さらに郷土研究は，実質的に「(6) 郷土研究調査」の内容であった。その意味で，「郷土教育の重点」で掲げられていた「動的」郷土施設の活用，「作業的」郷土教育の展開を具体化した内容であった。

第三項 「茨城県教育綱領」の制定

1. 「茨城県教育綱領」の制定と趣旨

「郷土教育の目標，茨城県教育綱領制定の趣旨，国民学校教育の目的は，その根本精神において，共通したものを持っていいるのであるが，これを教育の具体的活動面から眺めるときは，茨城県教育綱領の制定は，大正，昭和にかけて提唱されてきたいいろいろの教育運動に，一応の終止符をうつたものということができる」³³⁾ というように，1939（昭和14）年9月20日，茨城県訓令甲第17号として交付された「茨城県教育綱領」の制定をもって，

茨城県の郷土教育は一区切りを迎えた³⁴⁾。前項で述べた郷土教育への積極的な取り組みが、同年3月に『茨城県総合郷土研究』の刊行として結実した直後であった。前章で述べたように、山梨県師範学校の場合は、1935（昭和10）年11月より取り組まれた『山梨県総合郷土研究』編纂と平行して、同校独自の郷土教育実践の構築に取り組み、それが刊行された翌1936（昭和11）年度には、「郷土科」を中心とする「総合」的視点による郷土教育実践が展開された。しかし、茨城県の場合、むしろ『茨城県総合郷土研究』刊行をもって郷土教育への取り組みは一区切りを迎え、「茨城県教育綱領」の実践化という形で「発展的」に包括されたのである³⁵⁾。本項では、こうした「茨城県教育綱領」を取り上げ、その制定の経緯と制定委員、そしてその実践的展開について明らかにしたい。

まず、「茨城県教育綱領」の制定について、その取り組みは1939（昭和14）年7月より開始された。具体的には、同年7月10日、県学務当局者14名、県内の中等学校長10名、小学校長9名と、茨城県教育会主事1名による合計34名の委員による第1回の制定委員会が県教育会会議室において開催された（資料6-14「『茨城県教育綱領』制定委員と起草小委員」参照）。委員会では、各委員より制定の方針、基調、綱目等の意見交換があり、以下5点の制定基調に関して意見の一致をみた。

- 「一、皇道精神の発揚。
- 二、本県の特殊事情と県民性の教養。
- 三、国策対応の教育、特に興亜教育の徹底。
- 四、現代の教育思潮に立脚すること。
- 五、表現は具体的にして、而も郷土色を豊ならしむること³⁶⁾。」（下線筆者）

注目すべきは五に示された「表現は具体的にして、而も郷土色を豊ならしむること」で、「茨城県教育綱領」の草案作成以前から、その制定の基調として郷土教育的内容を示唆していたことがわかる。その後、同日中に8名の小委員（資料6-14「『茨城県教育綱領』制定委員と起草小委員」参照）を委嘱し、この8名が実際の「茨城県教育綱領」の起草に当った。小委員は会合を重ね、ほぼ1ヵ月後の8月15日に、その草案を第2回総委員会に提出した。当日の委員会では、「原案に対する腹蔵なき意見の交換が行」われ、「二三の訂正の外、殆ど原案は認められた」。しかし、その後「尚万全を期せんがため」、なるべく多くの「郷土先輩教育関係者」³⁷⁾の意見を求め、最後に9月20日、知事訓令として発

資料 6-14 「茨城県教育綱領」制定委員と起草小委員会

○制定委员

・渡辺次郎「本県教育綱領の成立とその趣旨」茨城県教育会『茨城教育』第661号、1939.10, pp. 5-6より作成。
 ・尚、○は起草小委員会委員長、●は起草小委員会副委員長、○は起草小委員会委員。

表された。その内容は、以下に示す通りである。

「　茨城県教育綱領

我ガ茨城ノ地タル、山水秀靈、人情樸直、肇國ノ古ヨリ 皇風夙ニ振ヒ、正氣凜然トシテ存シ、神明ノ靈蹟、偉人ノ芳躅、燦然トシテ千秋ニ輝ク。

教職ヲ此ノ地ニ奉ズル者、虔ミテ歴世ノ 聖訓ヲ仰ギ奉リ古ニ稽ヘ今ニ徵シ、中外ノ事勢ニ鑑ミ大中至正、勇往邁進、以テ教育報國ノ道ヲ完ウセザルベカラズ。

一、神州ノ道ヲ奉ジ、内外本末ノ弁ヲ明ラカニシ、以テ皇運扶養翼ノ至誠ヲ効スルベシ。

一、國体ニ率由シ、惟レ忠惟レ孝、以テ至仁至愛ノ 聖恩ニ報イ奉ルベシ。

一、日新以テ 皇国文化ノ宣揚ヲ期シ、興亜ノ大業ヲ翼賛スベシ。

一、敬神宗祖、感恩報德ノ念ニ徹スベシ。

一、名ヲ正シ分ヲ明ラカニシ、私情偏見ニ囚ハレズ、大節ヲ謬ラザルベシ。

一、寛容ヲ尚ビ、相剋ヲ戒メ和協推譲、好ンデ人ノ美ヲ成スベシ。

二、実学ヲ尊ビ、躬行ヲ旨トシ、以テ有為有能ノ皇民タルヲ期スベシ。

一、文武不岐ノ真義ニ則リ、柔弱ヲ排シ、粗暴ヲ斥ケ、文ヲ修メ武ヲ練リ、以テ剛健不撓ナル身心ヲ養成スベシ。

一、學問事業ノ一途ヲ念トシ、空論ヲ排シ、実践ヲ重ンジ、實力ヲ養ヒ、努メテ學識ヲ世務ニ活用スベシ。

一、天分ヲ顧ミ、能力ノ發揮ニ努メ、以テ生ヲ厚ウシ、世ニ處スルノ基ヲ立ツベシ。

一、模擬ヲ戒メ創造ヲ勵メ、研鑽工夫ヲ愛スル風尚ヲ長養スベシ。

一、時勢ノ進運ヲ看取シ、進取不息ノ氣象ヲ振起スベシ。

惟フニ水到リテ渠成ル。誠心一タビ徹セバ機ニ中リ、實ニ處スルノ方途自ラ生ゼム。

職ニ育英ニ在ル者、夫レ豊ニ努メザルベケムヤ³⁸⁾。」

上記の通り、この綱領は2大綱目と10項によりなっており、それに前文と後文が付されてある。その制定に趣旨に関して、当時茨城県学務部長であり、「茨城県教育綱領」制定委員長を務めた渡辺次郎は、以下のように述べていた。

「綱領の二大綱目とは、神州の道と、実学であるが、実学といふも、その規範は、之

を神州の道に求むべきであり、又神州の道は実学の力によって取行せられるのであるから、神州の道と実学とは二にして一、一にして二、表裏一体をなすべきである。而もこの二大綱目は、単に本県伝統の教育精神であるばかりでなく、日本教育の一般原理であり、又かの国民学校案の精神とも符節を合している。神州の道の大綱目の下に、忠孝、興亜、報徳、正名、大和の五項目が挙げられているが、特に私情偏見を去って大節を謬らざることゝ、好んで美を成すことゝは、県民性の教養上大いに留意すべき点であると思ふ³⁹⁾。」（下線筆者）

2大綱目は、「神州ノ道」と「実学」であるが、それらは「表裏一体」であり、「単に本県独自の教育精神ばかりでなく、日本教育の一般原理」として「国民学校案」とも合致していると位置付けられていた。こうした2大綱目により、「剛健不撓の身心を練成」し、「独創、進取なる人物養成を以て」、「有為有能の皇民」育成を目指したのである。

2. 「茨城県教育綱領」の実践的展開

さて、以上のように「茨城県教育綱領」は、1939（昭和14）年9月20日に制定されたが、その後直ちにその実践的展開に関する研究が進められた。翌1940（昭和15）年1月には第1回の研究発表会が茨城県師範学校で開催され、また同年9月には、『茨城教育』において、県視学であり「茨城県教育綱領」の起草委員でもあった芝沼福次郎が、「茨城県教育綱領の解説⁴⁰⁾」を掲載している。茨城県初等教育連合研究会編纂による『茨城県教育綱領の実践的研究⁴¹⁾』は、そうした内容をまとめたものである。

その具体的的事例として地理科を取り上げる。まず「教育綱領から見た地理科の地位」として、以下の3点が掲げられていた。

- 「（一）茨城の地について各自の研究→教育報國への道
- （二）日新以て皇国文化の宣揚、興亜の大業翼賛→東亜に於ける皇国の使命
- （三）地理科に於ては郷土、国土の状勢、国勢の大要を授けて国民的自覺の深化、愛國心の発揚を図り皇国民としての識見の養成につとむることが主目標で、これは県綱領にも明示されている⁴²⁾。」（下線筆者）

まず「茨城の地について各自の研究→教育報國への道」とあるように、本来郷土の客觀

的認識、「作業」的郷土教育展開の中心的位置を占めた郷土研究は、「教育報國への道」としての位置付けに転換された。また、その主目的も「愛国心の發揚を図り皇国民としての識見の養成につとむること」として、精神涵養を重視した皇國民養成に主眼がおかれたのである。また、その具体的展開に関しては以下のように示されていた。

「初等科第一、二学年より高等科に至る八ヶ年に順次、次の如き範囲内に於て指導すべきと思ふ。

郷土 - 郡 - 我が帝國 - 東亜（満州。支那。南洋。） - 世界 - 日本（アジア共榮圏）
- 独伊（新歐羅巴）
- 米（西半球）

茨城の地

山水秀靈
人情樸直
）正氣
神明の靈蹟
偉人の芳躅
茨城の誇り

これ等を元として我々茨城の教育者は皇國文化の宣揚と興亜の大業翼賛に滅私奉公の精神を持ち大中至正勇往邁進、興亜の日本人育成に突進せねばならぬ⁴³⁾。」

ここでは、「教授は郷土に出発し帰らざるべからず」として掲げられたフィードバック的視点はもはや見受けられない。内容の展開は、郷土から日本、東亜、世界へと一方的に拡大し、「皇國文化の宣揚と興亜の大業翼賛に滅私奉公の精神を持ち大中至正勇往邁進、興亜の日本人育成に突進せねばならぬ」とあるように、同心円的拡大というより、むしろ「侵略」的拡大ともいえる展開に変容したことがわかる。

以上、本節では、秋田県に続き1939（昭和14）年5月に『茨城県綜合郷土研究』が刊行された茨城県を取り上げ、茨城県女子師範学校を中心とした郷土教育の展開について明らかにしてきた。

茨城県女子師範学校では、1930・31（昭和5・6）年の「郷土研究施設費」交付以後、その郷土教育への取り組みが本格化した。「郷土教育の重点」として、「郷土教育施設を動的に」「郷土教育を作業的に」の2点による重点項目を掲げ、具体的には「(1)『郷土

館』等の『郷土教育特別施設』の利用と運営」「(2) 郷土地誌及郷土史の教授」「(3) 各科別による郷土教育」「(4) 各科協力による郷土教育」「(5) 作業」「(6) 郷土研究調査」といった多様な取り組みを展開させた。とりわけ、「郷土教育特別施設」では「郷土館」「郷土園」を中心とした「動的」活用、そして「(4) 各科協力による郷土教育」においては、「見学、踏査、校外授業」と郷土研究等を中心とした「作業的」郷土教育を展開させたのである。そして、こうした同校による郷土教育の取り組みは、やがて1936（昭和11）年10月から茨城県師範学校とともに取り組まれた『茨城県総合郷土研究』の編纂として結実した。2年半程の歳月をかけ、1939（昭和14）年3月に『茨城県総合郷土研究』は刊行されたのである、しかし、その直後の同年9月20日、茨城県訓令甲第17号として交付された「茨城県教育綱領」の制定によって、その郷土教育は変容していった。山梨県師範学校の場合とは違い、茨城県の場合は、むしろ『茨城県総合郷土研究』刊行をもって郷土教育への取り組みは一区切りを迎え、「茨城県教育綱領」の実践化という形で「発展的」に包括されたのである。

【註】

- I) この時期、『茨城教育』において掲載された「農村用高等小学校読本」に関する記事は、以下の通りである。
 - ・生井幸一「農村用高等小学校読本の研究（巻の一、其の一）」茨城県教育会編『茨城教育』第524号、1928.4、p.29.
 - ・生井幸一「農村用高等小学校読本の研究（巻の一、其の二）」茨城県教育会編『茨城教育』第526号、1928.6、pp.26-28.
 - ・井上赳「農村用高等小学校読本編纂趣意講和の要領」茨城県教育会編『茨城教育』第540号、1929.9、pp.6-16.
 - ・清水常造「農村用高等小学校読本雑考」茨城県教育会編『茨城教育』第540号、1929.9、pp.17-24
 - ・井上赳「農村用高等小学校読本編纂趣意講和の要領（二）」茨城県教育会編『茨城教育』第542号、1929.11、pp.2-6
 - ・清水常造「農村用高等小学校読本雑考（二）」茨城県教育会編『茨城教育』第542号、1929.11、pp.6-12

- ・清水常造「農村用高等小学校読本雑考（三）」茨城県教育会編『茨城教育』第544号，1930.1, pp.9-13
 - ・清水常造「農村用高等小学校読本雑考（四）」茨城県教育会編『茨城教育』第545号，1930.2, pp.33-37
 - ・井上赳「農村用高等小学校読本卷四編纂趣意講和の要領」茨城県教育会編『茨城教育』第557号，1931.2, pp.8-25.
- 2) 小川は当時『郷土の本質と郷土教育』東洋図書，1931，を同年5月に出版したばかりであり，郷土教育に関する理論的指導者の一人であった。また小川は，茨城県高萩生まれであり，茨城県師範学校の出身であった。こうしたことが機縁となり招かれたのである。
- 3) 「第二十八回関東連合教育会に於て委員附託となりたる議案調査答申案」茨城県教育会編『茨城教育』第578号，1932.11, p.55.
- 4) 茨城県教育会編『茨城教育』第577号，1932.11.
- 5) このように茨城県下で展開された郷土教育に関して，その特色を水戸学を基礎とした精神涵養を主眼としていたとする指摘は，茨城県教育会編『茨城県教育史上巻』常陸書房，1958, pp.864-865や，水戸市史編纂近現代専門部会編『水戸市史下巻（二）』水戸市役所，1995, p.666，そして伊藤純郎『郷土教育運動の研究』思文閣，1998, pp.317-360にも示されている。
- 6) 「学務課便り」茨城県教育会編『茨城教育』第582号，1933.3, pp.134-135, 「郷土工作展覧会」茨城県教育会編『茨城教育』第584号，1933.5, pp.110-115に詳しい。
- 7) 「郷土工作品展覧会」茨城県教育会編『茨城教育』第584号，1933.5, p.110.
- 8) 前掲書7), p.111.
- 9) 「郷土研究物展覧会」茨城県教育会編『茨城教育』第601号，1934.10, pp.178-179.
- 10) この展覧会を実際に展覧した一教員による感想が，『茨城教育』に掲載されている。それによれば，「見物人は雜踏してますし，作品は多過ぎるしで，結局何を見て来たのか判らなかったのですが，こんな展覧会なら見なけりやよかったですと後で思いました」（久米志知郎「教具展を參觀して」茨城県教育会編『茨城教育』第604号，1935.1, p.57）として，混然とした展覧会のもちかたそのものの課題が，率直な感想として述べられていた。またこの時期には，それまでの郷土教育の取り組みに対する反省と憂慮

の意見も見受けられ、以下のような論文が『茨城教育』に掲載されていた。

・弓野国之介（茨城中学校監事）「郷土教育の動向を憂ふ－重点の把握が急務－」第580号，1933.1, pp.54-55.

・海老原幸（鹿島郡鉢田校）「郷土教育の再吟味」第585号，1933.6, pp.22-24.

・粉川文男（台湾公立楠西公学校長）「郷土教育の再考察」第598号，1934.7, pp.106-109.

・横瀬光枝（東那珂尋高校）「郷土研究一考察」第613号，1935.10, pp.100-103.

既に1933・34（昭和8・9）年時には、1932（昭和7）年頃からの精神涵養を中心として展開された郷土教育に対して反省を求める声が起っていたことがわかる。

11) 茨城県師範学校、茨城県女子師範学校編『茨城県総合郷土研究 下巻』茨城県，1939, p.569参照。

12) 茨城県の指定に関しては、発刊当時文部省普通学務局長であった藤野恵が以下のように示している。

「茨城県は、その自然と文化に於て、関東地方の類型たるばかりでなく、水戸学の樹立に対する藩の業績は、近代思想史に於ける一時代を画するものであり、又大東京との近接的位置に基く都邑關係の推移は、現代日本の社会關係の研究の上に幾多の示唆を与へてゐる。」（茨城県師範学校、茨城県女子師範学校編『茨城県総合郷土研究 上巻』茨城県，1939.5, 文部省普通学務局長藤野恵「序」p.1）

13) 茨城県教育会編『茨城県教育史上巻』常陸書房，1958, pp.871-872.

14) 茨城県の郷土教育に関して、特に『茨城県総合郷土研究』に関わる先行研究としては、齊藤太郎「昭和前期郷土教育における郷土人認識－茨城県師範学校他『総合郷土研究（1939）の県民性論覚え書き』－」筑波大学大学院博士過程教育学研究科『教育学研究集録』第21集，1997, pp.1-10 が上げられる。

15) 「発刊に當りて」茨城県女子師範学校『郷土教育概要』茨城県女子師範学校郷土館，1934.

16) 「全国師範学校に於ける郷土研究状況一一」郷土教育連盟『郷土教育』第18号，刀江書院，1932.4, pp.43-53参照。

「一、昭和五年六年の郷土研究施設の状況、特に具体的事實に重きを置きたる点。

二、昭和六年度より七年度に亘り行ふべき計画。

三、郷土研究施設を師範教育改善の上に如何に利用するか。」

の3点に関して、郷土教育連盟が全国師範学校、県学務課等に照会したものである。

- 17) 前掲書16), p.52.
- 18) 前掲書16), p.52参照。
- 19) 前掲書15), pp.1-16による。
- 20) 前掲書15), p.1.
- 21) 「作業」の内容としては、「一般作業」と「学科作業」の2つがあった。前者は、芝植付、堆肥製造、校舎掃除（たわしあけ）等で、実質的には校内整備であった。郷土教育としてはむしろ「学科作業」の方が大切であり、その内容は、「郷土館」に収められている資料の収集や作成、後述する「各科別による郷土教育」「各科協力による郷土教育」の具体的な内容において展開された。
- 22) 郷土園は、「霞ヶ浦、北浦を前にして、後方に筑波、八溝、男体、高鈴、真弓の山岳を配し、且つその山岳特有の岩石鉱物を置き、植物を植え、池中に県下の魚類を放ち、美観と共に郷土の自然界の一般を知らしめたる」（前掲書15), p.3) ものであった。
- 23) 「小禽舎」は、「郷土の小禽類を飼育す」とされ、「この飼育は附属小学校の児童主として當る」とされた。（前掲書15), p.3参照）
- 24) 「百葉箱」は、「気温、湿度の観測をなし、雨量計、風力計、風信器、気圧計を備えて、生徒児童をして気象観測を行はしめて、毎日天気状況を発表す」（前掲書15), p.3) るものであった。
- 25) 後に「水戸市の部」を加え、8つの部門に整理された。（茨城県女子師範学校『我が校に於ける郷土教育概要』茨城県女子師範学校, 1936, p.17参照）
- 26) 前掲書15), p.4.
- 27) 前掲書15), pp.4-7参照。
- 28) 前掲書15), p.7.
- 29) 前掲書15), p.8.
- 30) 前掲書15), p.10.
- 31) 前掲書15), pp.10-11
- 32) 具体的な郷土研究として、「会沢安の伝、郷土出身の現代作家、平将門の研究、小田城の史蹟、水戸市の地誌、三浜の地理的考察、農村労働服に就て、民謡の調査、水戸

市の郷土体育」（前掲書15），p.11）等があった。

- 33) 前掲書13)，p.873.
- 34) さらに、同時期に茨城県師範学校では、「日本文化の真諦を理解せしめて国民精神の涵養をはかり、国家永遠の発展に寄与する」ことを目的とした「日本文化講座」が開設された。事業として、日本文化に関する講義、国民的性格鍛成のための修練、日本文化に関する出版等が行われ、さらに紀元二千六百年記念事業として、師範学校内にあった水戸城の天主閣を利用して、「教学閣」が設置された。「教学閣」は、水戸学に関する資料を蒐集陳列し、水戸学の精神を具現しようとするものであった。（茨城県教育会編『茨城県教育史下巻』常陸書房，1980，pp.416-417参照）
- 35) 附属小学校においても、この時期には「本校の理論研究と相まって、水戸学を背景とする郷土教育実践方案の研究から、さらに茨城県教育綱領の実践方案の研究に進み、昭和十六年度よりは国民学校実践方案の研究に転ずるなど、時局の変化に伴って、戦時体制下の教育実践に忙殺された」（前掲書34），p.417）のであった。郷土教育への取り組みは、「茨城県教育綱領」の制定により、実質的に包括されたのである。
- 36) 渡辺次郎（茨城県学務部長）「本県教育綱領の成立とその趣旨」茨城県教育会編『茨城教育』第661号，1939.10，p.3.
- 37) この中には、1931（昭和6）年12月5日に茨城県師範学校同窓会水城交友会により開催された郷土教育講演会において招かれた小川正行（当時奈良女子高等師範学校教授）も含まれていた。その他、深作安文、菊池謙二郎、市村讚次郎、塩沢昌貞、川村理助、峰間信吉、稻葉彦六等がいる。（前掲書13），p.874参照）
- 38) 前掲書36），p.1.
- 39) 前掲書36），p.4.
- 40) 芝沼福次郎「茨城県教育綱領の解説」茨城県教育会編『茨城教育』第672号，1940.9，pp.2-46参照。
- 41) 茨城県初等教育連合研究会編『茨城県教育綱領の実践的研究』茨城県初等教育連合研究会，1940.
- 42) 前掲書41），p.310.
- 43) 前掲書41），pp.310-311.

第三節 香川県女子師範学校を中心とした郷土教育の展開

第一項 香川県における郷土教育の概要

1. 初等教育を中心とした郷土教育の隆盛

最後に、本節では、1939（昭和14）年11月に『香川県総合郷土研究¹⁾』が刊行された香川県を取り上げ、香川県女子師範学校を中心とした郷土教育の展開について明らかにしていきたい。

まず、昭和初期における香川県の郷土教育について、その展開を概説したい。

香川県における郷土教育への取り組みは比較的早く、1913（大正2）年には香川県師範学校教諭福家惣衛²⁾が、『香川県教育会雑誌』第214号に「郷土研究」と題して、初等教育における郷土教育の重要性を提唱していた³⁾。さらに福家は、翌1914（大正3）年には、『教育の郷土化新研究⁴⁾』をまとめ、「郷土は教育の原則にして教科として（郷土科として—筆者註）特設すべきものにあらず⁵⁾」との視点から、各科の「郷土化」を目指し、初等教育を中心とした地理科や歴史科に関する詳細な教授要目を提示していた。また、香川県師範学校附属小学校では、福家の各科の「郷土化」案とは反対に、1913（大正2）年に「郷土科」を特設し、その教授要目を発表していた⁶⁾。このように、香川県下における郷土教育への取り組みは比較的早く、既に大正初期から各科の「郷土化」の提唱や「郷土科」の設置が試みられていた。

その後昭和期にいたり、文部省による施策、郷土教育の全国的隆盛と相俟って、香川県下における郷土教育への取り組みも本格化して行ったのだが、郷土教育講習会や郷土教育展覧会の開催等の県行政を中心とした施策や、香川県教育会による取り組み等、その具体的展開に関しては不明な点が多い。これは、『香川県教育』を初めとして、香川県教育史に関する史料の散逸による理由からである⁷⁾。以下、『香川県史』『香川県教育史』、そして陶小学校における郷土教育への取り組み等、限られた文献で、当時の香川県下における郷土教育への取り組みを述べていきたい。

まず『香川県教育史』によれば、「県教育会の郷土教育調査委員によって綾歌郡山田小

学校、陶小学校の郷土教育の実際が観察され、その報告と共に理論を実際より導かんとする企図が明らかになった⁸⁾」として、1928（昭和3）年4月24日に2間の日程で開催された全国教育大会での郷土教育への取り組みに関して簡潔に記している。この記述によれば、この1928（昭和3）年4月の時点で、香川県教育会において「郷土教育調査委員会」なる組織が設置されており、小学校を中心とした実態調査を行っていたことがわかる。

次に、『香川県史』によれば、当時の『香川新報』により掲載された記事を取り上げ、「『紙の教育から土の教育』『大西大野原校長の郷土教育研究』（昭和六年）『郷土地理学の観点について』『教育の原理としての労作と郷土』（昭和七年）『讃岐文芸読本の編纂』『郷土教育の先駆者（小田内通敏－筆者註）－陶小学校をみる』（昭和八年）など郷土教育に関する記事が掲載され紙上を賑わせた⁹⁾」として、「これ（郷土教育－筆者）に関する研究会、講演会が各地に開催され一種のブームさえ巻き起こした」と当時の隆盛の様子を記している。さらに、「郷土教育の活躍校」として、1931（昭和6）年から1933（昭和8）年を中心とした以下のような具体的な小学校を上げ、各文献に記載された「活躍校」を示している。

「▲東京帝国大学文学部教育学研究室の郷土教育調査報告（昭和六・三）のなかでとりあげられた香川県女子師範学校附属小学校、綾歌郡坂本尋常小学校。▲香川県女子師範学校附属小学校における『郷土教育』研究会（昭和六年・一一）における発表校、香川檀紙校、綾歌陶校、丸亀城西校、三豊大野原校、仲多度筆岡校、木田古高松校、男師附属校、女師附属校、大川石田校、高松鶴屋町校。▲綾歌郡教育部主催の郷土教育研究会（昭和七年・一、陶小）における発表校、三豊大野原校、綾歌陶校、同加茂校、丸亀城坤校、仲多度与北校、綾歌坂本校、同土器校、木田小箋校、香川一宮校、男女師範学校附属校、綾歌造田校、同滝宮校。▲県教育振興会より郷土研究の優秀校として表彰された学校（『四国民報』昭和八・二・二）綾歌郡陶小学校、同山田小学校、広島小、草壁小、勝間小。▲『総合郷土研究』（前出）のなかにみられる郷土教育にかかわる学校、綾歌陶、山田小学校、『郷土読本』（一・二）刊行の香川郡由佐小学校、『小豆島郷土読本』発刊の小豆郡教育会、郷土教育のための教育考案で優秀なもの、三本松小、渕崎小、安田小、福田小、仏生山小、坂出東部小、陶小、城坤小、大見小、林田小、麻小¹⁰⁾」（下線筆者）

香川県全県にわたって「活躍校」が上げられており、初等教育における郷土教育への取り組みが盛んであったことが窺える。中でも綾歌郡陶小学校¹¹⁾は、『香川県総合郷土研究』を含む5つの文献で取り上げられている。また、先に上げた『香川県教育史』においても、1928（昭和3）年4月の全国教育大会の「郷土教育調査委員会」の報告の対象としてこの陶小学校は取り上げられており、香川県を代表する郷土教育実践校であったことがわかる。

2. 『香川県総合郷土研究』編纂の経緯

さて、こうした香川県における郷土教育への取り組みはやがて『香川県総合郷土研究』の編纂として結実した。1936（昭和11）年10月、文部省は山梨県に続き、秋田、茨城両県とともに香川県を指定し、『香川県総合郷土研究』の編纂を指示したのである。しかし、何故香川県が指定されたのか、その明確な理由に関しては『香川県総合郷土研究』をはじめとする文献には示されていない。山梨県に続き、何故香川県を『総合郷土研究』編纂の対象に指定したのか、その理由に関しては、管見する史料では明記されていないのである。よってここでは以下の3点から、その理由について推論したい。第1に、文部省嘱託小田内通敏と陶小学校との関わり、第2に、陶小学校訓導太巻正一、香川県師範学校地理科教諭桑島安太郎による『郷土教育』への論文掲載、第3に、香川県師範学校・香川県女子師範学校による郷土教育実践。以下、それぞれについて詳述したい。

まず第1は、文部省嘱託小田内通敏と陶小学校との関わりである。小田内は、当時文部省の「普通学務局所属講習二関スル事務嘱託」（1932-39）であり、実質的に「郷土教育主事」的職務を果たしていたが、1933（昭和8）年4月18日来、度々陶小学校を訪れており、その教育実践に注目していた。

陶小学校は、前述した通り、当時香川県下では最も注目される郷土教育実践校であった。その取り組みは、1926（大正15）年4月、山本政太郎が同校の第7代校長（任1926-33）として赴任した時から本格化した。同校では、山本就任直後より、「農村振興の実際的、具体的教育の七箇年教育計画¹²⁾」を作成し、校長山本、そして訓導太巻正一¹³⁾を中心として、「郷土基本調査」として村況、学校内容、子どもの位置境遇に関する調査を実施していた。そして、翌1927（昭和2）年には各科の郷土化、1928（昭和3）年には児童と教師による郷土調査に取り組み、1930（昭和5）年には「郷土科」を特設、同年11月には、県より郷土教育研究校の委託を受けた。こうした成果は、1932（昭和7）年1月の郷土教

育研究大会で報告され、さらに、同年4月には、これらの郷土教育実践を同校紀要『陶の光』にまとめている。こうした同校の積極的な郷土教育への取り組みに対し、やがて県行政も注目し、同年12月、陶村は県知事より経済更正村の指定を受けたのである¹⁴⁾。そして、翌1933（昭和8）年4月18日、同校はついに直接郷土教育の指導を受けるべく嘱託小田内を招いた。小田内は、これを機縁にして1935（昭和10）年5月8日にも来校し、さらに1937（昭和12）年2月27日には、香川県師範学校で開催された文部省主催の「郷土教育講習会」の際に、子の通久とともに来校、同年5月29日には再び小田内通久が更正村の実態調査のため2週間にわたり陶村を訪れていた¹⁵⁾。このように、1933（昭和8）年来、小田内通敏だけではなく、子の通久も、度々陶村、そして陶小学校を訪ねていた。陶村では、1932（昭和7）年に県より更正計画指定を受ける以前、山本校長が就任した1926（大正15）年4月から、「農村振興の実際的、具体的教育の七箇年教育計画」が樹立され、同村では山本就任時は、既に「全体的、道徳的、教育的観点」に立った郷土更正計画が「殆んど実を結んだ」状態に達していた¹⁶⁾。ル・ブレー、ゲッデスの思想に影響を受け、地域改良的視点を有する人文地理学思想をもつ小田内にとって、こうした陶村、陶小学校の実態は注目すべき対象であった。このような経緯が、山梨県に続く『総合郷土研究』の編纂対象地として、香川県が指定された契機となったものと考えられる。

第2は、こうした陶小学校の訓導太巻正一、そして香川県師範学校地理科教諭桑島安太郎による『郷土教育』への論文掲載による影響である。

陶小学校では、前述したように1926（大正15）年の山本校長就任時より、既に「殆んど実を結んだ」とされた「農村振興の実際的、具体的教育の七箇年教育計画」が樹立され、その郷土教育実践を展開していた。そして、その実践の現場教員の中心人物が太巻であった。太巻は、尾高豊作、小田内通敏を中心とした郷土教育連盟による雑誌『郷土教育』に度々その論文が掲載され、「我校郷土教育の実際¹⁷⁾」（1932.5臨時増刊号）、「我が校郷土教育の実際¹⁸⁾」（第23号、1932.9）、「更正に立つ陶の教育¹⁹⁾」（第39号、1934.1）等で、自らの勤務校である陶小の実践を全国に紹介していた。また香川県師範学校の地理科教諭を務め、実質的に同校の郷土教育実践の中心的存在であった桑島²⁰⁾も、やはり「香川県の地域性一二²¹⁾」（第23号、1932.9）として、香川県の地域的特色に関する論文が掲載されていた。こうした雑誌『郷土教育』を通じての郷土教育連盟との接触が、ひいては陶小学校と小田内との繋がりを持つ契機となったものと考えられる。

そして第3には、実質的に『香川県総合郷土研究』編纂の中心となった香川県師範学校、

同女子師範学校による郷土教育実践であるが、これに関する詳述する。

以上、こうした3点、すなわち文部省嘱託小田内通敏と陶小学校との関わり、陶小学校訓導太巻正一、香川県師範学校地理科教諭桑島安太郎による『郷土教育』への論文掲載、香川県師範学校、同女子師範学校による郷土教育実践から、香川県は当時『総合郷土研究』編纂の実質的な指導者であった小田内に注目され、山梨県に続く編纂対象に指定されたものと考えられる。

さて、指定を受けた香川県では、早速1936（昭和11）年12月19日、翌日に『山梨県総合郷土研究』刊行を控えた小田内通敏と通久を迎へ、協議研究会を開催した。県視学服部基一を中心に、香川県師範学校を会場に同校の全職員、女子師範学校の「主なる職員」が出席して、「1. 研究項目の決定」「2. 両師の分担決定」「3. 香川県の地理区決定」の各項目について協議がもたらされた。特に具体的研究項目に関しては、『山梨県総合郷土研究』が参考とされ、翌1937（昭和12）年1月21日には、女子師範学校を会場にして男女両師範学校の各部研究主任により協議会が開かれ、細部項目についての協議研究とその分担について話し合われた。こうして、ほぼ『香川県総合郷土研究』編纂のアウトラインができ上がりつつある間、2月22日から26日の5日間の日程で、文部省主催による「郷土教育講習会」が香川県師範学校を会場に開催された。同講習会の講師として出席した小田内通敏と通久は、この間、24日と25日の2間において各研究主任と協議会を持ち、さらに「研究方針及項目の内容について」話し合った。これら郷土研究の方針、項目、内容に関する協議を経て、同年6月、「県下小学校、中等学校及び関係各方面」に「郷土研究調査票」を発送し、ついに実際の郷土研究が県下一斉に始められた。そして、同年11月17日には各研究結果は集められ、3度小田内通敏と通久を迎へ、県下小学校その他より返送を受けた「郷土研究調査票」についての研究結果について「個別的指導」を受けた。「郷土研究調査票」の発送が6月であるから、夏季休業を挟み、ほぼ5ヶ月をかけて実際の郷土研究は行われたのである。その後、翌1938（昭和13）年3月20日から22日の間、4度小田内通敏と通久を招き、「原稿の形式、内容について」指導を受けた。これをもとに、さらに数度に渡る校正を進めて、ついに同年10月末には全ての作業が終わった。そして、「十二月末までに完成の予定を以て、印刷を請負はしめた」のであるが、「同印刷所が時局の影響を受けて、所員の変動すること多く且つ事務繁多をきたして、次から次へ印刷の渋滞を続け」、結局、翌1939（昭和14）年11月、『香川県総合郷土研究』は発行された²²⁾。1936（昭和11）年10月に編纂の文部省指示があつてからほぼ3年間、全県的に取り組まれた『香川県総合郷

土研究』の編纂は、ようやくここに発行された。その間、文部省主催による「郷土教育講習会」を挟んで、ほぼ8カ月間で方針、項目、内容に関する協議、翌1937（昭和）年6月からほぼ5カ月で実際の郷土研究の実施、そして、同年11月から内容の調整と校正を進めて、そのほぼ1年後、翌1938（昭和13）年10月には作業は実質的に終了していたが、実際の発行はさらに翌1939（昭和14）年11月になったのである。

第二項 香川県女子師範学校における郷土教育の展開

1. 香川県女子師範学校の概況と郷土教育の目的

本項では、『香川県総合郷土研究』編纂の実質的主体となった香川県女子師範学校を取り上げ、その郷土教育の展開について明らかにしていきたい。香川県師範学校ではなく、同女子師範学校を中心的に取り上げるのは、やはり史料の関係からである。香川県下における師範学校を中心とした教育史料は、やはりこの期の他の史料同様に、高松市空襲（1945年7月3日深更より4日未明）等の戦災の影響により焼失の散逸が著しい。例えば、香川県師範学校に関しては『郷土館施設概要』が見出せるのみで、同校の全体的郷土教育実践ではなく、その中の特に「郷土館」利用を中心とした郷土教育実践が知り得るのみである。しかし、女子師範学校に関しては、後述する『教育概要』『郷土室施設概要並に目録』等、当時の同校による全体的郷土教育実践を知り得る史料が現存している。よって、本項では、こうした史料の関係から、香川県女子師範学校を取り上げ、その郷土教育について検討したい。

まず、1934（昭和9）年当時の同校における概況に関して、その学級編成及び生徒数、在職職員は、資料6-15「香川県女子師範学校における学級編成と生徒数」、資料6-16「香川県女師師範学校、香川県立高等女学校職員数」、並に資料6-17「香川県女師師範学校、香川県立高等女学校職員一覧」、に示した通りである。

資料6-15に示した通り、1934（昭和9）年7月の時点で、香川県女師師範学校では本科第1部の第1学年から第5学年、本科第2部の第1学年、専攻科とも各1クラスずつ設置され、1クラスの生徒数はほぼ20人（専攻科は6人）、全7クラス合計で132人であった。一方教員は、香川県立坂出高等女学校が併置されており²³⁾、女子師範学校の教員はほとんど高等女学校の教員を兼任したが、主に女子師範学校に所属する教諭は17人であった。単純に総数から計算すれば、生徒のほぼ8人に1人の教諭がつく割合であり、統計上

資料 6-15 香川県女子師範学校における学級編成と生徒数（1934年7月1日現在）

学年 事項	本科第1部						本科第2部			専攻科	合計
	1年	2年	3年	4年	5年	合計	1年	2年	合計		
学級数	1	1	1	1	1	5	1	-	1	1	7
生徒数	20	25	20	20	21	106	20	-	20	6	132

・香川県女子師範学校、香川県立坂出高等女学校編『教育概要』香川県女子師範学校、香川県立坂出高等女学校、1935.5, p.80.

資料 6-16 香川県女子師範学校、香川県立高等女学校職員数

学校名		校長	教諭	嘱託教授	舍監	訓導	保母	書記	校医	合計
女子師範学校	男	1	13	-	(1)	8	-	3	2	27 (1)
	女	-	4	2	(2)	4	4	-	-	14 (2)
坂出高等女学校	男	(1)	9	-	(1)	-	-	-	-	9 (2)
	女	-	6	-	-	-	-	-	-	6

・香川県女子師範学校、香川県立坂出高等女学校編『教育概要』香川県女子師範学校、香川県立坂出高等女学校、1935.5, p.65.

・() 内は、兼任を表わす。

資料 6-17 香川県女子師範学校、香川県立高等女学校職員一覧 (1935年5月現在)

¹ 香川県女子師範学校、香川県立坂出高等女学校編『教育概要』香川県女子師範学校、香川県立坂出高等女学校、1935.5. pp. 63-66より作成。

尚、香川県女子師範学校は、1917（大正6）年に文部省告示第22号により香川県立高等女学校を併置しており、教員は両校を兼任していた。また「尋一」等は香川県女子師範学校附属小学校の担当である。

非常に個別指導がしやすい状況であったことが窺える。

さて、『教育概要』に「昭和五年八月、郷土資料蒐集費用として多額の補助の下附あり。茲に全職員生徒総動員にて、研究に・資料の蒐集に努めし結果、之が陳列・研究のため郷土研究室の必要を生じ、先づ寄宿舎の二室を以て之に當てたり²⁴⁾」というように、香川県女子師範学校における郷土教育への取り組みは、やはり1930・31（昭和5・6）年度の「郷土研究施設費」交付を契機として本格化した。その内容は、以下に示す通りである。

- 「一 鎌田郷土博物館利用
- 二 『讃岐文芸読本』の活用
- 三 郷土研究
- 四 郷土偉人研究会
- 五 校外教授
- 六 博物採集
- 七 郷土出身名士講演会
- 八 郷土行事実施
- 九 映画作製観覧
- 十 郷土気象観測
- 十一 郷土館の利用
- 十二 職員の郷土研究²⁵⁾」

以上、12に及ぶ具体的項目のうち、特に「一 鎌田郷土博物館利用」「十一 郷土館」等の郷土教育施設の活用、そして「三 郷土研究」「四 郷土偉人研究会」「十二 職員の郷土研究」等の郷土研究は、中心的な郷土教育実践であった。

こうした郷土教育実践の具体的取り組みに関して、同校では、まずその目的として以下のように述べていた。

「郷土教育ハ郷土ノ自然並ニ文化ヲ体験、認識、理解セシメ、以テ郷土ヲ熱愛シ、ヨリヨキ郷土ヲ創造セシメントスル所ノ郷土人ノ識見ト、人格ヲ養成スルヲ目的トスルニアリ。本校ニ於テハ夙ニ師範教育ヲ徹底セシムルニハ郷土教育ノ徹底ニ待ツベキモノナルコトヲ深ク確信シ、専ラ郷土研究ヲ獎励スルト共ニ、銳意教育ノ郷土化ノタメ

二努力セリ²⁶⁾。」（下線筆者）

「郷土教育ハ郷土ノ自然並ニ文化ヲ体験，認識，理解セシメ」とあるように，まず生徒をして郷土の自然や文化を直接「体験」することを重視し，それによる郷土の認識と理解を深めることを上げていた。そして，こうした「体験」を重視した郷土の認識と理解を前提として，「郷土ヲ熱愛」する愛郷心の涵養，積極的に「郷土ヲ創造」する「郷土人ノ識見」，そして「人格ノ養成」を郷土教育の目的として上げていた。郷土の客観的認識に留らず，積極的な郷土建設を念頭することは，前述した陶小学校にもみられた視点であり，ル・プレー・ゲッデス理論を背景とした小田内の郷土教育論と合致する視点である。また，「師範教育」の徹底は即ち「郷土教育の徹底」と位置付け，その方策として「郷土研究ヲ奨励スル」とともに「教育ノ郷土化」に努力する旨が述べられていた。郷土教育の具体的方策として郷土研究を重視し，「郷土科」の特設ではない，各科の「郷土化」を中心とした郷土教育展開を目指していたことがわかる。

さらに，これに関連して師範学校における郷土教育の「使命」として，以下の2点を上げていた。

「一は郷土教育をなすことそれ自体にして，他は将来郷土教育をなし得る能力，即ち地域の研究法等を知らしむるにあり。而して郷土教育の究極の仕事は客観的郷土を中心として，それに関する主知的並に情意的方面の陶冶を与ふるにあり。而して教育それ自体が生徒及児童の人格を尊重し，又其の人格を発展せしむるにあり。その手段として生徒或は児童の経験・生活を尊重せざるべからざるは当然の理なり。而して人類として，人格者として，郷土に関する理解と愛着を持たざるは人格自体としての価値を構成し得る所以ならず。従って郷土的なる知識並に感情の養成は価値ある人格を養ふ第一義的要素なり。人格の根本は郷土なり，祖國なり。郷土愛的精神態度を適当に指導することにより，郷土愛より祖國愛に導き，或は進んで人類愛にまで導くことも可能なり。本校は如上の目的に副ひ，且つ郷土教育の使命を果さんが為各種の施設をなし，幾多の犠牲を払ひて之が教育に，研究に邁進しつゝあり²⁷⁾。」（下線筆者）

注目すべきは，2点目の「他は将来郷土教育をなし得る能力，即ち地域の研究法等を知らしむるにあり」である。ここでも郷土研究重視が上げられているが，それは同校において

て郷土そのものを学ぶためだけではなく、「将来郷土教育をなし得る能力」を育成するためであった。すなわち、同校を卒業し、実際に香川県下の小学校教員として赴任した際に、「主知的並に情意的方面の陶冶を与ふる」ため、郷土教育をなし得るよう郷土研究を重視していたのである。郷土教育の受容者としての視点だけではなく、むしろ郷土教育の積極的実践者の養成としての視点からも郷土教育が重視されていたことがわかる。

また、精神涵養に関しては「郷土愛より祖国愛に導き、或は進んで人類愛にまで導くことも可能なり」としていた。「郷土愛から祖国愛」に導かれるが、いわゆる愛郷心－愛国心の直結された主張に留るのでなく、さらに「進んで人類愛にまで導く」というように、人類全体に普遍化されるものとして位置付けられていたことがわかる。

2. 「郷土室」の活用

(1) 「郷土室」の概要

前述した香川県女子師範学校における郷土教育実践の具体的12項目のうち、特に「一 鎌田郷土博物館利用²⁸⁾」「十一 郷土館」は郷土教育施設の活用に関するものであり、とりわけ後者は同校の郷土教育実践の中核を占めるものであった。ここでは、この「郷土室²⁹⁾」を取り上げ、その内容と活用について明らかにしたい。

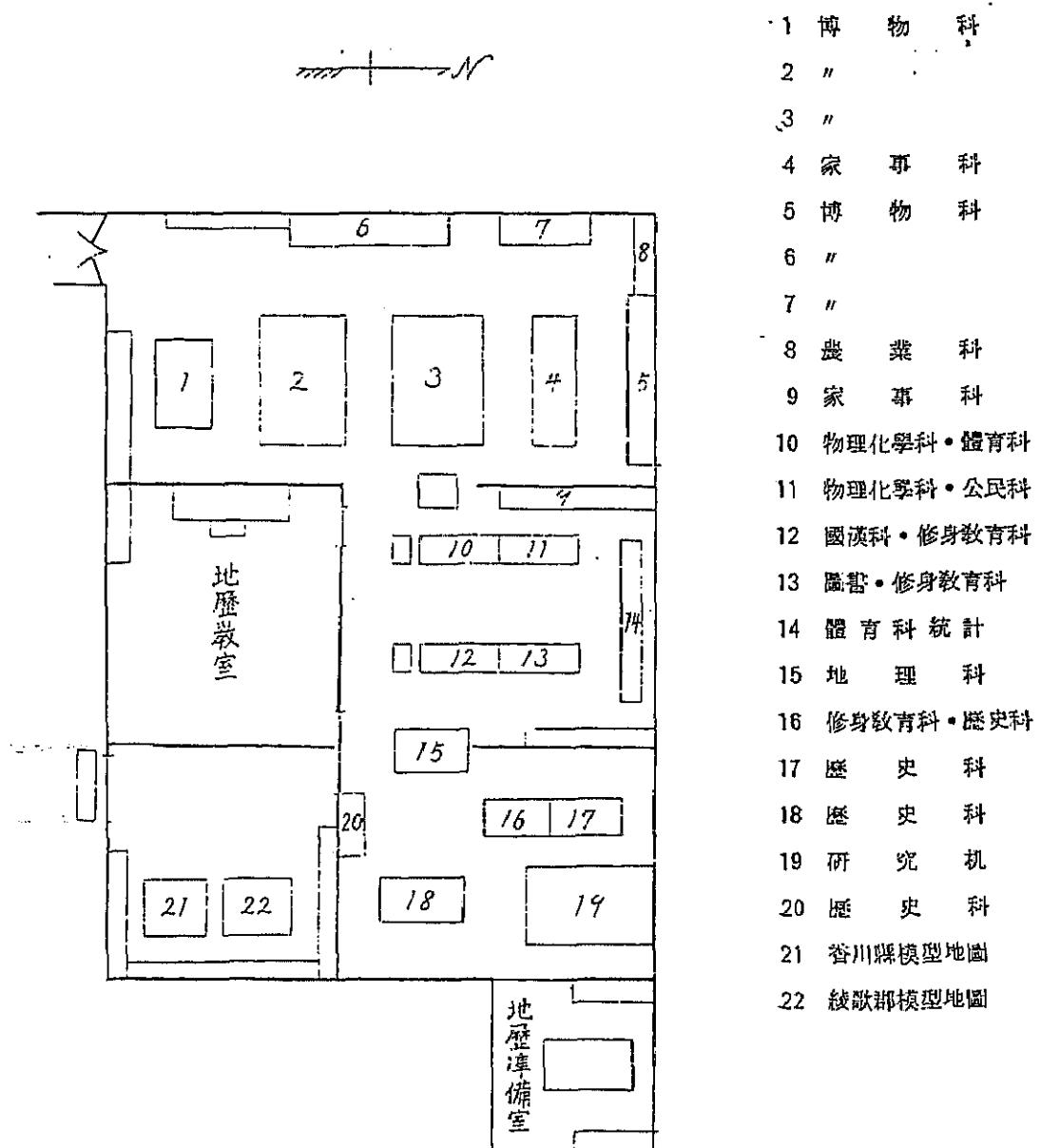
香川県女子師範学校の「郷土室」は、1930（昭和5）年度の「郷土研究施設費」交付が契機となり、初めて特設された。当初は、寄宿舎の2室を当てた臨時の施設であったが、漸次資料が増えるにつき狭隘となり、1931（昭和6）年度の「郷土研究施設費」が交付されると、翌1932（昭和7）年3月には旧生徒控室を改造して新設した³⁰⁾。1934（昭和9）年当時における概要は、資料6-18「郷土研究室平面図」に示す通りであった。

「郷土室」は、1室のみであるが、その内部は、「一、歴史部」「二、地理部」「三、理化部」「四、博物農業部」「五、公民部」「六、国語漢文部」「七、修身教育部」「八、家事裁縫部」「九、体育音楽部」の9つの部に整理され、先に示したように、さらにそれは22のブロックに細分されていた。その内容は、資料6-19「郷土室資料目録」に示した通りである。資料総点数は6,330点にものぼり、山梨県師範学校の「郷土室」に匹敵する資料数であった。山梨県師範学校のように全6室を有し、構造化された「郷土室」ではないが、香川県に関わる郷土資料を中心として、書籍、グラフ統計、写真地図、器具標本、県内の動植物標本等、網羅的に収集されていたことがわかる。

資料 6-18 「郷土研究室平面図」

郷土研究室平面図

郷土研究室平面図説明



・香川県女子師範学校、香川県立坂出高等女学校編『教育概要』香川県女子師範学校、香
川県立坂出高等女学校、1935.6.

資料 6-19 「郷土室資料目録」

分類	内 容	点数
図書の部	修身・教育の部（三土忠造閣下書軸、菅公像等） 明治時代使用小学校教科書 物理・化学の部（『坂出塩田改善一班』等） 往来物その他（『実語教童子教』等） 雑の部（弘法大師関係書籍、『讃岐のほこり』等） 国語・漢文部図書目録（『菊池寛全集』等） 地理の部（『四国・瀬戸内・日本地理風俗大系』等） 文献資料の部（『撰集抄』等） 博物の部（『土佐植物目録』『日本植物総覧』等） 体育・音楽の部（『郷土偉人風景ノ歌』等）	126 226 3 190 51 194 28 70 5 8
合 計		901
グラフ統計	公民の部（「香川県勢一般」「本県農家塩田青年団」等） 体育・音楽の部（「本県赤痢ニ関スル統計」等） 農業の部（「農村調査」「水利関係調査」等） 家事の部（「県下各市町村ノ年中行事」等） 物理・化学の部（「塩田作業図表」「醤油製造説明図」等）	421 266 28 18 93
合 計		826
写真の部	公民科（「裁判所関係」「刑務所関係」等） 地理科（「養豚及養豚舎」「屋島溶岩台地」等） 歴史科（「讃岐墾田図」「西光寺制札」等） 体育・音楽科（「念佛踊写真」「京踊写真」等） 博物科（「日光ノ渓谷」「讃岐富士」等） 物理・化学科（「製塩写真」「醤油製造写真」等）	14 39 248 12 49 83
合 計		434
地図	地理の部（「香川県溜池分布図」「瀬戸内古図」等） 歴史の部（「丸亀旧城下図」「屋島戦跡図」等）	26 24

	体育の部（「本県デフテリア発生全治者死亡患者分布図」等） 博物の部（「香川県特殊植物分布図」等） 家事の部（「死亡出生ノ分布図」「結婚離婚ノ分布図」等） 物理・化学の部（「各町村送配電線図」等）	2 15 4 2
合 計		73
器具標本	地理の部（「香川県模型」「製図器」等） 歴史の部（「弥生式土器」「古瓦」「エレキテル」等） 体育の部（「肺活量器」「握力器」等） 博物の部（各郡毎の岩石標本）	36 48 3 522
合 計		609
坂出地方小動物分類	脊椎動物，節足動物，軟体動物等	203
香川県動植物目録	動物の部（脊椎動物，鳥類，爬虫類，魚類） 植物の部（双子葉植物，苔類，白峰山植物，象頭山植物等）	570 1994
合 計		2564
標品陳列目録	農業の部（稻，麦，養蚕，肥料等） 家事の部（食料魚類・穀類等標本，家具・燃料等標本） 物理・化学の部（苦汁製品標品，郷土玩具標品等）	322 475 211
合 計		686
県外の部 その他	秋田県女子師範学校『郷土研究資料目録』，北海道札幌師範学校『郷土室施設概要並二目録』，綾歌郡陶小学校『陶の光』等	34
総 計		6330

・香川県女子師範学校郷土研究室編『郷土室施設概要並に目録』香川県女子師範学校，1933.6, pp.13-135, 鎌田共済会郷土博物館所蔵「郷土室陳列目録 香川県女子師範学校」より作成。

(2) 「郷土室」の活用

さて、総資料点数6,330点にものぼり、山梨県師範学校の「郷土室」に匹敵する「郷土室」を有した香川県女子師範学校では、この「郷土室」をどのように活用し、郷土教育を実践したのであろうか。以下、同校の「郷土室」の活用について詳述したい。

香川県女子師範学校では、「郷土館の利用」として、以下の3点を上げていた。

「1 各教科の郷土化 地方研究の課せられし地理科に於ては勿論、その他の教科に
ても努めて郷土化を計り、郷土室備付の資料の活用をなすと共に、増課等小人数
の時は郷土室にて授業をなすことあり。

2 郷土の自由研究に解放 課題又は自由選題により生徒各自の研究に解放す。尚
特志家には一般人士の研究にも利用せしむるものなり。（管理規定第十四条参照）

3 郷土資料調査蒐集製作による教育 生徒の労作を重んじ、殊に師範生にありて
は教便物製作の能をも得しむる必要ある為、努めて資料の調査・蒐集・製作をな
さしむることゝす。香川県地形模型・各部に於けるグラフ・修身教育科に於ける
寺小屋時代の古本等、何れも生徒の蒐集・製作によるものなり¹¹⁾。」（下線筆者）

まず、「地理科に於ては勿論、その他の教科にても努めて郷土化を計り」とあるように、この「郷土室」の活用を軸として、各科の郷土化を目指していたことがわかる。それぞれの各学科において、積極的に「郷土室」を活用することで、その効果的な実践に利用していたのである。

次に、「課題又は自由選題により生徒各自の研究に解放す」とあるように、生徒各自の課題研究、自由研究等の郷土研究の推進施設、資料収集施設として活用されていたことがわかる。こうした生徒、あるいは教員による研究成果は、そのまま「郷土室」の資料を補充するとともに、既にある資料を再構成するものである。資料の直接的収集とともに、実質的に「郷土室」の整備と充実を果たすものであった。こうした、郷土研究推進を活用した「郷土室」の整備は、山梨県師範学校においても見受けられたものである。また注目すべきは、こうした「郷土館」の利用者は、在校生に留らず一般にも開放された点である。理事による許可が必要とされたが、学校外部の人間に対してもその積極的利用を進めてお

り、「郷土館」が地域のいわば「教育センター」的役割を担っていたことがわかる。この点は、山梨県師範学校や、茨城県、秋田県の女子師範学校の「郷土室」には見受けられず、香川県女子師範学校における「郷土室」の特色として指摘できる。

最後は、「郷土資料調査蒐集製作による教育」で、「香川県地形模型・各部に於けるグラフ・修身教育科に於ける寺小屋時代の古本等、何れも生徒の蒐集・製作によるものなり」とあるように、「郷土室」の資料蒐集や展示模型の作成等、「郷土室」の整備と充実に関しては、「生徒の労作」を重視していた。これは、他の師範学校の「郷土室」にも見られる点である。さらに、「殊に師範生にありては教便物製作の能を得しむる必要ある為」とあるように、それは実際に教員として赴任した際の教材製作力を養う必要からも求められていた。さらなる資料蒐集や展示物の作成等、「郷土室」の整備と充実は、生徒の活動を中心にしており、いわば「手作りの郷土室」を目指していたのである。

3. 郷土研究

(1) 郷土研究の目的

前述した香川県女子師範学校における郷土教育実践の具体的12項目のうち、「三 郷土研究」「四 郷土偉人研究会」「十二 職員の郷土研究」は郷土研究に関する項目である。「本校に於ては郷土研究を修身教育・公民・国語漢文・地理・歴史・体育音楽・博物農業・家事理科の九部に分かれ、全職員を該部関係各部に属せしめ、主任之が統率し研究す³²⁾」というように、同校では、全職員が「郷土研究役員」となり、生徒とともに郷土研究を推進していた。また前述したように、実質的に「郷土室」の整備と充実を果たした活動が郷土研究であった。ここでは、この郷土研究を取り上げ、郷土研究の目的、「郷土調査要目」、「郷土研究役員」、そして郷土教育の内容等について明らかにしたい。

まず、同校の郷土研究の目的と特色に関しては、以下のように記していた。

「本校ノ郷土研究ノ目標トスル所ハ郷土ノ自然、文化ノ綜合的、活動的認識体験ヲ主体トシ、其資料蒐集モ可成製作サレタル売買品等ノ蒐集ニアラズ、労作本位ヲ以テス。又女子教育ノ特質ニ鑑ミ、努メテ女子向ノモノヲ以ツテシ其ノ特色ヲ發揮セントス。以上ヲ要約スレバ本校郷土研究ハ左ノ目的達成ニアリ。

(一) 郷土ノ正シキ認識

- (二) 郷土愛ノ涵養
- (三) 郷土文化ノ建設
- (四) 郷土ニ即シタル実際的指導

右ヲ達成センタメノ努力点ニシテ且ツ本校ノ郷土研究ノ特色

- (一) 郷土ノ自然文化ノ綜合的活動的認識体験
- (二) 郷土文化ノ建設ハ郷土發展ノ基礎トナルベキコト，労作ニヨル郷土ノ体験教育ノ確立ナルベキコト
- (三) 郷土文化ノ真髓ヲ究メ，其ノ發展ヲ期スルタメニ教育者ノ養成，特ニ本校女子師範学校ナレバ其ノ特質發揮ニ務ムルコト³³⁾」（下線筆者）

まず第一に、「(一) 郷土ノ正シキ認識」とあるように、「(二) 郷土愛ノ涵養」以前に、郷土の客観的認識を目的としていたことがわかる。そして、それは生徒による体験と活動を重視するとともに、特色に「(一) 郷土ノ自然文化ノ綜合的活動的認識体験」とあるように、「綜合」的視点が重視されていた³⁴⁾。次に注目すべきは、「(三) 郷土文化ノ建設」とあるように、「郷土文化ノ建設」を念頭にした郷土研究が重視されていた点である。郷土の認識や理解に留まるのではなく、「郷土發展ノ基礎トナルベキ」郷土研究が目指されたのである。例えば、山梨県師範学校や秋田県、茨城県の女子師範学校に見られたような、いわゆる興村的な、経済的側面を重視した郷土建築を念頭にしたものではなく、文化的発展に寄与し得るものとしての郷土研究が重視されていたことがわかる。

(2) 郷土研究における郷土の範囲と郷土調査要目

次に、郷土研究の対象となる郷土の範囲について述べていきたい。香川県女子師範学校の郷土研究における郷土の範囲については、「本校郷土研究ニ於ケル郷土ノ範囲」として、以下のように示されていた。

「本校在校生ニアリテハ広ク県下全般ニ亘リ、且卒業生ノ活動範囲モ全県下ニ亘ルヲ以ツテ、香川県全体ヲ郷土トシ、県全体ト関係深キモノ、例エバ四国全体、又ハ愛媛、徳島両県ノ如キ隣接県トシテ密接不離ナルモノハ其ノ関係ノ範囲ニヨリ努メテ採用セリ。又本校所在ノ坂出町及隣接町村ハ小範囲ノ郷土トシ、可成研究ノ対象トシテ深ク研究セリ。一例ヲ示セバ坂出塩田研究ヲナシツハアルガ如シ³⁵⁾。」（下線筆者）

まず、「香川県全体ヲ郷土トシ」とあるように、基本的には香川県全体が広義の「郷土」であった。しかし、研究対象として必要な場合は、四国全体、愛媛、徳島等の隣県も「郷土」であり、研究の対象とされた。また、特に同校所在の坂出町とその隣接町村は狭義の「郷土」であり、「可成研究ノ対象トシテ深ク研究セリ」とされ、「坂出塩田研究」を始めとする重点的郷土研究がなされていた。

また、実際にこうした「郷土」を対象とする際、郷土調査要目が作成され、それに従つて郷土研究は進められた。これに関しては、「本校郷土研究ニ於ケル郷土調査要目」として、以下のように示されていた。

「郷土教育ニアリテハ生キタル複雑ナル郷土ノ状態ヲ教育的ニ完全ニ調査研究シ、精確ナル知識ト明敏ナル見識ヲ有セシムノ必要ヲ認メ、別紙要目ヲ作製郷土調査ヲ行ヘリ。

要目左ノ如シ　（一）郷土自然　（二）郷土文化　（三）郷土社会　（四）郷土歴史　（五）郷土ノ特質³⁶⁾」（下線筆者）

実際の郷土調査要目に関しては、「別紙要目ヲ作製」とあるように特別に要目が作成されていた。しかし、筆者の管見する限りでは、該当する史料の存在は不明である。わずかに大項目として、「郷土自然」「郷土文化」「郷土社会」「郷土歴史」「郷土ノ特質」の5つの項目を知り得るのみであるが、分類としては郷土に関する自然、文化、社会、歴史、そして特質と一般的項目が上げられているだけである。詳細な郷土調査要目を確認することができないので、その言及には限界があるが、「生産文化を基調とする郷土調査要目」「社会生活を基調とする郷土調査要目」「総合的郷土調査要目」の3つの大項目を有し、さらに詳細な項目により郷土研究を展開した山梨県師範学校の郷土調査要目と比較すると、余り特色は見受けられない。

（3）「郷土研究役員」

さて、郷土研究の実施に当って、香川県女子師範学校では、生徒ばかりではなく全教員を含めた「郷土研究役員」を組織し、その推進に努めていた。実際の「郷土研究役員」は資料6-20「郷土研究役員」に示した通りである。

資料の通り、全職員を「郷土研究役員」に割り当て、「総務」「修身教育」「公民」「国語」「地理」「歴史」「博物」「体育（音楽を含む）」「家事」「理科」の10の部を組織していた。生徒は、「一ノ五、一ノ四、二ノ一、二ノニヲ主任トシ、他ハ援助者」とされ、資料に示した通り、本科第1部では各部毎に3～5人、本科第2部では1～3人程が、生徒役員として割り当てられ、実質的には全員が何れかの部に配属された。また、夏期休暇中には、残りの本科第1部の第1学年から第3学年を含む生徒全員が郷土研究を実施するものとされていた。このように、香川県女子師範学校では、郷土研究推進のため全職員と生徒による「郷土研究役員」を組織し、その研究の活性化を計ったのである。この「郷土研究役員」の組織化は、山梨県、秋田県、茨城県等の他の『総合郷土研究』編纂対象校には見られないものであり、香川県女子師範学校の特色である。

(4) 郷土研究の内容

① 生徒、職員共同による郷土研究

では、以上のような組織の下、実際にどのような郷土研究がなされていたのであろうか。まず、生徒、職員共同による郷土研究に関して、例えば以下のような郷土研究がなされていました。

「一 讀岐塩田の研究

A 概説

- | | |
|-------------|---|
| B 1 沿革 | 藤岡・平井・香川・森・石井 |
| 2 塩田と自然条件 | 炭谷・前川・ |
| 3 塩田の構造・製塩法 | 石井・前田 |
| 4 塩田と文化 | 戸沢・吉本・末沢・尾形・樋口・白水・矢野
石井イ・佐々木・村上・菰淵・坂田・石浜 |

二 讀岐農村研究

- | | | | | | |
|-------------------|----------|------------|--------|-------------|------------------------|
| 1 産業組合及び自力構成の実行方法 | 2 託児所調査 | 3 婦人修養機関調査 | | | |
| 4 作法調査 | 5 民間療法調査 | 6 民間信仰調査 | 7 音楽調査 | 8 地名
の研究 | 9 作業服 ³⁷³ 」 |

資料 6-20 「郷土研究役員」

学 科	教員役員 (○は主任)	生 徒 役 員			
		1 部 5 年	2 部 2 年	1 部 4 年	2 部 1 年
修身教育	○樋口教諭 白水教諭 曾根訓導	奥村ヨミ子 河原キチ子 谷富ヨリ子	渡辺トシ 末沢安栄	野久子 松元子 横田マツノ	木千代子 大家ハルエ
公民	○鎌田教諭	香川タケ子 長尾力子 米谷千代	橋本エヌ子 河本楳子	田綾子 野方静子 廣為ト	合子 百礼子 大山地子 山下牛
国語	○佐々木教諭 村上教諭 香川教諭 蘿山教訓導	六崎梅子 車中千枝子 野好枝を 矢三金ヶ	藤田チエ子	菅原貴子 京原江子 尾富里子 宮永季子 富岡内子	崎喜文子 森大山
地理	○石井宣教諭 炭谷教諭 古川教諭	北岡アメ子 渡松恵鹿子 松川シゲ子 家人一敏子 隅内大竹	森千代子 多田昌子	沢米子 花川サエ子 田川ミズ子 田川カズ子 工子	千里子 高木千キス 馬木ヨミ子
歴史	○藤岡教諭 森井教諭 平井教訓導	山下茂子 藤見静子 富家マサ子 安智サ子 小原恵子 笠原ジエ子 内堀ヨリ子	木元久子	田志子 岡和子 小野千代子	野雅子 力八松 カノ子 アノ子 旺田
体育	○池田教諭 坂田教諭 浜田教諭 末石教諭 植田教諭	横田ダラ子 中原ミキ子 藤井クサエ子 黒崎サエ子 崎サエ子	照下茂子 三森千チ子 岡チヨ子	野藤タズ子 藤原シシ子 北車近タ子 六車マノ	
博物	○浦上教諭 日夏教諭 平田教諭 尾形教訓導	百道タ子 脇千子 多田ヨ子 羅数子 代代子	井後出子 潮田アイ子 河西ア子 河ア子	尾妹子 高シフ子 文ズミ子 淹エ子	林小春子 永田シゲミ
家事	○戸沢教諭 金谷教諭 吉本教訓導 野矢教訓導 石井教訓導 三好教訓導 藤村教訓導	上原ユキ子 岡ヒサ子 中所千恵子	白島アト子 岡山メヤ子 秋サメヤ子	鹿君子 森久子 小豊子	松原智恵子 尾原サキエ
理科	○前田教諭 細谷教諭 木田教訓導 花房教訓導 野間教諭	千葉ミリ子 近藤静子 羽鹿ツヤ子 藤木孝子	井綾良江エ子 木唐又江エ子 木田キチ子 木田力江エ子	久保マサエ 綾田美恵	矢部菊子 加藤栄

・香川県女子師範学校郷土研究室編『郷土室施設概要並に目録』香川県女子師範学校、1933.6, pp.4-6.

「讃岐塩田の研究」は、それぞれの項目に関して直接職員が担当し、「郷土研究役員」の組織を活かしながら取り組まれた郷土研究であることがわかる。また、特に「讃岐農村研究」に関しては、地理的項目よりも、「民間療法」「民間信仰」「地名の研究」等、民俗学的視点からの項目が多く、先の茨城県女子師範学校による郷土研究とともに特色的である。

② 「郷土偉人研究会」

次に「郷土偉人研究会」を取り上げる。先の香川県女子師範学校による郷土教育への取り組みとして上げた12項目のうち、「四 郷土偉人研究会」として掲げられていたものである。「郷土偉人研究会」は、特に香川県に關係の深い人物を取り上げ、教員、生徒による共同研究として取り組むとともに、その成果を研究会として発表した。また、その際に、鎌田郷土博物館主事であった岡田唯吉等の外部講師も招き、講演も開催していた。1934（昭和9）年2月21日に実施された「郷土偉人研究会」の概要は、以下の通りである。

「1 村岡等子女子	鎌田郷土博物館主事	岡田唯吉氏
2 井上通女		石井湧教諭外生徒数名
3 弘法大師		香川教諭外生徒数名

弘法大師の一例

期日 昭和九年二月二十一日

講演会順序

- 1 開会の辞
- 2 研究発表
 - A 弘法大師伝記 女 五 北条芳江
 - B 弘法大師伝記 女 五 都崎須恵子
 - C 弘法大師と文学 師 五 六車タマノ
 - D 弘法大師と宗教 二ノ二 大山文子
 - E 弘法大師と教育 師 専 白井久子
- 3 講演
弘法大師と書道 香川教諭
- 4 劇

弘法大師多度津屏風浦父子対面の場 一幕 師一ノ五 有志
5 閉会の辞³⁸⁾」

「井上通女」「弘法大師」の発表は、女子師範教諭とともに生徒数名によりなされ、また「研究発表」としてなされた弘法大師に関する5つの発表は、全て女子師範学校と高等女学校の生徒によるものであった。また、「弘法大師多度津屏風浦父子対面の場」というような劇も、女子師範学校の本科第1部第5学年の有志生徒により実施されていた。「郷土偉人研究会」の実際の発表は、生徒中心に実行されていたことがわかる。こうした「郷土偉人研究会」で発表された成果は、後にまとめられ刊行された。

③ 職員の郷土研究

最後に職員による郷土研究を取り上げる。香川県女子師範学校では、生徒のみならず、

資料6-21 職員の郷土研究

分類	題 目	著者名	担当学科と所属
論文	讃岐人口の中心点と正中点 香川県坂出町と飲料水 本県地震に関する統計 本県産業概観 県下土地利用の垂直的発展 中等香川地理（中産業・人口）	炭谷 恵副 〃 〃 石井 宣一 〃 〃	数学、高女教諭兼女師教諭 〃 〃 地理、女師教諭兼訓導高女教諭 〃 〃
単行本	瀬戸内海の成因と島嶼の鉱物・植物 讃岐文芸読本 図表中心香川県地理 讃岐通史	浦上 仁一 国語・漢文部 石井 宣一 香川 昌一	博物、高女教諭兼女師教諭 地理、女師教諭兼訓導高女教諭 習字、女師教諭兼高女教諭
研究中	讃岐名勝天然記念物 本県製塩業について 本県方言研究 讃岐式内社 十年後の坂出 本県の婚姻 弘法大師と教育 家庭中心年中行事の新研究 溜池の新研究	浦上 仁一 前田 修三 村上 唯雄 藤岡 連城 炭谷 恵副 鎌田 謙吾 樋口 佐平 戸沢 イマ 石井 宣一	博物、高女教諭兼女師教諭 物理、高女教諭兼女師教諭 修身・国語・漢文、高女教諭兼女師教諭訓導 歴史・地理、高女教諭兼女師教諭 数学、高女教諭兼女師教諭 公民・英語、女師教諭兼高女教諭 教育・哲学・国語・漢文、女師教諭兼高女教諭 修身・裁縫・家事、女師教諭兼高女教諭 地理、女師教諭兼訓導高女教諭

・香川県女子師範学校、香川県立坂出高等女学校編『教育概要』香川県女子師範学校、香川県立坂出高等女学校、1935.5, p.278より作成。

教員の郷土研究推進を励行しており、「職員は常に郷土色を現すべき題材を選択し研究に努む」とされた。そしてその成果は、実際に論文として雑誌に掲載されたり、単行本として刊行された³⁹⁾。実際の職員による郷土研究は、資料6-21「職員の郷土研究」に示す通りである。

資料に示したように、論文として発表されたものは、石井宣一（女子師範学校地理科教諭）、炭谷惠副（女学校数学科教諭）が3本ずつ、単行本として刊行されたものも含めると、石井による刊行が最も多かった。地理科教諭である石井宣一は、この期の香川県女子師範学校の郷土教育実践の中心人物であったが、こうした郷土研究の成果からも裏付けられる。内容は、その専門の関係上、当然地理的視点による郷土研究であったが、数学科教諭であった炭谷が、「讃岐人口の中心点と正中点」や「本県地震に関する統計」等の統計を駆使した地理的、地学的研究成果を上げていたことも特色的である。

以上、香川県女子師範学校における郷土研究に関して、その目的、「郷土調査要目」、「郷土研究役員」、そして郷土研究の内容等の側面から明らかにしてきた。まず同校における郷土研究では、郷土の客観的認識を目的として、生徒による直接体験と活動を重視するとともに、「郷土ノ自然文化ノ綜合的活動的認識体験」とあるように、「綜合」的視点が重視されていた。また、「郷土文化ノ建設」とあるように、郷土の認識や理解に留るのではなく、「郷土發展ノ基礎トナルベキ」郷土研究が目指されており、いわゆる興村的な、経済的側面を重視した郷土建築よりも、文化的発展に寄与し得るものとしての郷土研究が重視されていた。そして、実際の研究については、本科第1部第4・5年、本科第2部1・2年全員と全教員による「郷土研究役員」を組織し、研究推進と活性化を図っていた。「郷土研究役員」の組織化は、山梨県、秋田県、茨城県の他の『総合郷土研究』編纂対象校には見られないものであり、香川県女子師範学校の特色である。こうした郷土研究は、前述したように、実質的に「郷土室」の整備と充実に寄与するものとして連関しており、同校の郷土教育実践の中核を成すものであったのである。

4. その他

さて、以上のように郷土研究と「郷土室」の活用が、香川県女子師範学校の郷土教育実践の中核を成したが、ここでは、それ以外に実施された郷土教育実践のうち、特に特色ある『讃岐文芸読本⁴⁰⁾』の活用、「校外教授」「映画作製観覧」を取り上げていきたい。

まず、『讃岐文芸読本』の活用について取り上げる。1933（昭和8）年7月に刊行され

た『讃岐文芸読本』は、香川県女子師範学校の郷土教育推進の一環として、菰淵覚次⁴¹⁾を中心とした同校郷土室国語・漢文部によって編纂された郷土読本である。その内容は、「郷土の人の創作である文芸作品や、讃岐の自然と人事を題材とした文芸－其は郷土の人の作でなくても総て郷土文芸の圈内に入れること」として、「平賀源内」や「屋島」を題材としたものや、「父帰る」等の菊池寛の作品等、「古代から現代に至るまで伝説・説話・歌謡・物語・軍事物・舞の本・謡曲・狂言・仮名草子・淨瑠璃・読本・黄表紙・合巻・人情本・小説・日記・紀行・隨筆・書簡・和歌・歌論・俳句・連歌・俳諧・川柳・狂歌等日本文芸のあらゆる表現形式と、内容を具へて⁴²⁾」編纂された。その活用に関しては、「之を全校生徒に持たしめ、自習時間を利用して教授すると共に、課題として各自研究せしめ⁴³⁾」るとされ、全校生徒に所持させて、自習や課題研究等、主に自学自習のための教材として活用された。

次に、「校外教授」を取り上げる。「校外教授」は、「各学年別年二回・全学年一齊に之を行ひ、地理・歴史・博物・農業・物理・化学等の方面より講演・実地指導をなす」として実施された。例えば、1934（昭和9）年度の「校外教授」は、資料6-22「校外教授」に示す通りである。

資料6-22 「校外教授」

学年 時期	1部1年、女1年		1部2年、女2年		1部3年、女3年		1部4年、女4年		1部5年、女5年	
	方面	目的	方面	目的	方面	目的	方面	目的	方面	目的
4月上旬	琴平	参拝	同	同	同	同	同	同	同	同
5月上旬	丸亀	歴史・軍事	龍宮	歴史・地理 博物	多度津	歴史・理科	弥谷	歴史・博物	仏生山	歴史・農業 麒麟閣
9月上旬	白峰御 陵 国府台	御陵参拝 地理・歴史 博物	同	同	同	同	同	同	同	同
11月上旬	飯野山	地理・博物	満濃池	歴史・博物 地理・農業	屋島	歴史・地理 博物	善通寺	歴史・軍事	豊稔池	地理・農業 麒麟閣

・香川県女子師範学校、香川県立坂出高等女学校編『教育概要』香川県女子師範学校、香川県立坂出高等女学校、1935.5, p. 276.

・「1部」は香川県女子師範学校本科第1部、「女」は香川県立坂出高等女学校を示す。

資料に示した通り、4月に琴平、9月に白峰御陵が全学年、それ以外には、5月と11月に学年別の「校外教授」が実施されていた。「琴平」や「白峰御陵」、そして「屋島」「普通寺」等、歴史的史蹟が中心的対象であり、いわゆる社会見学的対象は「仏生山農業試験場」のみであったことがわかる。また、香川県師範学校でも、このような「校外教授」は実施され、やはり「琴平」と「白峰御陵」が中心的対象であった。前述した熊野氏（註20）によれば、その途上では同校の地理科教諭桑島安太郎等により解説がなされ、実際の史蹟を前に歴史的側面だけではなく地理的側面も重視した「校外教授」が実施されていた⁴⁴⁾。

最後に、「映画作製観覧」を取り上げる。郷土教育に関して、学校独自で映画作製に取り組み、それを活用した郷土教育を実践していたのはこの香川県女子師範学校のみであり、他の『総合郷土研究』編纂対象校である山梨県、秋田県、茨城県の各師範学校では見受けられない。その内容は、以下の通りであった。

「1 既に公開せるもの。

- イ 讃岐坂出塩田 口 坂出水道工事 ハ 高条村献穀田御田植祭
- ニ 県下女教員創作公開小学校児童の舞踊 木 皇太子殿下御誕生奉祝の町催
し写真 ヘ 白峰御陵・琴平神社・満濃池其の他

2 計画中のもの、

- イ 讃岐の灌漑状況 口 讃岐史蹟名勝天然記念物 ハ 讃岐の副業⁴⁵⁾」

先の「職員の郷土研究」と同様に、やはりここでも「讃岐坂出塩田」として、塩田が取り上げられており、郷土教育実践の対象として重視されていたことがわかる。その他産業に関わるものとしては、「坂出水道工事」のみが「既に公開せるもの」であり、「讃岐の灌漑状況」や「讃岐の副業」は「計画中のもの」であった。また、先の「校外教授」の対象地であった「白峰御陵・琴平神社・満濃池其の他」があり、実際の「校外教授」を実施する際の事前指導、あるいは事後指導として利用されたものと思われる。このように、作製も含めた映画活用による郷土教育は、今日の視聴覚教材を利用した学習の先駆であり、郷土教育実践の実施形態として特色ある点である。

第三項 「郷土教育改善方案」の成立と郷土教育の動向

1. 「郷土教育改善方案」の成立

前項では、『香川県総合郷土研究』編纂の中心であった香川県女子師範学校を取り上げ、その郷土教育の展開について明らかにしてきた。前述したような、同校の郷土教育への積極的取り組みが、ついには『香川県総合郷土研究』編纂の指定へと結実したのである。本項では、こうした『香川県総合郷土研究』の編纂作業が進行する中、「郷土教育講習会」とともに開催された「郷土教育改善協議会」において成立した「郷土教育改善方案」と、その後の香川県下の郷土教育の動向について言及していきたい。

さて、第一項で述べたように1936（昭和11）年10月、香川県は秋田県、茨城県とともに、山梨県に続く『香川県総合郷土研究』の編纂を指定された。同年12月には文部省嘱託小田内通敏とその子通久を迎え、研究項目や担当に関して協議会をもち、編纂作業を発足させていた。こうした折、香川県ではさらに1936（昭和11）年度の文部省主催による「郷土教育講習会」が開催された。日程は1937（昭和12）年2月22日から26日の5日間で、その間小田内による「郷土教育と郷土研究」等の講義や地方研究が実施された（第三章 第二節 郷土教育の組織的、恒常的振興－「郷土教育講習会」の実施参考－）。またこの間、23日に第1回、25日に第2回の「郷土教育改善協議会」が開催され、その席上で特に青年学校と小学校に関する「郷土教育改善方案」が成立した。特に、小学校に関する「郷土教育改善方案」は、以下に示す通りであった。

「一、郷土教育観の確立

- 1 郷土教育は郷土による郷土への教育であり国家への教育である
- 2 郷土教育は常に国民教育の基礎となるもので時代的の教育説ではない

二、制度に関する事項

- 1 低学年に於ける合科学習の実施
- 2 郷土科の特設
 - イ 郷土科の目的の明示
 - ロ 実施に対する其の筋の寛大なる処置
- 3 休日決定に当り郷土により校長の自由裁量を認むること

三、教員に関する事項

1 郷土教育に理解と信念を有する教員の養成

- イ 師範教育
- ロ 其の他の教員養成所に於ける教育
- ハ 郷土教育講習会等

2 永く同一学校に職を奉じて郷土体験ある教育者となること

3 郷土教育に関する研究調査の助長

四、施設経費に関する事項

- 1 香川県郷土研究会の組織
- 2 各学校に於ける郷土教育指導体系の確立
- 3 各学科の郷土化せる細目の編成
- 4 心理的見地に立てる郷土教育施設
- 5 繼続的・組織的な郷土調査及其の活用
- 6 郷土の縮図としての郷土室の経営
- 7 郷土読本の編集とその活用
- 8 郷土社会との密接な連関

イ 家庭・学校との連絡

ロ 郷土奉仕

二 郷土行事の教育化等

五、郷土教育実施上の注意

- 1 偏狭なる愛国心と利己心の育成に陥らぬこと
- 2 豊富なる郷土資料中より教育的価値のあるもののみを選ぶこと
- 3 学校教育の全分野に郷土教育の精神がながれること⁴⁶⁾」（下線筆者）

まず、「郷土教育観の確立」として「郷土教育は郷土による郷土への教育であり国家への教育である」とあり、郷土教育は「郷土への教育」とともに「国家への教育」のためと位置付けられた。すなわち、郷土教育は郷土のための教育であるとともに国家のための教育として、郷土から国家へと直結的に結び付ける手段と位置付けられていた。しかし、「偏狭なる愛国心と利己心の育成に陥らぬこと」とあるように、偏った愛国心や利己心の育成には注意が払われており、「偏狭なる」精神涵養には自覺的であったことが窺える。また、特に「三 教員に関する事項」は師範学校に關係するものであり、その郷土教育実

践に関わるものであった。そこではの3つの改善項目が上げられていたが、特に3では、「郷土教育に関する研究調査の助長」が提唱されており、郷土研究のさらなる改善と進展が望まれていたことがわかる。

2. 郷土教育の衰退

では、この「郷土教育改善方案」により、実際どのような郷土教育実践が展開されたのであろうか。また、この「郷土教育改善方案」と平行して『香川県総合郷土研究』の編纂が進められていたが、それを活かして、香川県師範学校、香川県女子師範学校の両師範学校ではどのような郷土教育が実践されたのであろうか。この点に関しては、残念ながら筆者の管見による限り、それを知り得る史料は残存せず、したがってその実践的展開に関しては不明である。「郷土教育改善方案」ばかりではなく、全県的に『香川県総合郷土研究』編纂が取り組まれていたので、それを活かしたその後の郷土教育実践が展開されたと思われる。例えば、山梨県師範学校のように「総合郷土研究に基づく郷土教育計画」により「郷土科」を中心としたより発展的実践が展開されたか、あるいは茨城県師範学校のように「茨城県教育綱領」のような全県的教育綱領に包括されたか、いずれにせよ全県的に取り組まれた『香川県総合郷土研究』の編纂により、何等かの動きがあったはずであった。しかし、残念ながらその後の郷土教育実践の展開に関しては不明である。ただし、以下のような陶小学校の郷土教育参観者の推移から、その衰退の様子は窺い知ることができる。

以下に示した資料6-23「陶小学校への郷土教育参観者数」は、1930（昭和5）年度から1940（昭和15）年度にかけて、陶小学校に訪れた団体数と延べ人数である。

資料に示したように、陶小学校への郷土教育参観者は、1932（昭和7）年度から1936（昭和11）年度にかけてピークをむかえ、農村部の学校にも拘らず、年間300から500名以上の参観者が訪れていた。しかし、1937（昭和12）年度頃からそれは急速に減少し、1940（昭和15）年度には、わずか年間15名に陥ったのである。前述したように、陶小学校は香川県を代表する郷土教育実践校であり、「農村振興の実際的、具体的教育の七箇年教育計画」の下、昭和の初めから同県の郷土教育をリードしてきた。また、その実践は同校訓導太巻正一により郷土教育連盟雑誌『郷土教育』にも度々紹介され、文部省嘱託小田内通敏も数度にわたり同校を訪ねる等、全国的にも著名な郷土教育実践校であった。こうした陶小学校には、資料のように全国から参観者が訪れたが、1937（昭和12）年頃を境に、急速に減少していったのである。これは、陶小学校が所在する陶村の経済更正計画の事情⁴⁷⁾によるものと想定される。

資料 6-23 陶小学校への郷土教育参観者数

年度 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1930 (昭和5)	0	0	0	0	3	0	0	4	0	0	1	19	27
1931 (〃6)	3	4	12	47	11	2	9	10	36	10	5	2	160
1932 (〃7)	0	7	246	68	6	10	8	26	24	4	21	12	432
1933 (〃8)	25	127	128	46	10	58	38	15	6	11	3	84	551
1934 (〃9)	18	77	59	9	1	30	62	51	27	3	0	106	443
1935 (〃10)	23	105	69	39	4	19	72	42	25	5	12	17	432
1936 (〃11)	31	52	81	6	20	27	58	24	1	9	41	6	356
1937 (〃12)	11	20	53	1	2	12	0	15	0	0	4	12	130
1938 (〃13)	0	29	3	0	4	1	1	1	0	1	0	7	47
1939 (〃14)	0	2	20	0	0	0	0	3	0	0	0	0	25
1940 (〃15)	0	0	5	7	0	0	0	0	0	0	0	0	12
合計	120	423	676	223	61	159	248	191	119	43	87	265	2615

- ・香川県綾歌郡綾南町立陶小学校所蔵『郷土教育参観者芳名簿』より作成。
- ・但し、1930(昭和5)年11月と1931(昭和6)年4月の2点に、それぞれ「牧野又八外学務委員」「教育視察団一行」として人数不明の箇所がある。

の影響もあると思われるが、香川県下における郷土教育の趨勢を象徴したものであろう。直接的に香川県師範学校や同女子師範学校の変容を示すものではないが、こうした陶小学校の事情は、香川県下における郷土教育の動向を推察し得るものであろう。すなわち、先の秋田県、茨城県の場合と同様に、香川県師範学校、香川県女子師範学校の両師範学校では、『香川県総合郷土研究』編纂をもって、その郷土教育に大きな区切りを迎えたものと考えられる。これは、直接両師範学校の文献史料によるものではないが、陶小学校の事情、そして先の熊野氏、東原氏への聞き取りからも確認できるものであり⁴⁸⁾、ほぼ実態に即したものであろう。

以上、本節では、秋田県、茨城県に続き、1939(昭和14)年11月に『香川県総合郷土研究』が刊行された香川県を取り上げ、香川県女子師範学校を中心とした郷土教育の展開について明らかにしてきた。

香川県女子師範学校における郷土教育への取り組みは、1930・31（昭和5・6）年度の「郷土研究施設費」交付を契機として本格化した。その実践的展開に関しては、具体的に12に及ぶ項目を掲げ、そのうち、特に「十一 郷土館」等の郷土教育施設の活用、そして「三 郷土研究」等の郷土研究は中心的な郷土教育実践であった。そして、まず目的として生徒をして郷土の自然や文化を直接「体験」することを重視し、それによる郷土の認識と理解を深めることとし、さらに、積極的な「郷土ヲ創造」、「郷土人ノ識見」と「人格ノ養成」を掲げていた。郷土の客観的認識に留らず、積極的な郷土建設を念頭することは、陶小学校にもみられた視点であり、ル・プレー・ゲッデス理論を背景とした小田内の郷土教育論と合致する視点である。郷土研究を重視し、「郷土科」の特設ではない、各科の「郷土化」を中心とした郷土教育展開を目指していた。

次に、郷土教育の中心的施設であった「郷土室」は、9つの部をさらに22のブロックに細分し、資料総点数は山梨県師範学校の「郷土室」に匹敵する6,330点にも及んでいた。香川県に関する郷土資料を中心として、書籍、グラフ統計、写真地図、器具標本、県内の動植物標本等、網羅的に収集されていた。また、その活用に関しては、「各教科の郷土化」「郷土の自由研究に解放」「郷土資料調査蒐集製作による教育」の3点を掲げ、「各教科の郷土化」の軸として、また生徒各自の課題研究、自由研究等の郷土研究の推進施設、資料収集施設として活用されていた。またこうした「郷土館」の利用者は、在校生に留らず一般人にも開放され、「郷土館」が地域のいわば「教育センター」的役割を担っていた。「郷土室」の整備と充実に関しては、「生徒の労作」を重視し、いわば「手作りの郷土室」を目指していたのである。

次に、郷土研究は、郷土の客観的認識を目的として、生徒による直接体験と活動を重視するとともに、「郷土ノ自然文化ノ綜合的活動的認識体験」とあるように、「綜合」的視点が重視されていた。また、郷土の認識や理解に留るのではなく、「郷土發展ノ基礎トナルベキ」郷土研究が目指され、いわゆる興村的な、経済的側面を重視した郷土建築よりも、文化的発展に寄与し得るものとしての郷土研究が重視されていた。そして、実際の研究については「郷土研究役員」を組織し、研究推進と活性化を図っていた。「郷土研究役員」の組織化は、山梨県、秋田県、茨城県の他の『綜合郷土研究』編纂対象校には見られないものであり、香川県女子師範学校の特色であった。こうした郷土研究は、前述したように、実質的に「郷土室」の整備と充実に寄与するものとして連関しており、同校の郷土教育実践の中核を成すものであった。

その他の取り組みとしては、「映画作製観覧」に特色が見られた。郷土教育に関して、学校独自で映画作製に取り組み、それを活用した郷土教育を実践していたのはこの香川県女子師範学校のみであり、他の『総合郷土研究』編纂対象校である山梨県、秋田県、茨城県の各師範学校では見受けられない。作製も含めた映画利用の郷土教育は、今日の視聴覚教材を利用した学習の先駆であり、郷土教育実践の実施形態として特色ある点である。

【註】

- 1) 香川県師範学校、香川県女子師範学校編『香川県総合郷土研究』香川県師範学校、香川県女子師範学校、1939.11.
- 2) 福家は、その後香川大学学芸部同窓会編著『香川県教育史』香川大学学芸部同窓会、1953や単著『香川県近代史』上田書店、1959等、香川県に関する地域史の著作を多く残している。
- 3) 香川県編『香川県史第六巻 通史編 近代Ⅱ』四国新聞社、1988、p.541参照。
- 4) 福家惣衛『教育の郷土化新研究』発行不明、1914.
- 5) 前掲書4)， p.10.
- 6) 前掲書3)， p.541参照。
- 7) 例えば、香川県教育会による雑誌『香川県教育』は、香川県立図書館に唯一、第283号（1931）のみが収められているだけである（1999年4月時点）。尚、『香川教育』は、1903年5月創刊、以後1918年5月の第240号まで『香川県教育会雑誌』、1918年8月より1932年8月の第286号まで『香川県教育会報』、1933年1月より『香川県教育』と改題、今日に至っている。（香川県教育会編『香川県教育会創立三十周年記念 香川県教育会百年の歩み』香川県教育会、1998、pp.26-27参照）
- 8) 前掲書2)， p.212.
- 9) 前掲書3)， p.541.
- 10) 前掲書3)， p.542.
- 11) 陶小学校に関する先行研究としては、以下の2つが上げられる。
 - ・海老原治善「郷土教育とは何か」「「郷土」「郷土科学」「郷土教育」別巻2 解説・総目次・執筆者索引」名著出版会、1989、pp.1-38.
 - ・有岡俊文「地域教材を生かす社会科教育の条件－昭和前期における郷土教育運動の

分析を通してー」1992（平成4）年度鳴門教育大学大学院修士論文，1993.

特に、有岡氏の論文は、有岡氏が陶小学校在任中に内地留学生として執筆されたものである。昭和初期当時の同校発行による『陶の光』等、同校保存による貴重史料によって、郷土教育を中心とした教育実践を明らかにしている。

また、陶小学校では現在でも当時の郷土教育への取り組みを大切にしている。同校は、平成9・10年度の文部省「教育方法改善に関する調査研究」委託研究に指定され、「総合的な学習の時間」を念頭に、かつての郷土教育実践を「郷土児童劇」としてリニューアルした実践を試みている。（香川県綾歌郡綾南町立陶小学校「21世紀を拓く陶小プラン やさしさを育てる総合的な学習の展開」1999, pp. 資62-資82参照）

- 12) 綾南町誌編纂委員会『綾南町誌』綾南町, 1998, pp.820-825参照。
- 13) 太巻は、陶村の青年団の中心的存在でもあり、学校教育だけではなく、陶村の社会教育においても中心的存在であった。特に、陶村の社会教育の拠点となったのは「日輪道場」と呼ばれる施設で、太巻はその中心的存在であった。尚、太巻は後の1942（昭和17）年に、陶小学校から独立した陶青年学校（1935年4月より陶小学校に付設）の初代校長に就任している。（有岡俊文「地域教材を生かす社会科教育の条件ー昭和前期における郷土教育運動の分析を通してー」1992（平成4）年度鳴門教育大学大学院修士論文, 1993, p.68, 前掲書12), pp. 408-412参照）
- 14) 1934（昭和9）年には、優良経済更正村として、富民協会、農林大臣より表彰を受けている。（前掲書12), pp.820-847参照）
- 15) 前掲書13), pp.68-69, 香川県綾歌郡綾南町立陶小学校所蔵「郷土教育参観者芳名簿」による。
- 16) 前掲書12), pp.820-847参照。
- 17) 太巻正一「我校の郷土教育の実際」郷土教育連盟『郷土教育』臨時増刊号, 刀江書院, 1932.5, pp.64-65.
- 18) 太巻正一「我が校郷土教育の実際」郷土教育連盟『郷土教育』第23号, 刀江書院, 1932.9, pp.116-121.
- 19) 太巻正一「更正に立つ陶の教育」郷土教育連盟『郷土教育』第39号, 刀江書院, 1934.1, pp.95-96.
- 20) 香川県師範学校卒の熊野勝洋氏（1936年4月本科第1部入学, 1941年3月同卒業）,

同じく東原岩男氏（1938年4月本科第1部入学、1943年9月同卒業）の聞き取りによる。桑島は、香川県師範学校附属小学校訓導を務めた後、同師範学校教諭として赴任した。桑島には、その他香川県の地誌に関して以下の著作がある。

- ・桑島安太郎『讃岐』香川県教育会、1928.
 - ・桑島安太郎『香川県地誌（上）』香川県教育図書、1933.1.
 - ・桑島安太郎『香川県地誌（中）』香川県教育図書、1933.3.
- 21) 桑島安太郎「香川県の地域性一二」郷土教育連盟『郷土教育』第23号、刀江書院、1932.9, pp.103-107参照。
- 22) 前掲書1), pp.881-882参照。
- 23) 1917（大正6）年2月の文部省告示第22号により併置が許可され、同年4月から開設された。（香川県女子師範学校、香川県立坂出高等女学校編『教育概要』香川県女子師範学校、香川県立坂出高等女学校、1935.5, p.31参照）
- 24) 前掲書23), p.271.
- 25) 前掲書23), pp.274-278参照。
- 26) 香川県女子師範学校郷土研究室編『郷土室施設概要並に目録』香川県女子師範学校、1933.6, p.1.
- 27) 前掲書23), pp.273-274.
- 28) 「鎌田郷土博物館」は、1925（大正14）年5月24日に財団法人鎌田共済会によって開館された。会館に先駆けて、特に郷土に関する「調査部」が1922（大正11）年10月に設置されており、「其の資料は郷土史に関するものを主とし、其の他有益なるもの極めて多き」状況であった。またその活用に関しては、「隨時教員引率の下に見学指導をなす」とされた。（前掲書23), p.274参照）
- 29) 「郷土室」に関しては、文献によりその名称が不統一であり、「郷土館」（前掲書23), p.277), 「郷土研究室」（前掲書23), p.271), そして「郷土室」（前掲書26)) の3つの名称が使用されていた。ここでは、その実際の施設の形態から「郷土室」と呼ぶことにする。
- 30) 香川県師範学校においても、やはり1930・31（昭和5・6）年度の「郷土研究施設費」交付が契機となり、校長近森幸衛、地理科教諭桑原安太郎中心に「郷土室」の本格的整備が開始された。「教室が全部普通教授のためふさがって余裕がないので」寄宿舎

の第3寮を利用して「臨時郷土室」として発足し、「第一室 郷土地理室」「第二室 郷土史室」「第三室 郷土地質室」「第四室 郷土生物室」「第五室 郷土農業生産室」「第六室 郷土農業経済室」の6室からなっていた。（香川県師範学校郷土研究部編『郷土教育施設 香川県師範学校』香川県師範学校、1933.10, pp. 2-3参照）

- 31) 前掲書23), pp. 277-278.
- 32) 前掲書23), p. 274.
- 33) 前掲書26), p. 2.
- 34) 郷土研究における「総合」的視点の重視は、既に述べてきたように小田内通敏の郷土研究論の特色である。当時、香川県女子師範学校における郷土研究の中心人物は、地理科教諭石井宣一（前掲資料6-17「香川県女子師範学校、香川県立高等女学校職員一覧」参照）であったが、この期に石井と小田内が交流があったのかに関しては不明である。したがって、この郷土研究における「総合」的視点が小田内の影響によるものなのかどうかは不明である。
- 35) 前掲書26), pp. 2-3.
- 36) 前掲書26), p. 3.
- 37) 前掲書23), pp. 274-275.
- 38) 前掲書23), pp. 275-276.
- 39) 香川県師範学校においても、郷土教育の中心的実践として郷土研究が奨励されており、その成果は、以下の通り香川県師範学校郷土研究部編纂の「郷土研究紀要」として刊行された。
 - ・第一輯 『教便物の作成資料 香川県の分布図とグラフ 上巻』1932.8.
 - ・第二輯 『香川県地質概説』1932.12.
 - ・第三輯 『香川県地質図』不明。
 - ・第四輯 『郷土館施設概要』1933.10.
 - ・第五輯 『香川県農山漁村の生活』1936.11.
- 40) 香川県女子師範学校郷土研究室編『讃岐文芸読本』上田書店、1933.7. また、翌1934(昭和9)年には、香川県教育会の讃岐郷土研究会編により同名の『讃岐文芸読本』香川県教育図書、1934.10が刊行されている。
- 41) 修身・教育・国語の各学科を担当、所属は香川県立坂出高等女学校教諭であるが女子

師範教諭訓導を兼任した。前掲書23), p. 64参照。

- 42) 前掲書40), 序p. 2-3.
- 43) 前掲書23), p. 274.
- 44) 註20)の熊野氏による聞き取りによる。
- 45) 前掲書23), p. 277.
- 46) 『香川新報』1937. 2. 27, p. 2, 香川大学教育学部附属高松小学校創立百周年記念事業実行委員会編『香川大学教育学部附属高松小学校百年史』香川大学教育学部附属高松小学校, 1990, pp. 91-91参照。
- 47) 陶村は、前述したように1932（昭和7）年12月に県より経済更正村に指定され、1934（昭和9）年には優良経済更正村として富民協会や農林大臣から表彰を受けていた。しかし、こうした取り組みは、「昭和十二年末を以て第一期計画は完了」というように、1937（昭和12）年をもって一区切りを迎えていた。（前掲書12), pp. 836-837参照）
- 48) 前述のように、熊野勝洋氏は1936（昭和11）年4月から1941（昭和16）年3月まで香川県師範学校本科第1部に在籍、また東原岩男氏は1938（昭和13）年4月から1943（昭和18）年9月まで（学徒出陣の関係）、同校本科第1部に在籍していた。熊野氏は、先の「校外教授」や「採取旅行」等の郷土教育実践の記憶があるが、東原氏にはこうした記憶はなく、やはり1937（昭和12）年から1938（昭和13）年頃を境に、同校郷土教育実践は衰退していったものと考えられる。